

### 3 指定等基準

#### (1) 国宝及び重要文化財指定基準

(昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号)

最終改正 平成8年10月28日文部省告示第165号

##### 絵画、彫刻の部

###### 重要文化財

- 一 各時代の遺品のうち製作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- 二 我が国の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 三 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 四 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 五 渡来品で我が国の文化にとって特に意義のあるもの

###### 国宝

重要文化財のうち製作が極めて優れ、かつ、文化史的意義の特に深いもの

##### 工芸品の部

###### 重要文化財

- 一 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- 二 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- 三 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 四 渡来品で我が国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

###### 国宝

重要文化財のうち製作が極めて優れ、かつ、文化史的意義の特に深いもの

##### 書跡、典籍の部

###### 重要文化財

- 一 書跡類は、<sup>しつぽん</sup>宸翰、和漢名家筆跡、古筆、<sup>しつぽん</sup>墨帖等で、我が国の書道史上の代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの
- 二 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 三 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの
- 四 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 五 渡来品で我が国の文化にとって特に意義のあるもの

###### 国宝

重要文化財のうち学術的価値の特に高いもの又は我が国の文化史上特に貴重なもの

##### 古文書の部

###### 重要文化財

- 一 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- 二 日記、記録類(絵図、系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 三 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 四 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 五 渡来品で我が国の歴史上特に意義のあるもの

###### 国宝

重要文化財のうち学術的価値が特に高く、かつ、歴史上特に意義の深いもの

##### 考古資料の部

###### 重要文化財

- 一 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 二 銅鐸、銅剣、銅鉞その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 三 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 四 宮殿、官衙、寺院跡、墓、歴塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 五 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

###### 国宝

重要文化財のうち学術的価値が極めて高く、かつ、代表的なもの

##### 歴史資料の部

###### 重要文化財

- 一 政治、経済、社会、文化、科学技術等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 二 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 三 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 四 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

###### 国宝

重要文化財のうち学術的価値が極めて高く、かつ、歴史上極めて意義の深いもの

##### 建造物の部

###### 重要文化財

- 建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの
- (一) 意匠的に優秀なもの

- (二) 技術的に優秀なもの
- (三) 歴史的価値の高いもの
- (四) 学術的価値の高いもの
- (五) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

###### 国宝

重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの

#### (2) 登録有形文化財登録基準

(平成8年8月30日文部省告示第152号)

建築物、土木構造物及びその他の工作物(重要文化財及び文化財保護法第98条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

#### (3) 重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準

(昭和29年12月25日文化財保護委員会告示第55号)

改正 昭和50年11月20日文部省告示第154号

##### 第一 重要無形文化財の指定基準

###### 【芸能関係】

- 一 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの
  - (一) 芸術上特に価値の高いもの
  - (二) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
  - (三) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの
- 二 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

###### 【工芸技術関係】

- 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの
  - (一) 芸術上特に価値の高いもの
  - (二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
  - (三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

##### 第二 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

###### 【芸能関係】

- 保持者
  - 一 重要無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法(以下単に「芸能又は技法」という。)を高度に体現できる

###### 者

- 二 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が一体となつて芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

###### 【工芸技術関係】

###### 保持者

- 一 重要無形文化財に指定される工芸技術(以下単に「工芸技術」という。)を高度に体得している者
- 二 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

###### 保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

全部改正 (昭和50年文化告154号)

#### (4) 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準

(昭和29年12月25日文化財保護委員会告示第66号)

改正 昭和50年11月20日文化庁告示第16号

###### 【芸能関係】

音楽、舞踊、演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法のうち、我が国の芸能の変遷の過程を知る上に貴重なもの

###### 【工芸技術関係】

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの

一部改正 (昭和50年文化告16号)

#### (5) 重要有形民俗文化財指定基準

(昭和29年12月25日文化財保護委員会告示第58号)

改正 昭和50年11月20日文部省告示第155号

- 一 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形態、製作技法、用法等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

- (一) 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等

- (二) 生産、生業に用いられるもの 例えは、農具、漁具、工匠用具、紡織用具、作業場等
- (三) 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えは、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
- (四) 交易に用いられるもの 例えは、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
- (五) 社会生活に用いられるもの 例えは、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
- (六) 信仰に用いられるもの 例えは、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社籠等
- (七) 民俗知識に関して用いられるもの 例えは、暦類、卜占用具、医療具、教育施設等
- (八) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えは、衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
- (九) 人の一生に関して用いられるもの 例えは、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
- (十) 年中行事に用いられるもの 例えは、正月用具、節供用具、盆用具等

二 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号の一に該当し、特に重要なもの

- (一) 歴史的変遷を示すもの
- (二) 時代的特色を示すもの
- (三) 地域的特色を示すもの
- (四) 生活階層の特色を示すもの
- (五) 職能の様相を示すもの

三 他民族に係る前二項に規定する有形の民俗文化財又はその収集で、我が国民の生活文化との関連上特に重要なもの

**(6) 重要無形民俗文化財指定基準**

(昭和50年11月20日文部省告示第156号)

- 一 風俗慣習のうち次の各号の一に該当し、特に重要なもの
  - (一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
  - (二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- 二 民俗芸能のうち次の各号の一に該当し、特に重要なもの
  - (一) 芸能の発生又は成立を示すもの
  - (二) 芸能の変遷の過程を示すもの
  - (三) 地域的特色を示すもの

**(7) 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準**

(昭和29年12月25日文化財保護委員会告示第59号)

改正 昭和50年11月20日文化庁告示第17号

- 一 風俗慣習のうち次の各号の一に該当し、重要なもの

- (一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

- (二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

二 民俗芸能のうち次の各号の一に該当し、重要なもの

- (一) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (二) 芸能の変遷の過程を示すもの
- (三) 地域的特色を示すもの

三 無形の民俗文化財のうち前二項には該当しないが、重要有形民俗文化財の特質を理解するため特に必要なもの

四 他民族に係る前三項に規定する無形の民俗文化財で我が国民の生活文化との関連上特に重要なもの

一部改正 (昭和50年文化庁告示第17号)

**(8) 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準**

(昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号)

改正 平成7年3月6日文部省告示第24号

**史跡**

左に掲げるものうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術、文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

**特別史跡**

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

**名勝**

左に掲げるものうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的のものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所

- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、瀝原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

**特別名勝**

名勝のうち価値が特に高いもの

**天然記念物**

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

**一 動物**

- (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (三) 自然環境における特有の動物又は動物群衆
- (四) 日本に特有な奇襲動物
- (五) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (六) 特に貴重な動物の標本

**二 植物**

- (一) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (二) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (四) 代表的な原野植物群落
- (五) 海岸及び砂地植物群落の代表的なもの
- (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (七) 洞穴に自生する植物群落
- (八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (十) 著しい植物分布の限界地
- (十一) 著しい栽培植物の自生地
- (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

**三 地質鉱物**

- (一) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (二) 地層の整合及び不整合
- (三) 地層の褶曲及び衝上
- (四) 生物の動きによる地質現象
- (五) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (六) 洞穴
- (七) 岩石の組織
- (八) 温泉並びにその沈殿物
- (九) 風化及び侵蝕に関する現象
- (十) 硫黄孔及び火山活動によるもの

- (十一) 水雪霜の営力による現象
  - (十二) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本
- 四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域 (天然保護区域)

**特別天然記念物**

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

**(9) 重要伝統的建造物群保存地区選定基準**

(昭和50年11月20日文部省告示第157号)

伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の各号の一に該当するもの

- (一) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
- (二) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
- (三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの

**(10) 選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定の基準**

(昭和50年12月22日文部省告示第166号)

**第一 選定保存技術の選定基準**

[有形文化財等関係]

- 一 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの (次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。) で保存の措置を講ずる必要のあるもの

- 二 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

[無形文化財等関係]

- 無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

**第二 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定基準**

保持者

選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

保存団体

選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体 (財団を含む。) で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの

4 文化財指定等件数表

(1) 文化財指定等の件数

(平成12年6月15日現在)

ア 【指 定】

(ア) 国宝・重要文化財

種 別 / 区 分	国 宝		重 要 文 化 財	
	件数	種別	件数	種別
美術工芸品	154	画	1,903	画
	122	彫刻	2,564	彫刻
	252	工芸品	2,361	工芸品
	224	書跡・典籍	1,829	書跡・典籍
	54	古文書	682	古文書
	39	考古資料	515	考古資料
	0	歴史資料	102	歴史資料
845	計	9,956	計	
建造物	(253棟) 209		(3,683棟) 2,191	
合 計	1,054		12,147	

註) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

(イ) 史跡名勝天然記念物

種 別	件数	種 別	件数
特別史跡	57	史 跡	1,410
特別名勝	29	名 勝	267
特別天然記念物	72	天然記念物	919
計	158	計	2,596

註) 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物を含む。

(ウ) 重要無形文化財

	各 個 認 定		保 持 団 体 等 認 定	
	指 定 件 数	保 持 者 数	指 定 件 数	保 持 団 体 等 数
芸 能	34 (件)	54 (人)	11 (件)	11 (団体)
工 芸 技 術	44	55 (54)	13	13
合 計	78	109 (108)	24	24

註) ( ) 内は実人員を示す。

(ニ) 重要有形民俗文化財

195

(ホ) 重要無形民俗文化財

202

イ 【選 定】

(ア) 重要伝統的建造物群保存地区

55地区

(イ) 選定保存技術

保 持 者		保 存 団 体	
件数	人	件数	団体数
42 (件)	45 (人)	16 (件)	18 (団体)

註) 保存団体には重複認定があり ( ) 内は実団体件数を示す。

ウ 【登 録】

登録有形文化財

1,778

(2) 国宝・重要文化財(美術工芸品)種類別都道府県別指定件数一覧

(平成12年6月15日現在)

	国 宝						計
	絵画	彫刻	工芸	書跡	考古	歴史	
北海道							0
青 森			2				2
岩 手			4	1			5
宮 城				2			2
秋 田			1				1
山 形	1		2				3
福 島		1		1			2
茨 城			1				1
栃 木			4	6			10
群 馬							0
埼 玉			1	1			2
千 葉			1	2			3
東 京	53	1	90	81	12		237
神奈川	6	1	7	5			19
新 潟					1		1
富 山							0
石 川			3				3
福 井			3	1			4
山 梨	2		1				3
長 野			1		1		2
岐 阜			1	1			2
静 岡	1		7	3			11
愛 知			1	5			6
三 重				3	1		4
滋 賀	4	4	4	20	1		33
京 都	54	35	15	91	3		198
大 阪	9	4	22	17	3		55
兵 庫	1	1	3	6	1		12
奈 良	10	70	39	15	8		142
和歌山	9	4	4	10	1		28
鳥 取	1				1		2
島 根			2				2
岡 山			4				4
広 島	2		9	1			12
山 口	1		3	2			6
徳 島							0
香 川			1	2			3
愛 媛			8		1		9

	重 要 文 化 財						
	絵画	彫刻	工芸	書跡	考古	歴史	計
北海道		1	3			6	10
青 森		2	10			6	18
岩 手	1	21	17	4	3	1	47
宮 城	2	8	11	4	7	2	34
秋 田	4	1	3	1	2	1	12
山 形	8	9	34	11	5		67
福 島	4	23	21	4	8		60
茨 城	7	14	10		2		33
栃 木	8	8	55	37	6	1	115
群 馬	5	2	5	3	14		29
埼 玉	8	9	18	7	6		48
千 葉	7	14	14	11	2	2	50
東 京	480	181	672	685	166	37	2,221
神奈川	58	68	71	77	9	3	286
新 潟	4	17	7	13	5		46
富 山	5	9	8	5	2	1	30
石 川	9	14	25	30	4		82
福 井	14	34	10	14	1	2	75
山 梨	10	22	7	5	5	1	50
長 野	8	40	15	7	8	1	79
岐 阜	7	45	23	14	5		94
静 岡	43	20	75	38	5	1	182
愛 知	53	42	68	71	3	2	239
三 重	19	63	17	36	8	3	146
滋 賀	96	372	65	71	8	4	616
京 都	500	385	157	766	24	11	1,843
大 阪	133	107	209	119	25	1	594
兵 庫	108	104	73	59	44	1	389
奈 良	105	486	222	233	35	9	1,090
和歌山	71	104	70	52	6	1	304
鳥 取	3	18	5	1	10		37
島 根	8	21	21	9	8		67
岡 山	21	17	42	3	7	1	91
広 島	13	42	62	19	3	1	140
山 口	16	19	30	23	4	5	97
徳 島	6	14		3	3	1	27
香 川	22	33	17	13	1		86
愛 媛	1	15	86	5	1		108

	国 宝						計
	絵画	彫刻	工芸	書跡	考古	歴史	
高知			1				1
福岡			5	2	5		12
佐賀							0
長崎							0
熊本							0
大分		1	1				2
宮崎							0
鹿児島			1				1
沖縄							0
補遺							0
合計	154	122	252	278	39	0	845

	重 要 文 化 財							計
	絵画	彫刻	工芸	書跡	考古	歴史		
高知	2	50	11	1				64
福岡	15	49	37	20	34			155
佐賀	2	13	6	4	4			29
長崎	4	5	6	4	1	3		23
熊本	2	11	5	10	5			33
大分	5	27	9	4	2	1		48
宮崎		4	1	1	1			7
鹿児島	1		13	1	1	4		20
沖縄			2	3		1		6
補遺	5	1	13	10				29
合計	1,903	2,564	2,361	2,511	515	102		9,956

①重要文化財の件数は国宝の件数を含む

②補遺は、現在所有者の不明のもの、戦後連合国側に提出したまま、返還されないもの

(3) 国宝・重要文化財（建造物）種類別都道府県別指定件数一覧

(平成12年6月15日現在)

都道府県	件数	近世以前の分類						近代の分類										計	
		神社	寺院	城郭	住宅	民家	その他	小計	宗教建築	官庁学校文化施設	公共施設	近代化遺産	その他	小計					
北海道	21		8	1	1	2	1	13	1	6	14	4	1	1				27	40
青森	27		21	10	9		6	46	1				1					2	48
岩手	20 (1)	1	9				12	2	24		2		1					3	27 (1)
宮城	17 (3)	8	8				8	24		1								1	25 (4)
秋田	19	14	4		5	9		32	1				1	1				3	35
山形	25 (1)	7	9			5		21	1	2	3			1				7	28 (1)
福島	31 (1)	3	16			7	1	27	6	1	1	1						9	36 (1)
茨城	28	10	8			10	4	32		2			1					3	35
栃木	29 (6)	84	36			9	7	136	3					1	4			4	140 (9)
群馬	18	11	1			11	3	26			1	1						2	28
埼玉	21	12	9		2	8	1	32					1					1	33
千葉	26	3	25		1	6		35		1								1	36
東京	54 (1)	19	16	6	3	5	4	53	2	4	9	1	2	3	3			24	77 (1)
神奈川	48 (1)	6	13	7	15	14	55	1	1	1		1		1	1	4		59 (1)	
新潟	32	6	12	2		49		69			2							2	71
富山	19 (1)	6	22			9	2	39	5	1			1					7	46 (3)
石川	39	15	16	9	3	18	2	63	1	1			3					5	68
福井	22 (2)	6	8	1		6	1	22										0	22 (2)
山梨	47 (2)	22	20	1	24			67		1								1	68 (2)
長野	77 (5)	53	25	7	1	28	4	118		2	1		1					4	122 (10)
岐阜	47 (3)	25	21		2	27	2	77	5				1					6	83 (3)
静岡	27	42	12	1	1	16	1	73		1								1	74
愛知	75 (3)	41	32	7	3	12	3	98	1	5	3	5	1	1	1	1	1	16	114 (3)

都道府県	件数	近世以前の分類						近代の分類										計
		神社	寺院	城郭	住宅	民家	その他	小計	宗教建築	官庁学校文化施設	公共施設	近代化遺産	その他	小計				
三重	18		6	10			2	2	20		2				1	1	4	24
滋賀	177 (22)	89	67	10	10	11	26	213	1	6							7	220 (23)
京都	280 (46)	144	231	14	66	20	41	516			9	5	1				15	531 (58)
大阪	92 (5)	46	37	13	9	36	7	148					4	1			5	153 (8)
兵庫	99 (11)	49	39	84	1	14	5	192	6				1	1		8	200 (14)	
奈良	260 (62)	100	184		14	41	28	367	1	1	2	2					6	373 (69)
和歌山	76 (7)	66	37	1	1	15	1	121									0	121 (7)
鳥取	14 (1)	7	5			9		21	1								1	22 (1)
島根	20 (2)	26	3	1	1	11		42									0	42 (2)
岡山	50 (2)	29	16	5	1	41	17	109		2							2	111 (2)
広島	57 (7)	14	32	2	1	31	10	90	1	2				1			4	94 (12)
山口	31 (3)	13	13		1	15		42				4					4	46 (3)
徳島	14	1	5			23		29									0	29
香川	24 (2)	1	11	7	3	8	5	35									0	35 (2)
愛媛	43 (3)	8	15	26		15	23	87	14	1	4						19	106 (3)
高知	16 (1)	7	4	13	4	6		34	4								4	38 (1)
福岡	34	16	10	1		11	3	41	6	1		1	1	1	10		51	
佐賀	11	4		1	4	1	10	3									3	13
長崎	24 (3)		6		5	2	5	18	4	3		4	1		12		30 (3)	
熊本	23	12	3	13		3	7	38		4	1		1		6		44	
大分	27 (2)	5	6		4	13	28	28						1	3	4	32 (4)	
宮崎	5	2				4		6									0	6
鹿児島	9	5				6	2	13	3								3	16
沖縄	18	7	1			8	11	27	3					1	4		31	
計	2,191 (209)	1,072	1,075	234	147	642	259	3,429	13	91	56	28	24	12	13	17	254	3,683 (283)

註1) ( )内は国宝の数で重要文化財数の内数

2) 近代化遺産は「構」で数える

(4) 登録有形文化財種類別都道府県別登録件数一覧

(平成12年6月15日現在)

都道府県	告示分の累計														計			
	産1	産2	産3	産4	交通	官庁	公舎	学校	生園	活遊	文福	化社	住宅	宗教		治山	水	他
北海道				3	6		1	8				1	6	1				26
青森	5	1	1			1							4	3				15
岩手	9	11			1			1	8									30
宮城			1							13			15					29
秋田	2	32	7										15					56
山形		7	3			1	1				3	19	1					35
福島			10			1					1	23	2					37
茨城		3	9			2	1	3	3	3	7							28
栃木		3	4			1	6				1	7	2				1	25
群馬	2	3	4			2	4	14		2	7	3						41

都道府県	告示分の累計														計		
	産1	産2	産3	産4	交通	官庁	公舎	学校	生活	文運	文化	住宅	宗教	治山		治水	他
埼玉	1				7		2					13					23
千葉		2			10		1				3	14	5			1	36
東京					8		1	17			12	42	4			1	85
神奈川	1	1			16	3	1	1			12	1	5				41
新潟		9			19						1	51	26				106
富山					3	3	1				4	35	2	2			50
石川		1			7							27	1			2	38
福井		3			5		1				2	1		1			13
山梨		2			9	3	4	1			10	5	2	1	2		39
長野	1				2						1	41					46
岐阜					1						4	19	1	2			31
静岡					26	8	1				1	25	7				68
愛知		4			7	2	2	5			6	14	3			2	45
三重		8			2	1	2	1	1		4	1			4		24
滋賀		8			4	2	4	4			2	59	51				134
京都		2			14		1	5	2		9	28	2			1	64
大阪		1			8	3		3	1	12	58	12					98
兵庫		1			2	1		5	4	3	45	9					70
奈良					18	4					4	3					29
和歌山					1			1			2	28	5				37
鳥取		7			6						1	21					35
島根		1				1	2	2					2			2	10
岡山		2			5	2	3				2	33					47
広島	2				4	3		1	3	1	7	1				2	24
山口	1	1			1	4	3	2	12	5	5	1					35
徳島		7			1					3	19						30
香川	5	4			3	16	2	6	2	2	12	1				1	54
愛媛	3					1	1	1									6
高知											1	6					7
福岡	2				2	7	1				2						14
佐賀		1			7			1			3		2				14
長崎					1						6	1				1	9
熊本	3				3			4	1	2	20	2					35
大分	3	17			2	5	2	1	5	2	6						43
宮崎	1				2	1					2	2					9
鹿児島	2				1			2			1						6
沖縄											1						1
計	43	160			235	73	50	83	103	99	751	157	10	14			1,778

※指定等による登録抹消分を差し引きした数値である。

(5) 重要無形文化財保持者・保持団体等種類別都道府県別認定件数一覧

	重要無形文化財		
	保持者(人)		
	芸能	工芸技術	計
北海道			
青森			
岩手			
宮城			
秋田			
山形		1	1
福島			
茨城		1(1)	1(1)
栃木		1	1
群馬		2	2
埼玉		1(1)	1(1)
千葉	1		1
東京	33(9)	10	43(9)
神奈川	2	3	5
新潟		1(1)	1(1)
富山		1	1
石川		5(1)	5(1)
福井		1	1
山梨			
長野			
岐阜		2(1)	2(1)
静岡			
愛知		1	1
三重		1(1)	1(1)

	重要無形文化財		
	保持者(人)		
	芸能	工芸技術	計
滋賀	1		1
京都	4	8	12
大阪	6(1)	2	8(1)
兵庫	3		3
奈良	1	2	3
和歌山			
鳥取			
島根		(1)	(1)
岡山		1	1
広島	1		1
山口		1	1
徳島			
香川		2	2
愛媛			
高知			
福岡		(1)	(1)
佐賀		2(2)	2(2)
長崎			
熊本			
大分		(1)	(1)
宮崎			
鹿児島			
沖縄	2(1)	5(2)	7(3)
合計	54(11)	54(13)	108(24)

※( )は、団体認定又は総合認定を示す。

(6) 重要有形民俗文化財種類別都道府県別指定件数一覧

(平成12年6月15日現在)

県	衣いの食住にも用いられるもの	生に産するもの・いの生に産するもの	交・いの通運に用いられるもの	交に用いられるもの	社用もの・いの生活に用いられるもの	信に用いられるもの	民間に用いられるもの	民間に用いられるもの・数	人間のしるし・いのしるしに用いられるもの	年用もの・いのしるしに用いられるもの	計
北海道	1	1	1								3
青森	2	1	2			3					8
岩手	1	3	2			1					7
宮城											0
秋田	1	1	3								5
山形	4	3	1			2					10
福島		2				1		2			5

県	衣いの 食住に 用も	生に 産用 ・生 業の	交 通・ 通 信・ 運 輸も	交 易に 用い るも	社 会 生 活に 用い るも	信 仰に 用い るも	民 俗に 用い るも	民 俗に 用い るも ・ 遊 戯	人 間 の 生 活に 用い るも	年 中 行 事 に 用い るも	計
茨城						1					1
栃木											0
群馬	1							1		1	3
埼玉		4				2					6
千葉		2									2
東京	2	2				3					7
神奈川		1						1			2
新潟	2	6	1			5					14
富山				1		2					3
石川	3	8	1			1			1		14
福井											0
山梨		1									1
長野	2	2				1		1		1	7
岐阜	1	6	1			1		4	1		14
静岡	1										1
愛知	1	4									5
三重		1									1
滋賀											0
京都	1					2					3
大阪	1		1			1					3
兵庫		2				2		3			7
奈良		1				2					3
和歌山									1		1
鳥取		1									1
島根	1	5	2			2					10
岡山								1			1
広島	2	3				1	1				7
山口		4	1			2	2				10
徳島		3	1					2			6
香川		5				1		3			9
愛媛		1									1
高知		1			1			2			4
福岡								1			1
佐賀		2									2
長崎											0
熊本											0
大分		1					2	1			4
宮崎		3									3
鹿児島											0
沖縄											0
計	27	80	17	1	1	36	5	23	3	2	195

(7) 重要無形民俗文化財都道府県別指定件数一覧

(平成12年6月15日現在)

重要無形 民俗文化財	件数
北海道	1
青森	6
岩手	6
宮城	4
秋田	12
山形	4
福島	5
茨城	2
栃木	3
群馬	2
埼玉	3
千葉	2
東京	4
神奈川	5
新潟	10
富山	4
石川	5
福井	4
山梨	2
長野	6
岐阜	8
静岡	7
愛知	8
三重	6
滋賀	2

重要無形 民俗文化財	件数
京都	7
大阪	2
兵庫	3
奈良	4
和歌山	4
鳥取	1
島根	5
岡山	3
広島	3
山口	2
徳島	2
香川	2
愛媛	1
高知	2
福岡	8
佐賀	3
長崎	5
熊本	2
大分	4
宮崎	5
鹿児島	6
沖縄	8
二府県	1
合計	202

註 「二府県」・「室根神社のマツリバ行事」(岩手・宮城)

(8) 特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物種類別都道府県別指定件数一覧

(平成12年6月15日現在)

	特別史跡名勝天然記念物							史跡名勝天然記念物											
	特別史跡			特別名勝			特別天然記念物	史跡			名勝			天然記念物					
	史跡	史名	史天	名勝	名史	名天		史跡	史名	史天	名勝	名史	名天	天然	天史	天名			
北海道	1						5	6					47			31			79
青森							1	1					13		4	1	5		23
岩手	3			1			4	8					21		4	2	30		57
宮城	1			1			1	3					31	1	3		25		61
秋田	1						1	2					9		2		11		22
山形							2	2					19		5	1	12		37
福島													30	2	2		24		58
茨城	3							3					22	1	1		6		30
栃木	1		1				1	3					30		1	1	5		37

	特別史跡名勝天然記念物							史跡名勝天然記念物										
	特別史跡			特別名勝		特別天然記念物	計	史跡			名勝			天然記念物				計
	史跡	史名	史天	名勝	名史			名天	史跡	史名	史天	名勝	名史	名天	天然	天史	天名	
群馬	3					1	4	39			4		1	16		1	61	
埼玉						3	3	17					1	9			27	
千葉						1	1	22						11			33	
東京	1	1		1	1		5	37	1		3	2		12	1		56	
神奈川								47			1	2		6			56	
新潟								24			3		3	24		1	56	
富山						1	3	15					2	11			28	
石川				1			2	19			3		1	13			36	
福井	1			1			2	21			13			8		1	43	
山梨				1			2	10			4			31			45	
長野	1					1	3	31			4		1	20			56	
岐阜							3	18			2		2	35			57	
静岡	3						5	35			6	1	1	28		1	72	
愛知	1						1	35			1		3	20		1	80	
三重	1						1	31			2	2		16		1	52	
滋賀	2						3	30			14	4		12			60	
京都		3		11			14	58	15		31	8		9			121	
大阪	2						2	68			4			5			77	
兵庫	1						1	35			5		1	16			57	
奈良	8	1					10	97	2		5	2		18			124	
和歌山	1						1	19			6		1	15			41	
鳥取	1						1	24			3	1	1	11			40	
島根							1	46	3		4		6	20		1	80	
岡山	1			1			2	42			11			13			66	
広島	1	1		1			3	21	1		5			12			39	
山口							3	36	1	1	5		4	38		1	86	
徳島							1	4			3			15			22	
香川	1			1			3	15		1	3		1	9			29	
愛媛							1	8			10			10			28	
高知							2	8			2			14	1		25	
福岡	4						6	72			5			23			100	
佐賀	2			1			3	19			2			9			30	
長崎	1			1			2	24			3			28			55	
熊本	1						1	27			3	1	1	16		1	49	
大分	1						1	35			1			15			51	
宮崎	1						3	16			3		1	36			56	
鹿児島							6	17			2			18	1		38	
沖縄				1			1	27			5			24			56	
二府県	1			3			6	9			2		3	15			29	
定めず							14							96			96	
小計	50	6	1	26	1	2	72	1,380	27	3	206	24	37	907	3	9	2,596	
合計		57		29			72	1,410			267			919				

(注) 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物を含む。

(9) 史跡名勝天然記念物種別指定一覧

(平成12年6月15日現在)

ア [史跡]

[特史]は特別史跡で内数

種別	原始		古代		中世		近世		近代		計	
	件数	[特史]	件数	[特史]	件数	[特史]	件数	[特史]	件数	[特史]	件数	[特史]
貝塚	60										60	0
集落跡	142	3	5		1						148	3
古墳	357	7	3								360	7
この他この類の遺跡	22	1									22	1
(小計)	581	11	8	0	1	0	0	0	0	0	590	11
都城跡			19	4	12		2				33	4
国郡庁跡			22		1						23	0
城官庁跡			25	4	106	1	62	9			193	14
戦跡			2	1	5		3		1		11	1
その他政治に関する遺跡			2		5		13		2		22	0
(小計)	0	0	70	9	129	1	80	9	3	0	282	19
社寺跡又は旧境内			158	12	27		8				193	12
その他祭祀・信仰に関する遺跡			27	2	13		2				42	2
(小計)	0	0	185	14	40	0	10	0	0	0	235	14
学校、研究施設、文化施設												
その他教育・学術・文化に関する遺跡			1		1		20	3	2		24	3
(小計)	0	0	1	0	1	0	20	3	2	0	24	3
医療・福祉施設、生活関連施設その他の遺跡					3		3				6	0
(小計)	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	6	0
交通・通信施設			1				26	2			27	2
治山・治水施設							2				2	0
生産施設	2		23		7		4		1		37	0
その他経済・生産活動に関する遺跡	8		9		13		34		11		75	0
(小計)	10	0	33	0	20	0	66	2	12	0	141	2
墳墓及び碑			10	3	9		49		1		69	3
(小計)	0	0	10	3	9	0	49	0	1	0	69	3
旧宅							31	1			31	1
園池			3		14	2	25	3			42	5
その他特に由緒のある地域			3		6		1				10	0
(小計)	0	0	6	0	20	2	57	4	0	0	83	6
外国及び外国人に関する遺跡							6		1		7	0
(小計)	0	0	0	0	0	0	6	0	1	0	7	0
総計	591	11	313	26	223	3	291	18	19	0	1,437	58

イ [名勝]

(平成12年6月15日現在)

分類	件数	備考
庭園	160 (23)	
公園	4	
橋	2	
河川	1	
湧泉	1	
湖沼	2 (1)	
岩石・洞穴	11	
瀑布	9	
砂嘴	1 (1)	
島	9 (2)	
海岸	26	
山岳	15 (2)	
峡谷・溪流	34 (5)	
松	6 (1)	
花	13	

分類	件数	備考
展望地点	9	
合計	303 (35)	

( ) は特別名勝で内数  
 ウ [天然記念物]  
 (平成12年6月15日現在)

分類	件数	備考
動物	191 (21)	
植物	534 (30)	
地質鉱物	211 (20)	
天然保護区域	23 (4)	
合計	959 (75)	

( ) は特別天然記念物で内数

(10) 重要伝統的建造物群保存地区選定一覧

(平成12年6月現在)

番号	道県府名	地区名称	種別	選定年月日	選定基準	面積 (ha)
1	北海道	函館市元町末広町	港町	平1.4.21	(三)	14.6
2	青森	弘前市仲町	武家町	昭53.5.31	(二)	10.6
3	秋田	角館町角館	武家町	昭51.9.4	(二)	6.9
4	福島	下郷町大内宿	宿場町	昭56.4.18	(三)	11.3
5	埼玉	川越市川越	商家町	平11.12.1	(一)	7.8
6	千葉	佐原市佐原	商家町	平8.12.10	(三)	7.1
7	新潟	小木町宿根木	港町	平3.4.30	(三)	28.5
8	富山	平村相倉	山村集落	平6.12.21	(三)	18.0
9	富山	上平村菅沼	山村集落	平6.12.21	(三)	4.4
10	福井	上中町熊川宿	宿場町	平8.7.9	(三)	10.8
11	山梨	早川町赤沢	山村・講中宿	平5.7.14	(三)	25.6
12	長野	東部町海野宿	宿場・養蚕町	昭62.4.28	(一)	13.2
13	長野	南木曾町妻籠宿	宿場町	昭51.9.4	(三)	1,245.4
14	長野	横川村奈良井	宿場町	昭53.5.31	(三)	17.6
15	岐阜	高山市三町	商家町	昭54.2.3	(一)	4.4
16	岐阜	美濃市美濃町	商家町	平11.5.13	(一)	9.3
17	岐阜	岩村町岩村本通り	商家町	平10.4.17	(三)	14.6
18	岐阜	白川村荻町	山村集落	昭51.9.4	(三)	45.6
19	三重	関町関宿	宿場町	昭59.12.10	(三)	25.0
20	滋賀	大津市坂本	里坊群・門前町	平9.10.31	(三)	28.7

番号	道県府名	地区名称	種別	選定年月日	選定基準	面積 (ha)	
21	滋賀	近江八幡市八幡	商家町	平3.4.30	(一)	13.1	
22	滋賀	五箇荘町金堂	農村集落	平10.12.25	(三)	32.3	
23	京都	京都市上賀茂	社家町	昭63.12.16	(三)	2.7	
24	京都	京都市産寧坂	門前町	昭51.9.4	(三)	8.2	
25	京都	京都市祇園新橋	茶屋町	昭51.9.4	(一)	1.4	
26	京都	京都市嵯峨鳥居本	門前町	昭54.5.21	(三)	2.6	
27	京都	美山町北	山村集落	平5.12.8	(三)	127.5	
28	大阪	富田林市富田林	寺内町・在郷町	平9.10.31	(一)	11.2	
29	兵庫	神戸市北野町山本通	港町	昭55.4.10	(一)	9.3	
30	奈良	橿原市今井町	寺内町・在郷町	平5.12.8	(一)	17.4	
31	鳥取	倉吉市打吹玉川	商家町	平10.12.25	(一)	4.2	
32	鳥根	大田市大森銀山	鉱山町	昭62.12.5	(三)	32.8	
33	岡山	倉敷市倉敷川畔	商家町	昭54.5.21	(一)	15.0	
34	岡山	成羽町吹屋	鉱山町	昭52.5.18	(三)	6.4	
35	広島	竹原市竹原地区	製塩町	昭57.12.16	(一)	5.0	
36	広島	豊町御手洗	港町	平6.7.4	(二)	6.9	
37	山口	萩市堀内地区	武家町	昭51.9.4	(二)	77.4	
38	山口	萩市平安古地区	武家町	昭51.9.4	(二)	4.0	
39	山口	柳井市古市金屋	商家町	昭59.12.10	(一)	1.7	
40	徳島	脇町南町	商家町	昭63.12.16	(一)	5.3	
41	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	港町	昭60.4.13	(三)	13.1	
42	愛媛	内子町八日市護国	製紙町	昭57.4.17	(三)	3.5	
43	高知	室戸市吉良川町	在郷町	平9.10.31	(一)	18.3	
44	福岡	甘木市秋月	城下町	平10.4.17	(二)	58.6	
45	福岡	吉井町筑後吉井	在郷町	平8.12.10	(三)	20.7	
46	佐賀	有田町有田内山	製磁町	平3.4.30	(三)	15.9	
47	長崎	長崎市東山手	港町	平3.4.30	(二)	7.5	
48	長崎	長崎市南山手	港町	平3.4.30	(二)	17.0	
49	宮崎	日南市飯肥	武家町	昭52.5.18	(二)	19.8	
50	宮崎	日向市美々津	港町	昭61.12.8	(二)	7.2	
51	宮崎	椎葉村十根川	山村集落	平10.12.25	(三)	39.9	
52	鹿児島	出水市出水麓	武家町	平7.12.26	(二)	43.8	
53	鹿児島	知覧町知覧	武家町	昭56.11.30	(二)	18.6	
54	沖縄	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	平12.5.25	(三)	21.4	
55	沖縄	竹富町竹富島	島の農村集落	昭62.4.28	(三)	38.3	
合計						33道府県50市町村55地区	2,277.7

(1) 選定保存技術保持者・保存団体都道府県別認定件数一覧  
(平成12年6月15日現在)

区 分	選定保存技術		備 考
	保持者 (人)	保存団体	
北海道			
青 森	1		
岩 手		1	
宮 城			
秋 田			
山 形			
福 島		1	
茨 城			
栃 木		1	
群 馬			
埼 玉	2		
千 葉			
東 京	2	6	
神 奈 川			
新 潟			
富 山			
石 川	1		
福 井	1		
山 梨			
長 野			
岐 阜			
静 岡	2		
愛 知	1		
三 重			

区 分	選定保存技術		備 考
	保持者 (人)	保存団体	
滋 賀	1	2	
京 都	15	2	
大 阪	1		
兵 庫	4		
奈 良	10	1	
和 歌 山			
鳥 取			
島 根	1		
岡 山			
広 島			
山 口			
徳 島		1	
香 川			
愛 媛			
高 知	1	1	
福 岡			
佐 賀			
長 崎			
熊 本			
大 分			
宮 崎			
鹿 児 島			
沖 縄	2		
二 府 県			
合 計	45	16	

(12) 都道府県指定文化財件数一覧

(平成12年5月1日現在)

区 分	有形文化財		無 形 文化財	民俗文化財		記 念 物			伝統的 建造物群 保存地区	文化財 保存技術	合 計	環 保 地	境 全 区
	建造物	芸 術 工 芸 品		有 形	無 形	史 跡	名 勝	天 然 記念物					
北海道	24	43	1	4	6	25	2	30			135		
青 森	34	92	2	10	46	20		32			236		
岩 手	33	177	1	21	21	39	2	32			326		
宮 城	35	69	4	4	41	15	2	23			193		
秋 田	19	201	2	13	54	39	2	40			371		
山 形	42	329	1	5	16	31	1	62			487		
福 島	32	174	3	31	32	42	2	45		1	362		
茨 城	72	397	4	5	30	57	5	60			630		

区 分	有形文化財		無 形 文化財	民俗文化財		記 念 物			伝統的 建造物群 保存地区	文化財 保存技術	合 計	環 保 地	境 全 区
	建造物	芸 術 工 芸 品		有 形	無 形	史 跡	名 勝	天 然 記念物					
栃 木	66	591	2	8	23	50	1	67			1	809	
群 馬	54	133	2	6	11	90		95			1	392	
埼 玉	49	245	2	19	62	101	6	81				566	
千 葉	58	222	6	18	53	80	4	51				492	
東 京	57	258	7	17	49	98	11	63				560	
神 奈 川	44	186		11	23	24	1	62				351	
新 潟	26	156	8	17	14	47	4	55			31	359	
富 山	12	94	3	6	8	32	3	53				211	
石 川	37	161	5	3	15	25	10	34				290	
福 井	24	117	4	9	47	28	3	33				265	
山 梨	56	238		12	14	24	5	113				462	
長 野	54	114	1	4	24	66	5	87				358	
岐 阜	54	408	7	43	52	161	5	194				924	
静 岡	46	263	2	9	43	31	6	126				526	
愛 知	91	378	4	25	42	45	5	59				649	
三 重	37	226	1	22	34	66	10	81				477	
滋 賀	64	197	3	9	73	38	15	7			2	408	
京 都	149	196	8	14	83	18	16	20			3	514	61
大 阪	55	177		7	17	65	5	71				397	
兵 庫	185	270	4	28	31	84	13	111				726	
奈 良	101	182	1	19	28	48	5	59			1	444	
和 歌 山	50	192		11	70	107	6	72				508	
鳥 取	13	83	3	3	35	18	2	51				208	
島 根	29	170	3	18	32	60	3	31				346	
岡 山	104	173	7	9	30	53	5	31			2	414	
広 島	49	254	1	5	64	124	6	127				630	
山 口	32	170	2	9	33	26	5	49				326	
徳 島	10	193	6	2	10	26	4	63				314	
香 川	18	87		12	23	32	1	31				204	
愛 媛	28	115		6	33	49	12	80				323	
高 知	12	83	6	2	32	31	8	37				211	
福 岡	37	230	8	79	67	61	2	113				597	
佐 賀	19	149	5	8	20	42		15				258	1
長 崎	26	84	6	10	23	98	1	105				353	
熊 本	45	161	3	7	34	85	2	37				374	
大 分	196	231	2	13	63	92	7	80				684	
宮 崎	14	30			21	96	7	19				187	
鹿 児 島	6	53	3	26	49	40	3	20				200	
沖 縄	20	83	14	14	4	55	11	53				254	
合 計	2,318	8,837	157	633	1,635	2,584	234	2,860	0	42	19,311	62	

(13) 市(区)町村指定文化財件数一覧(政令指定都市・中核市を含む)

(平成12年5月1日現在)

区分	有形文化財		無形文化財	民俗文化財		記念物			伝統的建造物群保存地区	文化財保存技術	合計	環境地	境全区
	建造物	美術工芸品		有形	無形	史跡	名勝	天然記念物					
北海道	157	866	29	111	69	148	21	120	1		1,512		53
青森	44	384	3	83	106	91	7	158	1		877		
岩手	63	544	48	163	353	193	20	351		4	1,739		2
宮城	121	415	11	30	158	237	12	223		2	1,209		2
秋田	71	754	9	185	131	152	8	179	1		1,490		1
山形	113	1,140	8	81	76	142	24	227			1,811		
福島	177	911	22	188	192	302	22	385	1		2,200		0
茨城	240	1,027	10	64	105	347	17	258		1	2,069		14
栃木	227	1,395	76	147	163	395	56	382		6	2,847		0
群馬	256	687	38	110	110	430	15	219		1	1,866		
埼玉	219	1,882	23	318	319	481	29	302	1		3,574		
千葉	279	1,023	17	127	154	333	8	167	1	2	2,111		2
東京	354	2,316	190	936	227	639	4	234			4,900		3
神奈川	238	866	9	93	83	188	4	178		0	1,659		0
新潟	117	1,364	26	139	134	290	22	316	1	1	2,410		0
富山	62	437	7	37	45	179	21	145	2	0	935		0
石川	136	1,235	11	92	99	185	46	280		0	2,084		0
福井	77	727	10	36	44	140	34	174	1		1,243		
山梨	197	604	16	62	70	193	17	384	1		1,544		
長野	533	1,232	109	165	120	650	77	717	3	2	3,608		7
岐阜	316	3,069	28	226	167	820	54	731	4	0	5,415		0
静岡	155	801	28	52	61	269	23	276		4	1,669		0
愛知	180	1,938	18	232	187	432	19	414		0	3,420		0
三重	146	804	13	89	132	183	9	130	1		1,507		
滋賀	184	822	3	35	36	71	20	35	3	2	1,211		
京都	188	695	3	28	97	74	33	68	5	0	1,191		10
大阪	73	282	4	28	19	219	5	29	1	0	660		0
兵庫	368	988	51	125	112	225	44	252	1	7	2,173		13
奈良	85	363	6	17	20	53	6	31	1		582		
和歌山	145	524	8	25	54	204	22	156		0	1,138		0
鳥取	38	195	9	12	20	110	11	71	1	1	468		
島根	41	272	11	254	63	156	10	174	1		982		7
岡山	373	563	15	79	88	498	49	413	2	3	2,083		7
広島	188	708	44	143	78	337	20	366	2	0	1,886		0
山口	131	388	1	26	50	123	10	126	3		858		7
徳島	75	350	13	59	49	122	12	134	1	4	819		
香川	78	325	4	41	33	139	6	73	1	0	700		1
愛媛	105	815	34	89	102	415	39	408	1	0	2,008		0
高知	80	566	25	115	94	307	13	217	1	1	1,419		0
福岡	76	381	7	131	91	182	8	115	2	1	994		0
佐賀	69	213	4	24	22	70		62	1		465		
長崎	84	371	4	120	87	326	5	128	2	0	1,127		0
熊本	469	679	5	39	209	570	34	278		0	2,283		56
大分	731	530	8	77	166	307	24	203		0	2,046		4
宮崎	148	300	3	6	88	129	4	98	3	0	779		0
鹿児島	75	494	1	426	174	661	37	166	2	0	2,036		0
沖縄	30	129	2	91	171	251	16	105	2		797		1
合計	8,312	37,384	1,024	5,756	5,228	12,988	997	10,658	55	42	82,404		190

5 美術工芸品関係資料

(1) 国宝及び重要文化財(美術工芸品)種別時代別指定件数一覧

7 日本

(平成12年6月15日現在)

種別	時代														計(A)
	旧石器	縄文	弥生	古墳	上古	飛鳥	奈良	平安	鎌倉	南北朝	室町	桃山	江戸	近代	
絵画							13	150	687	126	267	120	235	32	1,630
彫刻						118	116	1,412	682	60	90	10	12	4	2,504
工芸品					4	25	132	319	947	253	211	141	133		2,165
書跡・典籍						2	201	473	534	98	71	13	50		1,442
古文書						5	33	135	316	97	39	21	24		670
考古資料	8	79	85	145		7	66	72	19	5	1				487
歴史資料							1		11	1	15	6	49	7	90
合計	8	79	85	145	4	157	562	2,561	3,196	640	694	311	503	43	8,988

イ 外国

ウ 総計(A)+(B)

種別	時代	東洋							西洋	計(B)	種別	総計		
		中				南								
		唐以前	唐	五代十国	宋・元	明・清	朝鮮	その他						
絵画			6		193	41	240	33	273		273	絵画	1,903(154)	
彫刻	16	36			4		56	3	59	1	60	彫刻	2,564(122)	
工芸品	4	28			82	24	138	46	2	186	10	196	工芸品	2,361(252)
書跡・典籍	16	57	1	302			376	9	385	2	387	書跡・典籍	1,829(224)	
古文書	1	1		6	2	10	1		11	1	12	古文書	682(54)	
考古資料	19	3	2	1	1	26	2		28		28	考古資料	515(39)	
歴史資料						2	2	2		4	8	12	歴史資料	102(0)
合計	56	131	3	588	70	848	96	2	946	22	968	合計	9,956(845)	

※( )内は国宝で内数。

(2) 国宝・重要文化財等買取基準

(昭和49年12月11日文化庁長官決定)

改正 昭和50年10月18日

文化庁本庁において買い取る国宝、重要文化財等は、歴史上、芸術上又は学術上価値が極めて高い国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財及びこれらに準ずる文化財(東洋及び西洋の美術作品を含む。)で次の各号の1に該当するものとする。

- 1 国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財又はこれらに準ずる文化財で国民共通の財産として国において計画的に購入し、保存を図る必要のあるもの。
- 2 文化財保護法第46条第1項(同法第56条の14において準用する場合を含む。)の規定により国に対して売渡しの申出があったもののうち国において保存を図る必要のあるもの。

3 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財で管理が適切でないもの又は散逸等のおそれのあるもので国において保存を図る必要のあるもの。

4 国宝、重要文化財及び重要有形民俗文化財に準ずる文化財で海外流出及び散逸のおそれがあるため国において緊急に保存を図る必要のあるもの。

5 日本の近代美術作品又は東洋若しくは西洋の美術作品のうち国において保存を図る必要のあるもの。

6 歴史資料、考古資料又は有形の民俗文化財で国において保存を図る必要のあるもの。

7 重要無形文化財保持者等の作品のうち、製作優秀なもので国において保存を図る必要のあるもの。

附則

国宝・重要文化財等買上要領(昭和47年6月29日文化庁長官決定)は、廃止する。

### (3) 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開の許可に係る基準

(平成8年7月12日文化庁長官決定)

#### (公開の実施者)

第1 重要文化財の公開を行う者が、重要文化財の公開を円滑に実施するのに必要な経理的基礎を有しており、かつ、重要文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。

#### (重要文化財の管理)

第2 重要文化財の管理の体制が、次に掲げる要件を満たしていること。

- イ 公開又は公開のための移動によって重要文化財がき損するおそれがないこと、及び重要文化財の保存に支障が生じるおそれがないこと。
- ロ 公開を行う博物館その他の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。

#### (学芸員の配置)

第3 公開を行う博物館その他の施設に博物館法(昭和26年法律第285号)第5条第1項に規定する専任の学芸員が1名以上配置されており、公開に係る業務に従事すること。

#### (博物館等の建物及び設備)

第4 重要文化財の公開を行う博物館その他の施設の建物及び設備が、次に掲げる要件を満たし、文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。

- イ 建物が、耐火耐震構造であること。
- ロ 建物の内部構造が、展示、保存及び管理の用途に応じて区分され、防火のための措置が講じられていること。
- ハ 温度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができること。
- ニ 防火及び防犯のための設備が適切に配置されていること。
- ホ 観覧者等の安全を確保するための十分な措置が講じられていること。
- ヘ 博物館その他の施設が同一の建物内で他の施設(商業施設を除く。)と併設して設置されているときは、文化財の保存又は公開に係る設備が、当該博物館その他の施設の専用のものであること。
- ト 博物館その他の施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置されているときは、当該博物館その他の施設が、文化財の公開を行う専用施設として商業施設から隔絶(非常口を除く。)していること。

### (4) 国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項

(平成8年7月12日文化庁長官決定)

国宝・重要文化財(美術工芸品等。以下「重要文化財等」という。)の公開は、国民が文化財に親しむ機会を確保する観点から積極的に推進する必要がある。しかし、我が国の文化財は材質がぜい弱なものが多いため、公開によって貴重な文化遺産が損なわれることがないよう保存について細心の注意を払わなければならない。

そのため、博物館その他の施設において重要文化財等の公開を行うに当たっては、この要項に基づき適切な取扱い等を行うことにより、公開と保存の調和を図る必要がある。

なお、重要文化財等の材質、形状、保存状態は個々に異なっており、実際の公開に際しては、それぞれの文化財に応じ専門的知識に基づいた責任ある判断を行う必要がある。

1 公開を避けなければならないもの  
き損の程度が著しく、応急措置を施しても公開のための移動又は公開によってさらにき損が進行するおそれがある重要文化財等については、抜本的な修理が行われるまで公開を行わないこと。

#### 2 公開の回数及び期間

(1) 原則として公開回数は年間2回以内とし、公開日数は延べ60日以内とする。なお、重要文化財等の材質上、長期間の公開によってたい色や材質の劣化を生じるおそれの少ないものについては、この限りではないこと。

(2) たい色や材質の劣化の危険性が高いものは、年間公開日数の限度を延べ30日以内とし、他の期間は収蔵庫に保管して、温・湿度に急激な変化を与えないようにする必要があること。

#### 3 公開のための移動

(1) 原則として年間2回以内とし、移動に伴う環境の変化に十分な対応を行うとともに、重要文化財等の梱包又は移動の際の取扱いは慎重に行うこと。

(2) 材質がぜい弱であるもの又は法量(寸法)が大きいもの若しくは形状が複雑であるものなど、き損等の危険性が極めて高い重要文化財等は、移動を伴う公開を行わないこと。

#### 4 陳列、撮影、点検、梱包及び撤収時の取扱い

陳列、撮影、点検、梱包及び撤収に伴う重要文化財等の取扱いは、十分な知識と経験を有する学芸員が行うこと。

#### 5 公開の方法

(1) 原則として、展示物の大きさや展示作業上の安全性、機能性及び耐震性を考慮して設計された展示ケース内で展示する(法量(寸法)が特に巨大なもの及び材質が特に堅牢なものを除く。)とともに、展示ケースには次の措置を講じる。

(2) 重要文化財等の材質、形状、保存の状態を考慮した適

切な方法によるとともに、次の措置を講じること。

① 展示ケース内の温湿度調整方法は、展示室の環境や構造及び管理方法を十分に考慮した上、適切な方法を採ること。

② 巻子装(巻物)のものなどを鑑賞の便宜のために傾斜台上に置く必要がある場合には、原則として傾斜角度を水平角30度以下にすること。

#### 6 公開の環境

重要文化財等の公開は、じんあい、有毒ガス、かび等の発生や影響を受けない清浄な環境のもとで行うとともに、温度及び湿度の急激な変化は極力避けるとともに、次に掲げる保存に必要な土地及び環境を維持すること。

#### ① 慣らし

多湿な環境に常時置かれてきたもの及び寒冷期に長距離を輸送されてきたものの梱包を解くときは、十分な慣らしの期間を確保すること。

#### ② 温湿度の調整

温度は摂氏22度(公開を行う博物館その他の施設が所在する地域の夏季及び冬季の平均外気温の変化に応じ、季節によって緩やかな温度の変動はあっても良い)、相対湿度は60パーセント±5パーセント(年間を通じて一定に維持すること)を標準値とする。ただし、金工品の相対湿度については、55パーセント以下を目安とすること。

#### ③ 照度

イ 原則として、照度は150ルクス以下に保ち、直射日光が入る場所など明るすぎる場所での公開を避けること。また、特にたい色や材質の劣化の危険性が高い重要文化財等については、公開期間(露光時間)を勘案して照度をさらに低く保つこと。

ロ 蛍光灯を使用する場合には、紫外線の防止のため、たい色防止処理を施したものをを用い、白熱灯を使用する場合には、熱線(発熱)の影響を避けるよう配慮する必要があること。

#### 7 公開の協議

重要文化財等の公開がこの要項によりがたい場合には、事前に文化庁文化財保護部美術工芸課と協議すること。

### (5) 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程

(平成8年8月2日文化庁告示第9号)

改正 平成8年8月30日文化庁告示第12号

#### (趣旨)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第53条第1項ただし書の規定に基づく公開承認施設の承認に関しては、この規程の定めるところによる。

本来=一部改正(平成8年8月文告第12号)

#### (承認)

第2条 文化庁長官は、重要文化財の公開の促進を図るため、公開承認施設として適当と認められる博物館その他の施設(以下「博物館等の施設」という。)を承認する。

2 前項の承認(以下「承認」という。)には、届出により公開を行うことができる重要文化財の種別を付すことができる。

3 承認は、当該承認のあった日から起算して5年を経過した日にその効力を失う。

1項=一部改正(平成8年8月文告第12号)

#### (承認の基準)

第3条 承認の基準は、次のとおりとする。

一 博物館等の施設を設置者が、重要文化財の公開を円滑に実施するために必要とされる経理的基礎及び事務的能力を有しており、かつ、重要文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。

二 博物館等の施設の組織等が、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 重要文化財の保存及び活用について専門的知識又は識見を有する施設の長が置かれていること。

ロ 博物館法(昭和26年法律第285号)第5条第1項に規定する学芸員の資格を有する者であり、文化財の取扱いに習熟している専任の者が2名以上置かれていること。

ハ 博物館等の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。

三 博物館等の施設の建物及び設備が、次に掲げる要件を満たし、文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。

イ 建物が、耐火耐震構造であること。

ロ 建物の内部構造が、展示、保存及び管理の用途に応じて区分され、防火のための措置が講じられていること。

ハ 温度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができる設備を有していること。

ニ 防火及び防犯のための設備が適切に配置されている

こと。

- ホ 観覧者等の安全を確保するための十分な措置が講じられていること。
  - ヘ 博物館等の施設が同一の建物内で他の施設（商業施設を除く。）と併設して設置されているときは、文化財の保存又は公開に係る設備が、当該博物館等の施設の専用のものであること。
  - ト 博物館等の施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置されているときは、当該博物館等の施設が、文化財の公開を行う専用の施設として商業施設から隔絶（非常口を除く。）していること。
- 四 博物館等の施設において、承認の申請前5年間に、法第53条第1項に基づく重要文化財の公開を適切に3回以上行った実績があること。
- （承認の申請）

第4条 承認を受けようとする博物館等の施設の設置者は、次に掲げる書類を添えて、書面により文化庁長官に申請しなければならない。ただし、国の機関又は地方公共団体が設置する博物館等の施設については、第5号に掲げる書類を添付しないことができる。

- 一 博物館等の施設の設置に関する規約
  - 二 博物館等の施設の組織並びに防火及び防犯の体制を記載した書類
  - 三 博物館等の施設の長及び当該施設に所属する学芸員の履歴を記載した書類
  - 四 博物館等の施設の用に供する土地及び建物の面積及び図面並びに当該博物館等の施設の設備に関する書類
  - 五 申請日の属する事業年度の直前3年間の各事業年度末における財産の状況を記載した書類及び収支決算を記載した書類
  - 六 申請日の属する事業年度の直前3年間の事業の実施状況
  - 七 申請前5年間に行われた重要文化財の公開状況
  - 八 その他参考となる書類
- 2 前項第5号及び第6号に掲げる書類は、文化財の公開事業に係る事項と他の事業に係る事項とを区分して記載したものでなければならない。
- （変更の承認等）

第5条 公開承認施設の設置者は、当該施設の建物の改築又は文化財の保存及び公開に係る設備の改修等を行うときは、その内容を記載した書類を文化庁長官に提出してその承認を受けなければならない。

2 公開承認施設の設置者は、前条第1項第1号若しくは第2号に掲げる書類の内容に変更があったときは又は施設の長及び学芸員の交替があったときは、その変更の内容及び時期を記載した書類をその事実が生じた日から2週間以内に文化庁長官に提出しなければならない。

1 項の一部改正（平成8年8月文庁告第12号）

（災害及び事故の書類の提出）

第6条 公開承認施設の設置者は、当該施設が火災その他の災害があったとき、又は当該施設において収蔵若しくは公開している重要文化財が盗難、き損等の事故があったときは、当該災害若しくは事故が生じた日又はその事実を知った日から10日以内にその詳細を記載した書類を文化庁長官に提出しなければならない。

（承認の取消し）

第7条 文化庁長官は、公開承認施設が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- 一 第3条に規定する承認の基準に適合しなくなったとき。
- 二 第5条第1項の規定により文化庁長官の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。
- 三 第5条第2項及び第6条の規定により文化庁長官に提出すべき書類の提出を怠ったとき。

改正文（平成8年8月30日文化庁告示第12号）抄

平成8年10月1日から施行する。

(6) 銃砲刀剣類登録規則（抄）

（昭和33年3月10日文化財保護委員会規則第1号）

最終改正 平成13年3月15日文部省令第16号

（鑑定基準）

第4条 火縄式銃砲等の古式銃砲の鑑定は、日本製銃砲にあつてはおおむね慶応3年以前に製造されたもの、外国製銃砲にあつてはおおむね2年以前に我が国に伝来したものであつて、次の各号のいずれかに該当するものであるか否かについて行うものとする。

- 一 火縄式、火打ち石式、管打ち式、紙薬包式又はピン打ち式（かに目式）の銃砲で、形状、象嵌、彫り物等に美しさが認められるもの又は資料として価値のあるもの
- 二 前号に掲げるものに準ずる銃砲で骨とう品として価値のあるもの（明治19年以降実用に供せられている実包を使用できるものを除く。）
- 2 刀剣類の鑑定は、日本刀であつて、次の各号の一に該当するものであるか否かについて行なうものとする。
  - 一 姿、鍛え、刃文、彫り物等に美しさが認められ、又は各派の伝統的特色が明らかに示されているもの
  - 二 銘文が資料として価値のあるもの
  - 三 ゆい緒、伝来が史料的価値のあるもの
  - 四 前各号に掲げるものに準ずる刀剣類で、その外装が工芸品として価値のあるもの

（昭和40文財規3・昭和50文令4・平12文令15・一部改正）

(7) 銃砲刀剣類登録及び美術刀剣類製作承認状況

（平成12年3月31日現在）

項目	年度	発足年度～平成3年度計									総計
			4	5	6	7	8	9	10	11	
刀 剣 類		2,175,392	18,742	18,887	18,121	17,551	17,853	15,184	15,106	15,205	2,312,041
火 縄 式 銃 砲		62,371	834	814	648	688	712	661	640	595	67,963
火 縄 式 銃 砲 以 外 の 古 式 銃 砲		16,980	226	236	319	264	206	159	187	147	18,724
美 術 刀 剣 類 製 作 承 認 本 数		77,905	2,998	2,985	2,823	2,682	2,514	2,268	2,319	2,264	98,758

- （注）1 刀剣類・火縄式銃砲の登録制の発足年度  
昭和25年政令第334号、銃砲刀剣類等所持取締令
- 2 火縄式銃砲以外の古式銃砲の登録制の発足年度  
昭和40年法律第47号、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律
- 3 美術刀剣類製作の承認制の発足年度  
昭和28年法律第147号、武器製造法  
昭和28年文化財保護委員会告示第73号、美術刀剣類製作承認規程

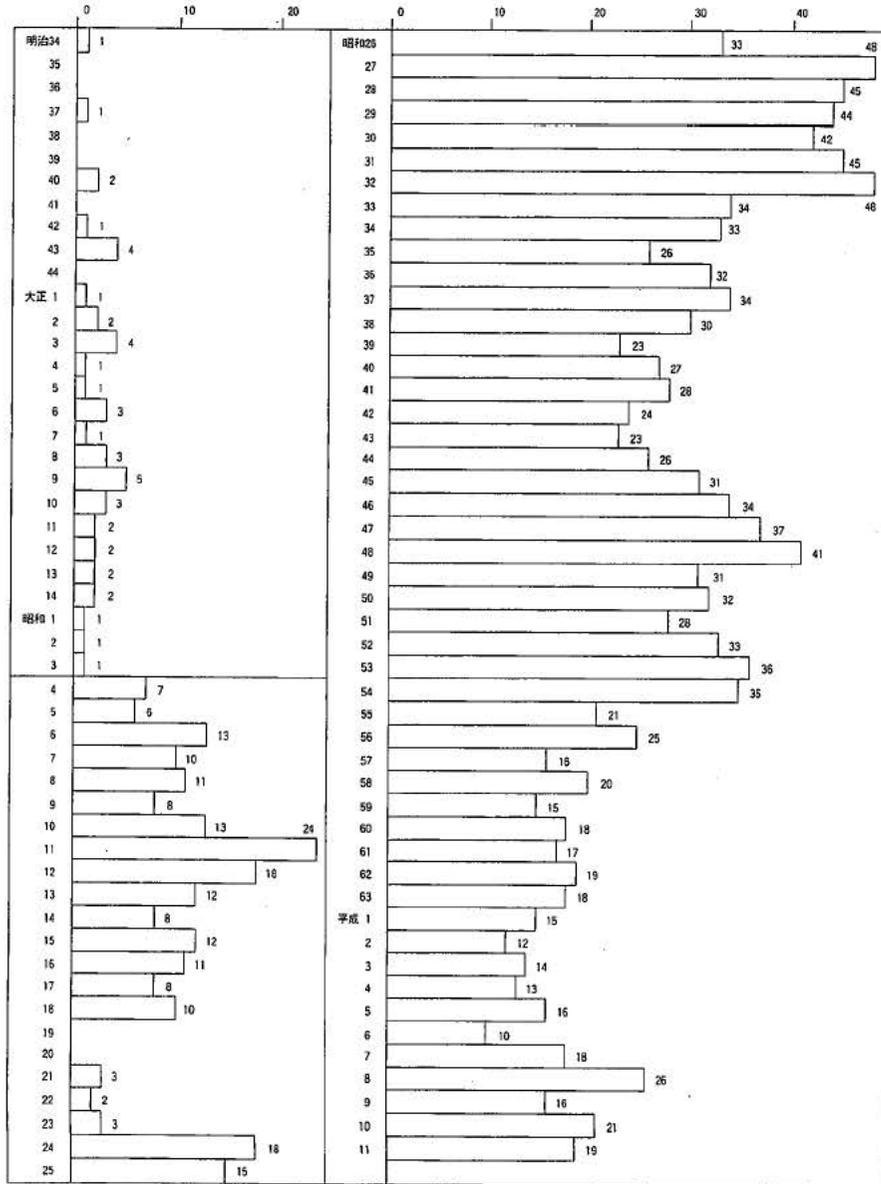
(8) 国宝・重要文化財（美術工芸品）火災・盗難等被害件数一覧

（平成12年6月現在）

区 分	文化財保護法施行以前			文化財保護法施行以後			計			合 計
	火 災	盗 難	小 計	火 災	盗 難	小 計	火 災	盗 難	小 計	
絵 画	8	0	8	3	3	6	11	3	14	
彫 刻	23	9	32	15	20	35	38	29	67	
工 芸 品	15	6	21	3	21	24	18	27	45	
書 跡・典 籍	10	1	11	0	2	2	10	3	13	
古 文 書	0	0	0	0	1	1	0	1	1	
考 古 資 料	0	1	1	1	0	1	1	1	2	
歴 史 資 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	56	17	73	22	47	69	78	64	142	

6 建造物関係資料

(1) 重要文化財（建造物）現状変更等年度別件数一覧



(2) 重要文化財（建造物）原因別火災発生件数及び焼損焼失件数

(平成12年6月現在)

区分	文化財保護法施行以前			文化財保護法施行以後			計		合計
	焼損	焼失	小計	焼損	焼失	小計	焼損	焼失	
火の不始末	1(1)	4(4)	5(5)	5(5)	2(3)	7(8)	6(6)	6(7)	12(13)
雷		3(3)	3(3)	1(1)		1(1)	1(1)	3(3)	4(4)
飛火		5(10)	5(10)	10(13)	1(1)	11(14)	10(13)	6(11)	16(24)
類焼		1(2)	1(2)	1(1)	2(4)	3(5)	1(1)	3(6)	4(7)
花火				8(8)	1(1)	*8(9)	8(9)	1(1)	*8(9)
放火	1(2)	3(5)	4(7)	17(17)	2(3)	19(20)	18(19)	5(8)	23(27)
その他				7(7)	1(1)	8(8)	7(7)	1(1)	8(8)
不明				14(14)	2(2)	16(16)	14(14)	2(2)	16(16)
計	2(3)	16(24)	18(27)	63(66)	11(15)	*73(81)	65(69)	27(39)	*91(108)

\*：与存神社本殿（焼失）拝殿（焼損）は合計で1件としている。

注1（ ）内は棟数を示す。

注2 戦災による被害（焼失206棟、焼損31棟）を除く。

7 無形文化財関係資料

(1) 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財種類別件数一覧

(平成12年6月現在)

種別	件数	関係芸者及びその団体			
		0件	0人	1件	1団体
芸能	能楽	1	0	0	1
	歌舞伎	3	3	9	1
	音楽	23	22	55	1
	演芸	3	2	4	1
小計	30	27	68	4	
工芸技術	陶芸	15	12	12	3
	染織	14	9	12	5
	漆芸	7	6	8	1
	木工	10	10	18	0
	金工	2	2	2	0
	人形	1	1	1	0
	手漉和紙	7	4	6	3
	戯金	1	1	3	0
	その他	3	1	1	2
	小計	60	46	63	14
	計	90	73	131	18

※1 「下座音楽」については関係芸者1人と関係芸者の団体1団体。  
 ※2 「七宝」と「木版画」については特に関係芸者の団体を定めず。

8 民俗文化財関係資料

(1) 重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の事前の届出の免除に関する規程

(平成8年9月5日文化庁告示第14号)

(趣旨)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第56条の15第1項ただし書の規定に基づく公開事前届出免除施設の事前の届出の免除に関しては、この規程の定めるところによる。

(事前の届出の免除)

第2条 文化庁長官は、重要有形民俗文化財の公開の促進を図るため、公開事前届出免除施設として適当と認められる博物館その他の施設(以下「博物館等の施設」という。)について事前の届出の免除をする。

2 前項の事前の届出の免除(以下「事前の届出の免除」という。)は、当該免除のあった日から起算して5年を経過した日にその効力を失う。

(事前の届出の免除の基準)

第3条 事前の届出の免除の基準は、次のとおりとする。

- 一 博物館等の施設の設置者が、重要有形民俗文化財の公開を円滑に実施するために必要とされる経理的基礎及び事務的能力を有しており、かつ、重要有形民俗文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。
- 二 博物館等の施設の組織等が、次に掲げる要件を満たすものであること。
  - イ 重要有形民俗文化財の保存及び活用について専門的知識又は識見を有する施設の長が置かれていること。
  - ロ 博物館法(昭和26年法律第285号)第5条第1項に規定する学芸員の資格を有する者であり、文化財の取扱いに習熟している専任の者が2名以上置かれていること。
  - ハ 博物館等の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。
- 三 博物館等の施設の建物及び設備が、次に掲げる要件を満たし、文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。
  - イ 建物が、耐火耐震構造であること。
  - ロ 建物の内部構造が、展示、保存及び管理の用途に応じて区分され、防火のための措置が講じられていること。
  - ハ 湿度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができる設備を有していること。
  - ニ 防火及び防犯のための設備が適切に配置されていること。
  - ホ 観覧者等の安全を確保するための十分な措置が講じ

られていること。

- ヘ 博物館等の施設が同一の建物内で他の施設(商業施設を除く。)と併設して設置されているときは、文化財の保存又は公開に係る設備が、当該博物館等の施設の専用のものであること。
- ト 博物館等の施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置されているときは、当該博物館等の施設が、文化財の公開を行う専用の施設として商業施設から隔絶(非常口を除く。)していること。

四 博物館等の施設において、事前の届出の免除の申請前5年間に、法第56条の15第1項に基づく重要有形民俗文化財の公開等を適切に3回以上行った実績があること。

(事前の届出の免除の申請)

第4条 事前の届出の免除を受けようとする博物館等の施設の設置者は、次に掲げる書類を添えて、書面により文化庁長官に申請しなければならない。ただし、国の機関又は地方公共団体が設置する博物館等の施設については、第5号に掲げる書類を添付しないことができる。

- 一 博物館等の施設の設置に関する規約
- 二 博物館等の施設の組織並びに防火及び防犯の体制を記載した書類
- 三 博物館等の施設の長及び当該施設に所属する学芸員の履歴を記載した書類
- 四 博物館等の施設の用に供する土地及び建物の面積及び図面並びに当該博物館等の施設の設備に関する書類
- 五 申請日の属する事業年度の直前3年間の各事業年度末における財産の状況を記載した書類及び収支決算を記載した書類
- 六 申請日の属する事業年度の直前3年間の事業の実施状況
- 七 申請前5年間に行われた重要有形民俗文化財等の公開状況
- 八 その他参考となる書類

2 前項第5号及び第6号に掲げる書類は、文化財の公開事業に係る事項と他の事業に係る事項とを区分して記載したものでなければならない。

3 法第53条第1項ただし書の規定に基づく公開承認施設については、第1項第1号から第6号に掲げる書類を、重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程(平成8年文化庁告示第9号)第4条第1項第1号から第6号に掲げる書類に替えることができる。ただし、当該公開承認施設が承認された時からその内容に変更があった場合はこの限りでない。

(変更の届出等)

第5条 公開事前届出免除施設の設置者は、当該施設の建物の改築又は文化財の保存及び公開に係る設備の改修を行うときは、その内容を記載した書類を文化庁長官に提出し

て、当該施設又は設備の変更に係る部分について改めて文化庁長官の免除を受けなければならない。

2 公開事前届出免除施設の設置者は、前条第1項第1号若しくは第2号に掲げる書類(同条第3項の規定により公開承認施設の書類に替えた場合にはその書類)の内容に変更があったとき又は施設の長及び学芸員の交替があったときは、その変更の内容及び時期を記載した書類をその事実が生じた日から2週間以内に文化庁長官に提出しなければならない。

(災害及び事故の書類の提出)

第6条 公開事前届出免除施設の設置者は、当該施設が火災その他の災害があったとき、又は当該施設において収蔵若しくは公開している重要有形民俗文化財が盗難、き損等の事故があったときは、当該災害若しくは事故が生じた日又はその事実を知った日から10日以内にその詳細を記載した書類を文化庁長官に提出しなければならない。

(事前の届出の免除の取消し)

第7条 文化庁長官は、公開事前届出免除施設が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、事前の届出の免除を取り消すことができる。

- 一 第3条に規定する事前の届出の免除の基準に適合しなくなったとき。
- 二 第5条第1項の規定により文化庁長官に提出すべき書類の提出を怠り、又は文化庁長官の免除を受けなかったとき。
- 三 第5条第2項及び第6条の規定により文化庁長官に提出すべき書類の提出を怠ったとき。

附 則

この規程は、平成8年10月1日から施行する。

(2) 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財都道府県別件数一覧

(平成12年6月15日現在)

都道府県名	件数
北海道	5
青森	10
岩手	17
宮城	6
秋田	16
山形	14
福島	17
茨城	12
栃木	8
群馬	7
埼玉	8

都道府県名	件数
千葉県	11
東京都	13
神奈川県	6
新潟県	14
富山県	6
石川県	6
福井県	9
山梨県	4
長野県	21
岐阜県	14
静岡県	16
愛知県	20
三重県	10
滋賀県	8
京都府	9
大阪府	4
兵庫県	9
奈良県	9
和歌山県	8
鳥取県	5
島根県	15
岡山県	10
広島県	10
山口県	9
徳島県	8
香川県	4
愛媛県	7
高知県	11
福岡県	12
佐賀県	10
長崎県	19
熊本県	8
大分県	9
宮崎県	14
鹿児島県	16
沖縄県	14
計	498

2府県以上に  
わたるもの  
計 14  
512

### 9 記念物関係資料

#### (1) 史跡・名勝・天然記念物の年度別指定件数

(平成12年6月1日現在)

	史跡	名勝	天然	特史	特名	特天
大正9年	0	0	7			
大正10年	47	0	26			
大正11年	68	11	50			
大正12年	16	14	24			
大正13年	19	12	35			
大正14年	2	7	4			
大正15年	22	4	24			
昭和1年	0	0	0			
昭和2年	34	10	29			
昭和3年	25	15	59			
昭和4年	18	5	25			
昭和5年	22	6	14			
昭和6年	27	12	16			
昭和7年	25	15	19			
昭和8年	15	4	12			
昭和9年	73	23	66			
昭和10年	34	11	42			
昭和11年	25	10	22			
昭和12年	16	10	28			
昭和13年	13	7	23			
昭和14年	7	2	13			
昭和15年	8	4	16			
昭和16年	18	8	32			
昭和17年	10	4	13			
昭和18年	12	6	22			
昭和19年	22	6	16			
昭和20年	3	1	4			
昭和21年	1	0	0			
昭和22年	0	0	0			
昭和23年	15	1	3			
昭和24年	9	0	1			
昭和25年	0	0	0			
昭和26年	22	6	41			
昭和27年	7	1	3	31	16	42
昭和28年	15	3	12	5	5	0
昭和29年	3	3	7	5	2	1
昭和30年	3	2	2	5	3	9

	史跡	名勝	天然	特史	特名	特天
昭和31年	20	2	9	4	1	5
昭和32年	33	5	16	0	0	6
昭和33年	9	5	6	0	0	0
昭和34年	15	1	4	0	1	0
昭和35年	2	0	2	0	0	1
昭和36年	6	0	8	0	0	0
昭和37年	1	0	5	0	0	1
昭和38年	3	1	1	1	0	1
昭和39年	4	0	4	0	1	2
昭和40年	10	1	8	0	0	1
昭和41年	26	0	4	1	0	0
昭和42年	20	1	8	0	0	1
昭和43年	14	1	3	0	0	0
昭和44年	23	1	15	0	0	0
昭和45年	20	3	17	0	0	0
昭和46年	24	1	15	1	0	0
昭和47年	41	3	40	0	0	0
昭和48年	21	2	5	1	0	0
昭和49年	20	2	9	0	0	0
昭和50年	21	5	19	0	0	0
昭和51年	39	3	6	0	0	0
昭和52年	25	4	6	0	0	5
昭和53年	42	5	4	1	0	0
昭和54年	39	3	5	1	0	0
昭和55年	23	1	4	0	0	0
昭和56年	25	4	1	0	0	0
昭和57年	26	1	1	1	0	0
昭和58年	14	3	2	0	0	0
昭和59年	19	0	0	0	0	0
昭和60年	13	1	2	0	2	0
昭和61年	14	2	1	0	0	0
昭和62年	21	4	2	0	1	0
昭和63年	8	1	0	0	0	0
平成1年	12	2	0	0	0	0
平成2年	12	1	0	0	0	0
平成3年	5	1	0	1	1	0
平成4年	8	0	0	0	1	0
平成5年	14	1	2	0	0	0
平成6年	8	1	4	0	0	0
平成7年	11	1	2	0	0	0
平成8年	17	2	2	0	0	0

	史跡	名勝	天然	特史	特名	特天
平成9年	22	1	3	0	0	0
平成10年	12	1	1	0	0	0
平成11年	12	1	1	0	0	0
平成12年	7	2	0	0	1	0

※文化財情報システムに基づく。

※暦年ごとの件数。

※種別ごとにダブルカウントしている。

※解除されたものは除かれている。

#### (2) 史跡・名勝・天然記念物の管理団体指定件数

(平成12年6月1日現在)

種別 団体	史跡	名勝	天然記念物	計
都道府県	52	27	74	153
市町村	639	113	412	1,164
その他の法人	3	1	2	6
計	694	141	488	1,323

※1件について複数団体が指定されている場合も1件と数えた。

※1件について都道府県と市町村があわせて指定されている場合は、早い時期に指定された方を数えた。

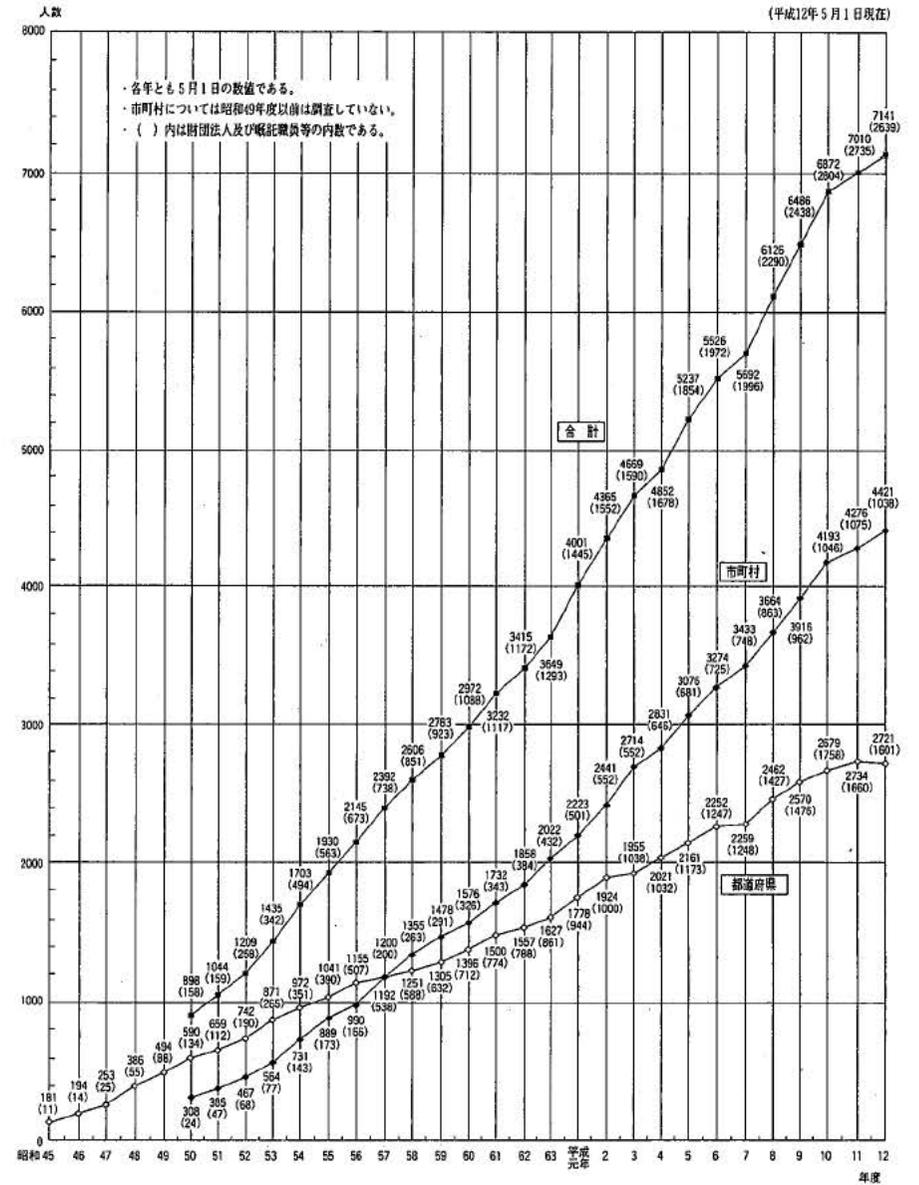
#### (3) 遺跡の種類別件数

(平成5年3月調査)

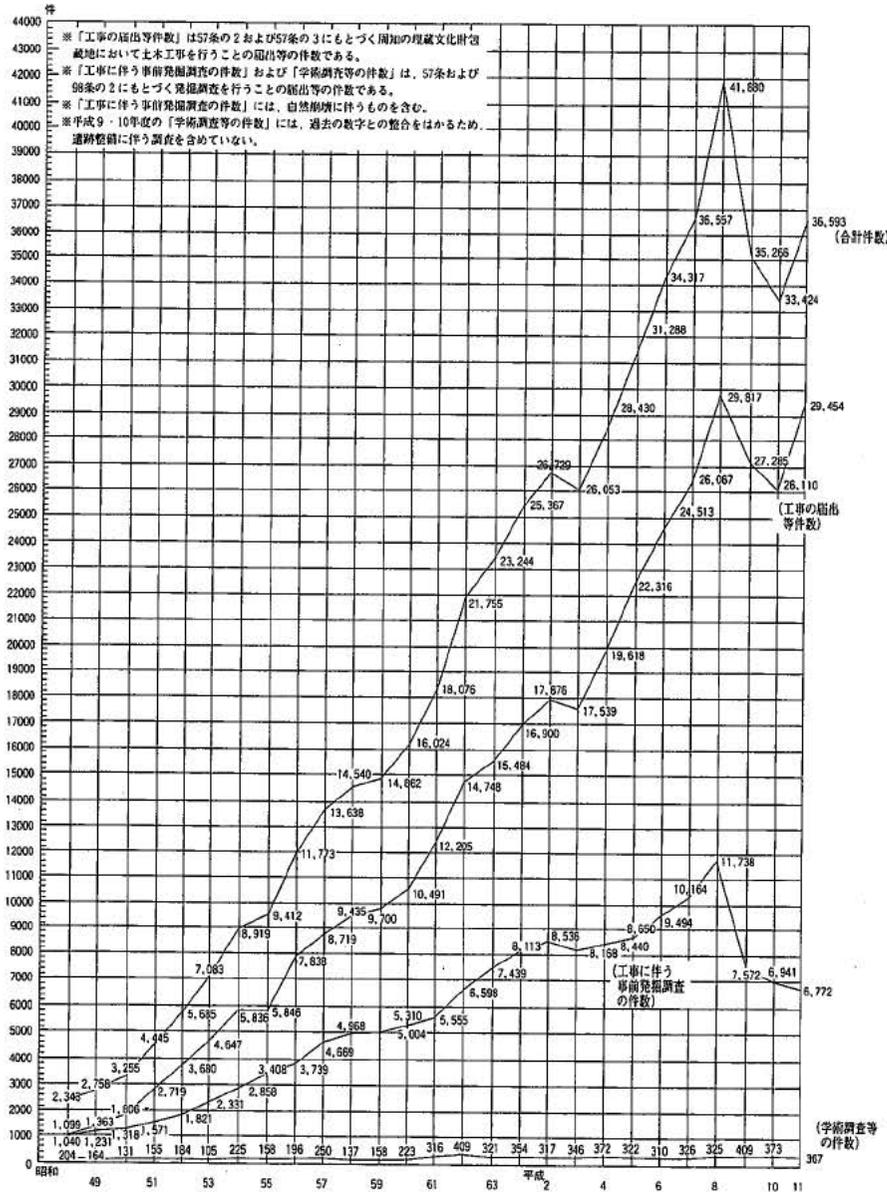
種類	区分	件数
集落跡・散布地	現存	143,283
	消滅	4,835
	小計	148,118
貝塚	現存	3,520
	消滅	208
	小計	3,728
都城官衙跡	現存	615
	消滅	28
	小計	643
城館跡	現存	24,602
	消滅	678
	小計	25,280

種類	区分	件数
社寺跡	現存	8,509
	消滅	624
	小計	9,133
生産遺跡	現存	11,527
	消滅	2,464
	小計	13,991
古墳・横穴	現存	125,039
	消滅	15,571
	小計	140,610
その他の墳墓	現存	11,390
	消滅	1,034
	小計	12,424
その他	現存	6,021
	消滅	147
	小計	6,168
合計	現存	334,506
	消滅	25,589
	小計	360,095
近世以降の遺跡	現存	10,371
	消滅	338
	小計	10,709
総計	現存	344,877
	消滅	25,927
	小計	370,804

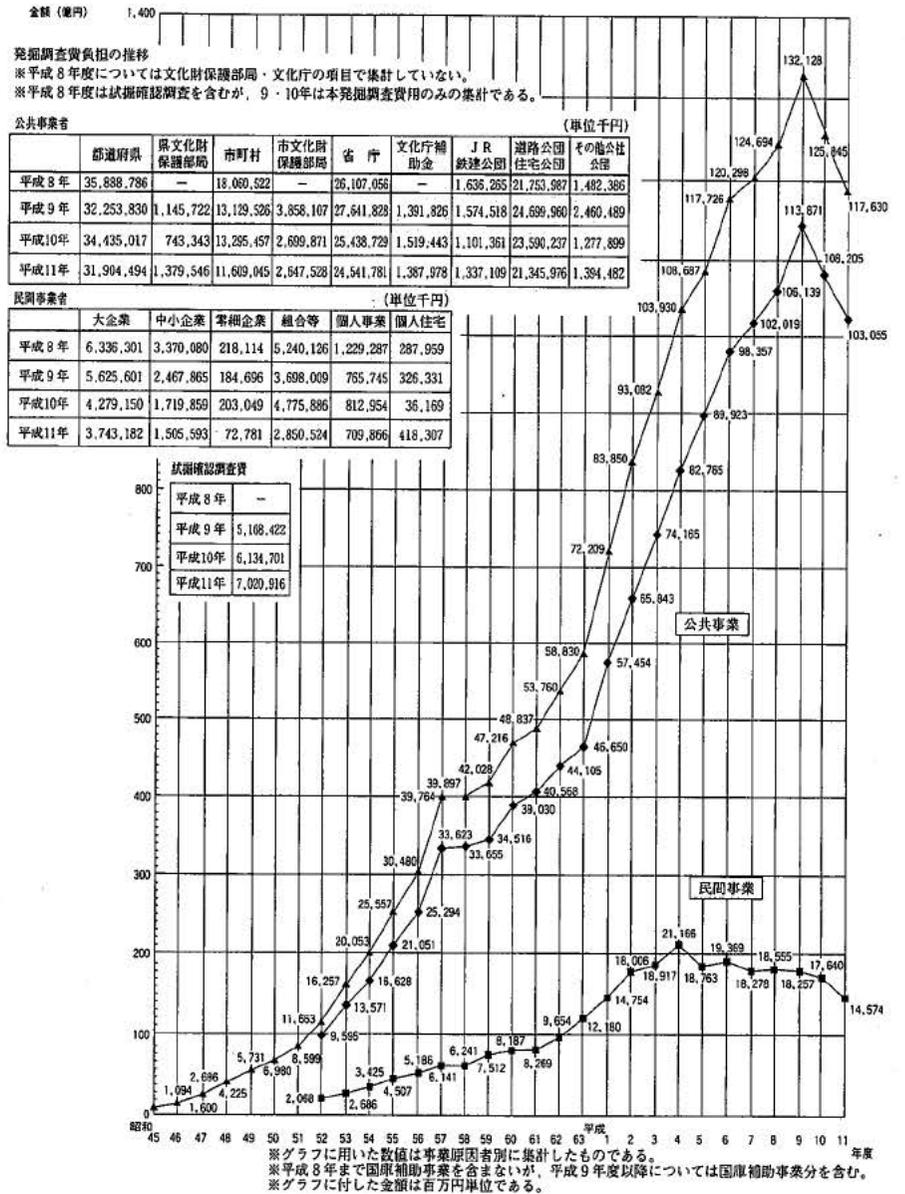
(4) 埋蔵文化財担当専門職員数の推移



(5) 発掘届出等件数の推移

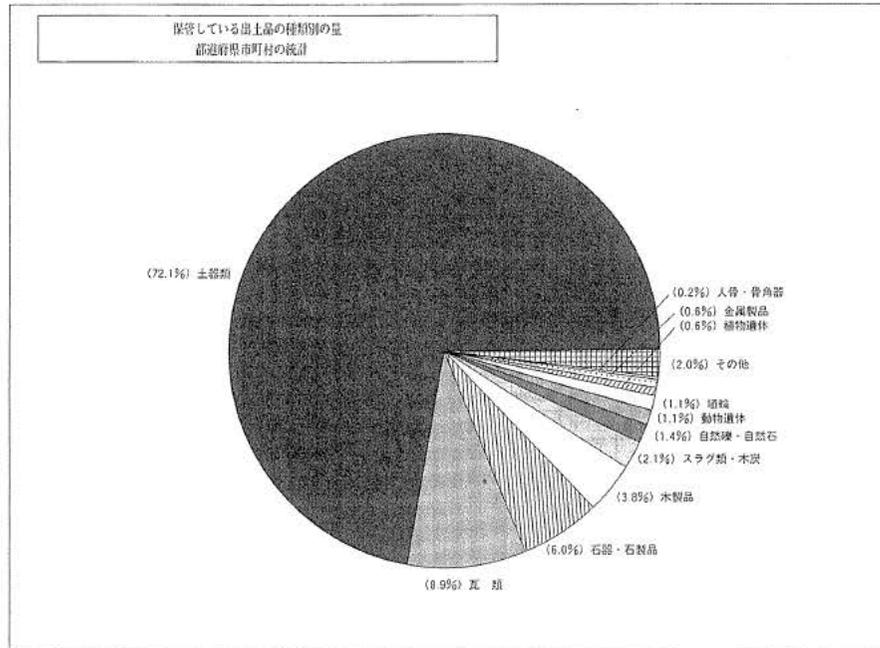


(6) 緊急発掘調査費用の推移



(7) 出土品の保管状況など

ア 保管している出土品の種類別の量



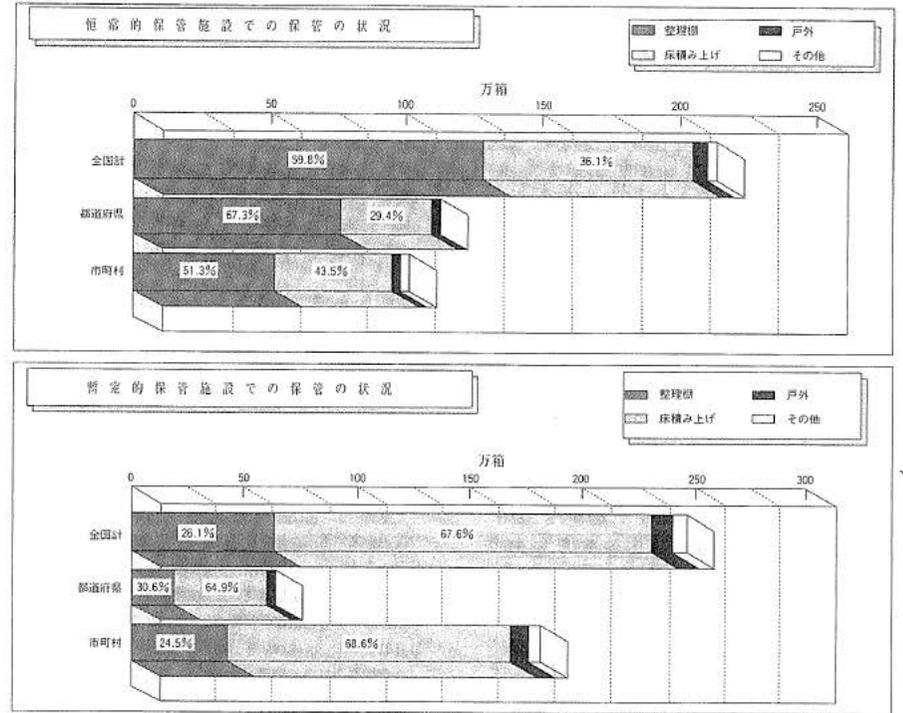
保管している出土品の種類別の量では、土器類（陶磁器類を含む）が圧倒的に多いことが分かる。これは、土器類が最も普遍的に出土し、また腐朽し難いものであることによる。以下、瓦類、石器・石製品、木製品等が続く。その他には繊維製品、玉類、ガラス、土製品、貝製品、砂鉄、鉱石などが含まれる。

出土品の増加量

	都道府県	市町村	合計
平成8年	81,088	152,808	233,896
平成9年	79,838	154,044	233,882
平成10年	88,085	149,513	237,598
平成11年	240,527	295,103	535,630
累計	2,339,082	3,765,214	6,104,296

種類	保管量(箱)
土器類	3,308,115
瓦類	406,951
石器・石製品	274,708
木製品	173,896
スラグ類・木炭	96,341
自然産・自然石	66,060
動物遺体	52,287
壇輪	48,224
植物遺体	29,776
金属製品	28,829
人骨・骨角器	11,305
その他	90,117
合計	4,588,607

イ 都道府県、市町村別にみた保管の状況



恒常的施設の保管状況では、保管品の半数以上が整理棚に収納されており、都道府県では70%近くに達しているが、暫定的施設では保管品の70%近くが床に積み上げられた状態で保管されている。また、いずれの施設においても、床に積み上げられたり戸外に野積みされているもの等の割合が、都道府県よりも市町村において高くなっている。

10 伝統的建造物群関係資料

(1) 伝統的建造物群保存地区原因別被害棟数

(平成12年6月現在)

区分	伝統的建造物			非伝統的建造物			その他			合計
	焼・破損	焼・滅失	小計	焼・破損	焼・滅失	小計	焼・破損	焼・滅失	小計	
台風	54		54				2	6	8	62
地震	13		13	1		1	2		2	16
火災	19	9	28	5	12	17	1		1	46
豪雨	1		1				4		4	5
豪雪							2		2	2
事故	6		6							6
その他	1		1				2		2	3
	94	9	103	6	12	18	13	6	19	140

※平成2年の台風19号及び平成10年の台風7号の被害については被害多数により除く。

11 文化財保存技術関係資料

(1) 選定保存技術関係文化財別選定・認定件数

(平成12年6月現在)

関係文化財	選定保存技術	保持者		保存団体	
		選定件数	保持者数	選定件数	団体数
建造物	15 (16) ※3	13	13	5	3
美術工芸品	15 (17) ※3	14	15	3	3
芸術	9	7	8	2	3
工芸技術	15	9	9	6	7
合計	54件 ※1 (57) ※3	40件 (43) ※3	42名 (45) ※3	16団体 (18) ※2	<16> ※2

- ※1 保持者及び保持団体の重複認定が2件あるため、保持者選定件数と保持団体選定件数の計とはならない。
- ※2 保持団体に重複認定があり、< >内は実団体数を示す。
- ※3 複数の関係文化財に係る選定・認定があり、( )内は延件数・延人数を示す。

12 世界遺産関係資料

(1) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

(平成4年9月26日条約第7号)

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約をここに公布する。

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約  
 国際連合教育科学文化機関の総会は、1972年10月17日から11月21日までパリにおいてその第17回会期として会合し、文化遺産及び自然遺産が、喪失という在来の原因によるのみでなく、一層深刻な損傷又は破壊という現象を伴って事態を悪化させている社会的及び経済的状況の変化によっても、ますます破壊の脅威にさらされていることに留意し、

文化遺産及び自然遺産のいずれの物件が損壊し又は滅失することも、世界のすべての国民の遺産の憂うべき貧困化を意味することを考慮し、

これらの遺産の国内的保護に多額の資金を必要とするため並びに保護の対象となる物件の存在する国の有する経済的、学術的及び技術的な能力が十分でないため、国内的保護が不完全なものになりかねないことを考慮し、

国際連合教育科学文化機関憲章が、同機関が世界の遺産の保存及び保護を確保し、かつ、関係諸国民に対して必要な国際条約を勧告することにより、知識を維持し、増進し及び普及することを規定していることを想起し、

文化財及び自然の財に関する現存の国際条約、国際的な勧告及び国際的な決議が、この無類の及びかけがえのない物件(いずれの国民に属するものであるかを問わない。)を保護することが世界のすべての国民のために重要であることを明らかにしていることを考慮し、

文化遺産及び自然遺産の中には、特別の重要性を有しており、したがって、人類全体のための世界の遺産の一部として

保存する必要があるものがあることを考慮し、

このような文化遺産及び自然遺産を脅かす新たな危険の大きさ及び重大さにかんがみ、当該国がとる措置の代わりにはならぬまでも有効な補足的手段となる集団的援助を供与することによって、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護に参加することが、国際社会全体の任務であることを考慮し、

このため、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を集団で保護するための効果的な体制であって、常設的に、かつ、現代の科学的方法により組織されたものを確立する新たな措置を、条約の形式で採択することが重要であることを考慮し、

総会の第16回会期においてこの問題が国際条約の対象となるべきことを決定して、

この条約を1972年11月16日に採択する。

I 文化遺産及び自然遺産の定義

第1条

この条約の適用上、「文化遺産」とは、次のものをいう。  
 記念工作物 建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居並びにこれらの物件の組合せであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの  
 建造物群 独立し又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観上の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの  
 遺跡 人工の所産(自然と結合したものを含む。)及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの

第2条

この条約の適用上、「自然遺産」とは、次のものをいう。  
 無生物又は生物の生成物又は生成物群から成る特徴のある自然の地域であって、観賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

地質学的又は地形学的形成物及び脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地として区域が明確に定められている地域であって、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するもの

自然の風景地及び区域が明確に定められている自然の地域であって、学術上、保存上又は景観上顕著な普遍的価値を有するもの

第3条

前2条に規定する種々の物件で自国の領域内に存在するものを認定し及びその区域を定めることは、締約国の役割である。

II 文化遺産及び自然遺産の国内的及び国際的保護

第4条

締約国は、第1条及び第2条に規定する文化遺産及び自然遺産で自国の領域内に存在するものを認定し、保護し、保存

し、整備し及び将来の世代へ伝えることを確保することが第一義務的には自国に課された義務であることを認識する。このため、締約国は、自国の有するすべての能力を用いて並びに適当な場合には取得し得る国際的な援助及び協力、特に、財政上、芸術上、学術上及び技術上の援助及び協力を得て、最善を尽くすものとする。

第5条

締約国は、自国の領域内に存在する文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための効果的かつ積極的な措置がとられることを確保するため、可能な範囲内で、かつ、自国にとって適当な場合には、次のことを行うよう努める。

- (a) 文化遺産及び自然遺産に対し社会生活における役割を与え並びにこれらの遺産の保護を総合的な計画の中に組み入れるための一般的な政策をとること。
- (b) 文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための機関が存在しない場合には、適当な職員を有し、かつ、任務の遂行に必要な手段を有する1又は2以上の機関を自国の領域内に設置すること。
- (c) 学術的及び技術的な研究及び調査を進展させること並びに自国の文化遺産又は自然遺産を脅かす危険に対処することを可能にする実施方法を開発すること。
- (d) 文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存、整備及び活用のために必要な立法上、学術上、技術上、行政上及び財政上の適当な措置をとること。
- (e) 文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備の分野における全国的又は地域的な研修センターの設置又は発展を促進し、並びにこれらの分野における学術的調査を奨励すること。

第6条

1 締約国は、第1条及び第2条に規定する文化遺産及び自然遺産が世界の遺産であること並びにこれらの遺産の保護について協力することが国際社会全体の義務であることを認識する。この場合において、これらの遺産が領域内に存在する国の主権は、これを十分に尊重するものとし、また、国内法令に定める財産権は、これを害するものではない。

2 締約国は、この条約に従い、第11条の2及び4に規定する文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存及び整備につき、当該遺産が領域内に存在する国の要請に応じて援助を与えることを約束する。

3 締約国は、第1条及び第2条に規定する文化遺産及び自然遺産で他の締約国の領域内に存在するものを直接又は間接に損傷することを意図した措置をとらないことを約束する。

第7条

この条約において、世界の文化遺産及び自然遺産の国際的保護とは、締約国がその文化遺産及び自然遺産を保存し及び認定するために努力することを支援するための国際的な協力

及び援助の体制を確立することであると了解される。

### III 世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会

#### 第8条

- この条約により国際連合教育科学文化機関に、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会(以下「世界遺産委員会」という。)を設置する。同委員会は、同機関の総会の通常会期の間に開催される締約国会議において締約国により選出される15の締約国によって構成される。同委員会の構成国の数は、この条約が少なくとも40の国について効力を生じた後における最初の総会の通常会期からは21とする。
- 世界遺産委員会の構成国の選出に当たっては、世界の異なる地域及び文化が平衡に代表されることを確保する。
- 世界遺産委員会の会議には、文化財の保存及び修復の研究のための国際センター(ローマ・センター)の代表1人、記念物及び遺跡に関する国際会議(ICOMOS)の代表1人及び自然及び天然資源の保全に関する国際同盟(IUCN)の代表1人が、顧問の資格で出席することができるものとし、国際連合教育科学文化機関の総会の通常会期の間に開催される締約国会議における締約国の要請により、同様の目的を有する他の政府間機関又は非政府機関の代表も、顧問の資格で出席することができる。

#### 第9条

- 世界遺産委員会の構成国の任期は、当該構成国が選出された時に開催されている国際連合教育科学文化機関の総会の通常会期の終わりにから当該通常会期の後に開催される3回目の通常会期の終わりでとする。
- もっとも、最初の選挙において選出された世界遺産委員会の構成国の3分の1の任期は当該選挙が行われた総会の通常会期の後に開催される最初の通常会期の終わりに、また、同時に選出された構成国の他の3分の1の任期は当該選挙が行われた総会の通常会期の後に開催される2回目の通常会期の終わりに、終了する。これらの構成国は、最初の選挙の後に国際連合教育科学文化機関の総会議長によりくじ引きで選ばれる。

世界遺産委員会の構成国は、自国の代表として文化遺産又は自然遺産の分野において資格のある者を選定する。

#### 第10条

- 世界遺産委員会は、その手続規則を採択する。
- 世界遺産委員会は、特定の問題について協議するため、公私の機関又は個人に対し会議に参加するよういつでも招請することができる。
- 世界遺産委員会は、その任務を遂行するために同委員会が必要と認める諮問機関を設置することができる。

#### 第11条

- 締約国は、できる限り、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件で、自国の領域内に存在し、かつ、2に規定

する一覧表に記載することが適当であるものの目録を世界遺産委員会に提出する。この目録は、すべてを網羅したものとはみなされないものとし、当該物件の所在地及び重要性に関する資料を含む。

- 世界遺産委員会は、1の規定に従って締約国が提出する目録に基づき、第1条及び第2条に規定する文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であって、同委員会が自己の定めた基準に照らして顕著な普遍的価値を有すると認められるもの一覧表を「世界遺産一覧表」の表題の下に作成し、常時最新のものとし及び公表する。最新の一覧表は、少なくとも2年に1回配布される。
- 世界遺産一覧表に物件を記載するに当たっては、当該国の同意を必要とする。2以上の国が主権又は管轄権を主張している領域内に存在する物件を記載することは、その紛争の当事国の権利に及ぼすものではない。
- 世界遺産委員会は、事情により必要とされる場合には、世界遺産一覧表に記載されている物件であって、保存のために大規模な作業が必要とされ、かつ、この条約に基づいて援助が要請されているもの一覧表を「危険にさらされている世界遺産一覧表」の表題の下に作成し、常時最新のものとし及び公表する。危険にさらされている世界遺産一覧表には、当該作業に要する経費の見積りを含むものとし、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であって、重大かつ特別な危険にさらされているもののみを記載することができる。このような危険には、急速に進む損壊、大規模な公共事業若しくは民間事業又は急激な都市開発事業若しくは観光開発事業に起因する滅失の危険、土地の利用又は所有権の変更起因する破壊、原因が不明である大規模な変化、理由のいかんを問わない放棄、武力紛争の発生及びそのおそれ、大規模な災害及び異変、大火、地震及び地滑り、噴火並びに水位の変化、洪水及び津波が含まれる。同委員会は、緊急の必要がある場合にはいつでも、危険にさらされている世界遺産一覧表に新たな物件の記載を行うことができるものとし、その記載について直ちに公表することができる。

世界遺産委員会は、文化遺産又は自然遺産を構成する物件が2及び4に規定するいずれかの一覧表に記載されるための基準を定める。

- 世界遺産委員会は、2及び4に規定する一覧表のいずれかへの記載の要請を拒否する前に、当該文化遺産又は自然遺産が領域内に存在する締約国と協議する。
- 世界遺産委員会は、当該国の同意を得て、2及び4に規定する一覧表の作成に必要な研究及び調査を調整し及び奨励する。

#### 第12条

文化遺産又は自然遺産を構成する物件が前条の2及び4に規定する一覧表のいずれにも記載されなかったという事実は、いかなる場合においても、これらの一覧表に記載される

ことによって生ずる効果については別として、それ以外の点について顕著な普遍的価値を有しないという意味に解してはならない。

#### 第13条

- 世界遺産委員会は、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であって、締約国の領域内に存在し、かつ、第11条の2及び4に規定する一覧表に記載されており又は記載されることが適当であるがまだ記載されていないものにつき、当該締約国が表明する国際的援助の要請を受領し、検討する。当該要請は、当該物件を保護し、保存し、整備し又は活用することを確保するために行うことができる。
- 1の国際的援助の要請は、また、予備調査の結果更に調査を行うことが必要と認められる場合には、第1条及び第2条に規定する文化遺産及び自然遺産を認定するためにも行うことができる。
- 世界遺産委員会は、これらの要請についてとられる措置並びに適当な場合には援助の性質及び範囲を決定するものとし、同委員会のための当該政府ととの間の必要な取極の締結を承認する。
- 世界遺産委員会は、その活動の優先順位を決定するものとし、その優先順位の決定に当たり、保護を必要とする物件が世界の文化遺産及び自然遺産において有する重要性、自然環境又は世界の諸国民の特質及び歴史を最もよく代表する物件に対して国際的援助を与えることの必要性、実施すべき作業の緊急性並びに脅威にさらされている物件が領域内に存在する国の利用し得る能力、特に、当該国が当該物件を自力で保護することができる程度を考慮する。
- 世界遺産委員会は、国際的援助が供与された物件の一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表する。
- 世界遺産委員会は、第15条の規定によって設立される基金の資金の便益を決定する。同委員会は、当該資金を増額するための方法を追求し、及びこのためすべての有用な措置をとる。
- 世界遺産委員会は、この条約の目的と同様の目的を有する政府間国際機関及び国際的な非政府機関並びに国内の政府機関及び非政府機関と協力する。同委員会は、その計画及び事業を実施するため、これらの機関、特に、文化財の保存及び修復の研究のための国際センター(ローマ・センター)、記念物及び遺跡に関する国際会議(ICOMOS)及び自然及び天然資源の保全に関する国際同盟(IUCN)、公私の機関並びに個人の援助を求めることができる。
- 世界遺産委員会の決定は、出席しかつ投票する構成国の3分の2以上の多数による議決で行う。同委員会の会合においては、過半数の構成国が出席していなければならない。

#### 第14条

- 世界遺産委員会は、国際連合教育科学文化機関事務局長が任命する事務局の補佐を受ける。

2 国際連合教育科学文化機関事務局長は、文化財の保存及び修復の研究のための国際センター(ローマ・センター)、記念物及び遺跡に関する国際会議(ICOMOS)及び自然及び天然資源の保全に関する国際同盟(IUCN)の各自の専門の分野及び能力の範囲における活動を最大限度を利用して、世界遺産委員会の審判及び会議の議事日程を作成し、並びに同委員会の決定の実施について責任を負う。

### IV 世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための基金

#### 第15条

- この条約により顕著な普遍的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための基金(以下「世界遺産基金」という。)を設立する。
- 世界遺産基金は、国際連合教育科学文化機関の財政規則に基づく信託基金とする。
- 世界遺産基金の資金は、次のものから成る。
  - 締約国の分担金及び任意拠出金
  - 次の者からの拠出金、贈与又は遺贈
    - 締約国以外の国
    - 国際連合教育科学文化機関、国際連合の他の機関(特に国際連合開発計画)又は他の政府間機関
    - 公私の機関又は個人
  - 同基金の資金から生ずる利子
  - 募金によって調達された資金及び同基金のために企画された行事による収入
  - 世界遺産委員会が作成する同基金の規則によって認められるその他のあらゆる資金
- 世界遺産基金に対する拠出及び世界遺産委員会に対するその他の形式による援助は、同委員会が決定する目的のみ使用することができる。同委員会は、特定の計画又は事業に用途を限った拠出を受けることができる。ただし、同委員会が当該計画又は事業の実施を決定して適用される場合に限り、同基金に対する拠出には、いかなる政治的な条件も付することができない。

#### 第16条

- 締約国は、追加の任意拠出金とは別に、2年に1回定期的に世界遺産基金に分担金を支払うことを約束する。分担金の額は、国際連合教育科学文化機関の総会の間に開催される締約国会議がすべての締約国について適用される同一の百分率により決定する。締約国会議におけるこの決定には、会議に出席しかつ投票する締約国(2の宣言を行っていない締約国に限る。)の過半数による議決を必要とする。締約国の分担金の額は、いかなる場合にも、同機関の通常予算に対する当該締約国の分担金の額の1パーセントを超えないものとする。
- もっとも、第31条及び第32条に規定する国は、批准書、受諾書又は加入書を寄託する際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。
- 2の宣言を行った締約国は、国際連合教育科学文化機関

事務局長に通告することにより、いつでもその宣言を撤回することができる。この場合において、その宣言の撤回は、当該締約国が支払うべき分担金につき、その後の最初の締約国会議の日まで効力を生じない。

4 2の宣言を行った締約国の拠出金は、世界遺産委員会がその活動を実効的に計画することができるようにするため、少なくとも2年に1回定期的に支払う。その拠出金の額は、1の規定に拘束される場合に支払うべき分担金の額を下回ってはならない。

5 当該年度及びその直前の前年度についての分担金又は任意拠出金の支払が延滞している締約国は、世界遺産委員会の構成国に選出される資格を有しない。ただし、この規定は、最初の選挙については適用しない。支払が延滞している締約国であって、同委員会の構成国であるものの任期は、第8条1に規定する選挙の時に終了する。

#### 第17条

締約国は、第1条及び第2条に規定する文化遺産及び自然遺産の保護のための密着を求め、これを目的とする国の財団又は団体及び公私の財団又は団体の設立を考慮し又は奨励する。

#### 第18条

締約国は、世界遺産基金のため国際連合教育科学文化機関の主催の下に組織される国際的な募金運動に対して援助を与えるものとし、このため、第15条3に規定する機関が行う募金について便宜を与える。

### V 国際的援助の条件及び形態

#### 第19条

いかなる締約国も、顕著な普遍的価値を有する文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件で自国の領域内に存在するものため、国際的援助を要請することができる。締約国は、当該要請を行う場合には、自国が所有しており、かつ、世界遺産委員会が決定を行う上で必要とされる第21条に規定する情報及び資料を提出する。

#### 第20条

この条約に規定する国際的援助は、第13条2、第22条(c)及び第23条の規定が適用される場合を除くほか、文化遺産又は自然遺産を構成する物件であって、世界遺産委員会が第11条の2及び4に規定する一覧表のいずれかに記載することを決定し又は決定することとなっているもののみ与えることができる。

#### 第21条

1 世界遺産委員会は、国際的援助の要請を検討する手続及び要請書の記載事項を定める。要請書は、作業計画、必要な作業、作業に要する経費の見積り、緊急度及び援助を要請する国の資力によってすべての経費を賚ることができない理由を明らかにするものとする。要請書は、できる限り、専門家の報告書によって裏付けられなければならない。

2 天災その他の災害に起因する要請は、緊急な作業を必要とすることがあるため、世界遺産委員会が直ちにかつ優先的に考慮するものとし、同委員会は、このような不測の事態に備えて同委員会が使用することができる予備基金を設けるものとする。

3 世界遺産委員会は、決定に先立ち、同委員会が必要と認める研究及び協議を行う。

#### 第22条

世界遺産委員会は、次の形態の援助を供与することができる。

- 第11条の2及び4に規定する文化遺産及び自然遺産の保護、保存、整備及び活用において生ずる芸術上、学術上及び技術上の問題に関する研究
- 同委員会が承認した作業が正しく実施されることを確保するための専門家、技術者及び熟練工の提供
- 文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存、整備及び活用の分野におけるあらゆる水準の職員及び専門家の養成
- 当該国が所有せず又は入手することができない機材の供与
- 長期で返済することができる低利又は無利子の貸付け
- 例外的かつ特別の理由がある場合における返済を要しない補助金の供与

#### 第23条

世界遺産委員会は、また、文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存、整備及び活用の分野におけるあらゆる水準の職員及び専門家のための全般的又は地域的な研修センターに対して国際的援助を与えることができる。

#### 第24条

大規模な国際的援助の供与に先立ち、詳細な学術的、経済的及び技術的な研究が行われなければならない。これらの研究は、文化遺産及び自然遺産の保護、保存、整備及び活用のための最も進歩した技術を利用するものとし、この条約の目的に適合するものでなければならない。これらの研究は、また、当該国が利用し得る能力を合理的に用いる方法を追求するものとする。

#### 第25条

国際社会は、原則として、必要な作業に要する経費の一部のみを負担する。国際的援助を受ける国は、財政的に不可能な場合を除くほか、各計画又は事業に充てられる資金のうち相当な割合の額を拠出する。

#### 第26条

世界遺産委員会及び国際的援助を受ける国は、両者の間で締結する協定において、この条約に基づいて国際的援助が与えられる計画又は事業の実施条件を定める。当該国際的援助を受ける国は、当該協定に定める条件に従い、このようにして保護される物件を引き続き保護し、保存し及び整備する責任を負う。

### VI 教育事業計画

#### 第27条

1 締約国は、あらゆる適当な手段を用いて、特に教育及び広報事業計画を通じて、自国民が第1条及び第2条に規定する文化遺産及び自然遺産を評価し及び尊重することを強化するよう努める。

2 締約国は、文化遺産及び自然遺産を脅かす危険並びにこの条約に従って実施される活動を広く公衆に周知させることを約束する。

#### 第28条

この条約に基づいて国際的援助を受ける締約国は、援助の対象となった物件の重要性及び当該国際的援助の果たした役割を周知するため、適当な措置をとる。

### VII 報告

#### 第29条

1 締約国は、国際連合教育科学文化機関の総会が決定する期限及び様式で同総会に提出する報告において、この条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置その他の措置及びこの分野で得た経験の詳細に関する情報を提供する。

2 1の報告については、世界遺産委員会に通知する。

3 世界遺産委員会は、その活動に関する報告書を国際連合教育科学文化機関の総会の通常会期ごとに提出する。

#### VIII 最終事項

#### 第30条

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

#### 第31条

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の加盟国により、それぞれ自国の憲法上の手続に従って批准され又は受諾されなければならない。

2 批准書又は受諾書は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する。

#### 第32条

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の非加盟国で同機関の総会が招請するすべての国による加入のために開放しておく。

2 加入は、国際連合教育科学文化機関事務局長に加入書を寄託することによって行う。

#### 第33条

この条約は、20番目の批准書、受諾書又は加入書が寄託された日の後3箇月で、その寄託の日以前に批准書、受諾書又は加入書を寄託した国についてのみ効力を生ずる。この条約は、その他の国については、その批准書、受諾書又は加入書の寄託の日の後3箇月で効力を生ずる。

#### 第34条

次の規定は、憲法上連邦制又は非単一制をとっている締約国について適用する。

(a) この条約の規定であって連邦又は中央の立法機関の立法権の下で実施されるものについては、連邦又は中央の政府の義務は、連邦制をとっていない締約国の義務と同一とする。

(b) この条約の規定であって邦、州又は県の立法権の下で実施されるものであり、かつ、連邦の憲法制度によって邦、州又は県が立法措置をとることを義務付けられていないものについては、連邦の政府は、これらの邦、州又は県の権限のある機関に対し、採択についての勧告を付してその規定を通報する。

#### 第35条

1 締約国は、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する文書により通告する。

3 廃棄は、廃棄書の受領の後12箇月で効力を生ずる。廃棄は、脱退が効力を生ずる日までは、廃棄を行う国の財政上の義務に影響を及ぼすものではない。

#### 第36条

国際連合教育科学文化機関事務局長は、同機関の加盟国及び第32条に規定する同機関の非加盟国並びに国際連合に対し、第31条及び第32条に規定するすべての批准書、受諾書及び加入書の寄託並びに前条に規定する廃棄を通報する。

#### 第37条

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の総会において改正することができる。その改正は、改正条約の当事国となる国のみを拘束する。

2 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、批准、受諾又は加入のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

#### 第38条

この条約は、国際連合教育科学文化機関事務局長の要請により、国際連合憲章第102条の規定に従って、国際連合事務局に登録する。

1972年11月23日にパリで、総会の第17回会期の議長及び国際連合教育科学文化機関事務局長の署名を有する本書2通を作成した。これらの本書は、同機関に寄託するものとし、その認証謄本は、第31条及び第32条に規定するすべての国並びに国際連合に送付する。

以上は、国際連合教育科学文化機関の総会が、パリで開催されて1972年11月21日に閉会を宣言されたその第17回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、1972年11月23日に署名した。

総会議長

萩原敬

事務局長

ルネ・マウ

(右条約の英文)〔省略〕

(2) 世界遺産の登録基準

「世界遺産条約履行のための作業指針」より抜粋（仮訳）

第24節 世界遺産リストへの登録のため推薦される、上記定義による記念造物、建造物群、遺跡は以下の基準の1つ以上、およびその真正さに対する審査に適合すると委員会が認定したときは、この条約の目的のもとでの特に関連する価値のあるものであると見なされるであろう。すなわち、各遺産は以下のようなものである。

(a)

- (i) 人類の創造的天才の傑作を表現するもの。
- (ii) ある期間を通じ、又は世界のある文化上の地域において、建築、技術、記念碑的芸術、都市の構成又は景観の意匠に関し、人類の価値の重要な交流を提示するもの。
- (iii) 現存する又は消滅した文化的伝統又は文明の、唯一の又は少なくとも例外的な証拠であるもの。
- (iv) 人類の歴史上重要な時代を示す、ある形式の建造物、建築物群、技術の集積又は景観の顕著な例。
- (v) 特に回復不能な変化の影響の下で無防備状態となっている場合における、ある文化（又は複数の文化）を代表する伝統的集積又は土地利用の顕著な例。
- (vi) 顕著な普遍的な重要性を有する出来事又は現存する伝統、思想又は信仰、芸術的及び文学的作品と直接又は明白に関連するもの（委員会は、この基準が一覧表への登録を容認するのは、極めて例外的な場合、かつ他の文化遺産又は自然遺産の基準と関連している場合に限られるべきであると考えられる）。

また、

(b)

- (i) 意匠、材料、工法、環境、文化的景観に関しては、その独特な特徴と構成部分を含む真正さが十分に認められること（推測を全く含まず、オリジナルに関する完璧かつ詳細な文書に基づいている場合に限り、当委員会は復元品を認める）。
- (ii) 推薦された文化遺産および文化的景観を確実に保全するための適切な法律あるいは契約あるいは伝統的保護措置と管理体制をもっていること。国、県、ないし市町村レベルの保護法令、あるいは充実した契約あるいは伝統的保護措置、適切な管理体制と計画管理体制の存在が不可欠であり、それについて推薦書類に明確に記載することが必要である。また、このような法

律あるいは契約あるいは伝統的保護措置、並びに管理体制の効果的運用も確実に実施されなければならない。特に多数の見学者が訪れる場合、文化遺産を損傷などから保護するため、関係国はその遺産の管理、保護、一般公開の度合いを精査した適切な管理措置を示す証拠を提出しなければならない。

第44節 世界遺産リストへの登録のため提出される自然遺産は、以下に述べる評価基準の一つ以上に適合し、かつ、その下に定める完全性の条件を満たすことを委員会が認めたとき、条約の趣旨におけるすぐれた普遍的価値のあるものとして見なされることになろう。ゆえに、推薦される場所は、以下のようなものでなければならない。すなわち、

(a)

- (i) 生命進化の記録、重要な進行中の地質学的・地形形成過程あるいは重要な地形学的自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本であること。あるいは、
- (ii) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や生物群集の進化発展において重要な進行中の生態学的生物学的過程を代表する顕著な見本であること。あるいは、
- (iii) 類例を見ない自然の美しさ、あるいは美的重要性を持ったすぐれた自然現象あるいは地域を包含すること。あるいは、
- (iv) 学術的・保守的視野から見てすぐれた普遍的価値をもつ絶滅のおそれのある種を含む、生物の多様性の野生状態における保全にとってもっとも重要な自然の生息生育地を包含すること。

および

(b) 同様に以下のような完全性の条件を満たしているもの

(以下省略)

(3) 世界遺産登録数

(1999年12月第23回世界遺産委員会まで)

文化遺産	480
自然遺産	128
両方の価値を有する遺産	22
合計	630

13 関係年表

(注) 法令のカッコ内の日付は施行日である。

年月日	文化財保護政策・行財政等	会議・事業等
昭. 4. 5. 23	古器旧物保存法公布、祭器、古書画等31品目の古器旧物の保存について布告	
昭. 30. 6. 5	古社寺保存法公布、古社寺所有の建造物、宝物類をそれぞれ特別保護建造物・国宝として保存	
大. 8. 4. 10	史蹟名勝天然記念物保存法公布、史蹟、名勝、天然記念物の保存	
昭. 4. 3. 28	国宝保存法公布、宝物その他の物件を国宝として保存	
昭. 8. 4. 1	重要美術品等ノ保存ニ関スル法律公布、国宝以外の文化財の保存	
昭. 24. 1. 26	国宝法隆寺金堂初層軸部及び壁画修復	
昭. 25. 4.		姫路城の保存修理再開（戦後第1次5か年計画・～昭. 40. 3）
昭. 25. 5. 30	文化財保護法公布(昭. 25. 8. 29施行)、従来の国宝を重要文化財とみなす	
昭. 25. 7. 2		鹿苑寺金閣焼失（昭. 31年再建）
昭. 25. 8. 29	文化財保護委員会発足、文部省本館内に事務局を開設、国立博物館、同館奈良分館及び美術研究所は文化財保護委員会の附属機関となる	
昭. 25. 9.	文化財保護委員会事務局組織規定制定	
昭. 25. 10.	文化財専門審議会令制定	
昭. 25. 10. 21	史蹟名勝天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する規則制定	
昭. 25. 11. 15	銃砲刀剣類等所持取締令公布（昭. 25. 11. 20施行）	文化財保護法第115条第5項による重要文化財(旧国宝)の指定通知書交付開始
昭. 25. 12.		第1回文化財専門審議会総会・各分科会・常任委員会開催
昭. 25. 12. 1	銃砲刀剣類等所持取締令第7条第1項に規定する火なわ銃式火器及び刀剣類の登録に関する規則制定	
昭. 26. 1. 31	国立博物館組織規定制定 美術研究所組織規定制定	
昭. 26. 2.		文化財専門審議会総会・各分科会開催、国宝重要文化財の指定基準、名称種別の変更等を審議・答申
昭. 26. 3. 22		第1回国営発掘（愛知県吉岡貝塚）開始（国営発掘は奈良県法隆寺境内若草伽藍跡の発掘（第23回昭. 44. 10. 31終了）まで）
昭. 26. 5. 10	国宝及び重要文化財指定基準、特別史蹟名勝天然記念物及び史蹟名勝天然記念物指定基準を告示 助成の措置を講ずべき無形文化財の選定基準を告示	文化財専門審議会、助成の措置を講ずべき無形文化財の選定基準を決定・答申
昭. 26. 6.		国宝目録第一集発行
昭. 26. 7. 13	特別史蹟名勝天然記念物又は史蹟名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則制定	
昭. 26. 9. 6		サンフランシスコにおいて講和記念日本古美術展開催（～10月）

年月日	文化財保護政策・行財政等	会議・事業等
昭.26.12.		文化財月報第1号発行(～昭.29.3)
昭.26.12.24	文化財保護法の一部を改正する法律公布(同日施行)	
昭.27.3.25	国立博物館組織規程を東京国立博物館組織規程と改め一部改正 京都国立博物館組織規程制定 東京文化財研究所組織規程制定 奈良文化財研究所組織規程制定(すべて昭.27.4.1施行)	重要文化財目録第一集発行
昭.27.4.1	文化財保護法の一部改正(昭.26.12.24)により、京都市立恩賜博物館は文化財保護委員会の附属機関となり京都国立博物館と改称、奈良文化財研究所を設置  国立博物館を東京国立博物館、美術研究所を東京文化財研究所と改称	文化財指導者講習会開始(～昭.53年)  国庫補助として無形文化財助成金と文化財公開費交付金を措置
昭.27.7.31	文化財保護法の一部を改正する法律公布(昭.27.8.1施行)	
昭.27.8.1	文化財保護法の一部改正(昭.27.7.31)により、東京国立博物館奈良分館は奈良国立博物館に改組	
昭.27.8.24	奈良国立博物館組織規程制定	
昭.28.1.13	文化財専門審議会令の一部を改正する政令制定	文化財保護審議会第3分科会に民俗資料部会を設置
昭.28.1.25		アメリカ巡回日本古美術展開始
昭.28.8.1	武器等製造法公布、刀剣類の製作を許可	
昭.28.8.10	国有財産法等の一部を改正する法律〔附則第2項による文化財保護法の一部改正〕公布(同日施行)	
昭.28.8.15	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律〔文化財保護法の一部改正〕公布(9.1施行)	
昭.28.9.1	美術刀剣類製作承認規程制定	
昭.28.9.17	史跡名勝天然記念物を管理すべき団体の指定等に関する政令制定(9.1適用)	
昭.29.3.16		第1回無形文化財日本伝統工芸展を開催
昭.29.5.29	文化財保護法の一部を改正する法律公布(昭.29.7.1施行)、無形文化財・民俗資料・埋蔵文化財に関する制度の充実を図る	
昭.29.6.	文化財専門審議会令の一部を改正する政令制定	
昭.29.7.1	文化財保護法の一部改正(昭.29.5.29)により、重要無形文化財指定制度発足。 民俗資料は有形文化財から独立して保護制度を確立。 東京及び奈良の文化財研究所はそれぞれ東京国立文化財研究所及び奈良国立文化財研究所に改称	
昭.29.11.		文化財専門審議会第3分科会、重要民俗資料の指定基準及び無形の民俗資料の選択基準決定 文化財専門審議会第4分科会、重要無形文化財の指定基準、重要無形文化財の保持者の認定基準、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準決定 第1回文化財保護強調週間実施(11.1～11.7)

年月日	文化財保護政策・行財政等	会議・事業等
昭.29.12.25	重要無形文化財の指定及び保持者の認定基準、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準、重要民俗資料指定基準、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料選択基準を告示	季刊文化財第1号発行(～昭.30.7)
昭.30.1.26		第1回文化財防火デー実施
昭.30.2.15		第1次重要無形文化財の指定及び保持者の認定
昭.30.3.19		第1回記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択
昭.30.5.12		第1回重要無形文化財の保持者(代表者)の認定
昭.30.8.		第1回文化財建造物修理指導技術者養成講習会開催(8.18～8.27)
昭.30.10.	文化財保護法の規程により交付される補助金の交付に関する規則制定	
昭.31.4.	国立劇場設立準備協議会設置について閣議決定	
昭.31.5.15		大阪府いたすけ古墳史跡指定、公有化
昭.31.6.12	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律〔文化財保護法の一部改正〕公布(昭.31.9.1施行)	
昭.31.6.30	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律〔文化財保護法の一部改正〕公布(昭.31.10.1施行)	
昭.31.7.		国立劇場設立準備協議会第1回総会開催
昭.31.12.5	ユネスコ総会において考古学上の発掘に適用される国際的原則に関する勧告を決議	
昭.32.1.26		「国宝及び重要文化財等の防火措置実施心得」を取りまとめ
昭.32.6.1	自然公園法公布(昭.32.10.1施行)	
昭.32.7.	文部省組織令の一部改正により事務局に文化財管理官設置(昭.32.8.1施行)	
昭.33.3.10	銃砲刀剣類所持取締法公布(昭.33.4.1施行) 銃砲刀剣類登録規則制定 美術刀剣類製作承認規則制定	
昭.33.4.15		ヨーロッパ巡回日本古美術展開始
昭.33.4.25	特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律〔文化財保護法の一部改正〕公布(昭.33.4.1適用)	
昭.34.4.20	国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律〔文化財保護法の一部改正〕公布(昭.35.1.1施行)	
昭.34.7.		文化財情報第1号発行(～昭.43.6) (文化財保護委員会発足)
昭.34.8.		台風8号により静岡、山梨、長野、群馬県下の文化財に被害
昭.36.3.25	消防法施行令制定、重要文化財等への自動火災報知設備設置の義務化	
昭.36.4.10		永仁の壺(指定解除)事件
昭.36.6.2	国家行政組織法等の一部を改正する法律〔文化財保護法の一部改正〕公布(昭.36.4.1適用)	

年月日	文化財保護政策・行財政等	会議・事業等
昭.37.		民俗資料緊急調査実施（～昭.30年）
昭.37. 5.16	行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律〔文化財保護法の一部改正〕公布	
昭.37. 9.15	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律〔文化財保護法の一部改正〕公布（昭.37.10.1施行）	
昭.37.11. 6		第1回指定文化財（美術工芸品）修理技術者講習会開催
昭.38. 3.		特別史跡名勝天然記念物図録第1集発行
昭.38.		国庫補助により廻路城等に遊覧設備を設置（～昭.50年）
昭.38.10.		国庫補助による有形民俗資料修理事業開始 民家等公有化助成事業開始
昭.39.12.17		文化財保護審議会第三専門調査会に重要遺跡緊急指定調査研究委員会を設置（平.4年度までの調査の結果669件を重要な遺跡と認定） 重要無形文化財各個認定保持者に特別助成金を、団体等の伝承者養成事業に対する補助を開始
昭.40. 3.31	所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律〔文化財保護法の一部改正〕公布（昭.40.4.1施行）	
昭.40. 4.15	銃砲刀剣類所持取締法の一部を改正する法律公布（昭.40.7.15施行）、火縄式銃砲以外の古式銃砲にも登録制度を拡大	
昭.41. 1.13	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法公布（昭.41.4.15施行）	
昭.41. 4.		第1回文化財愛護モデル地区を指定 民家緊急調査開始（～昭.53年度） 文化財愛護シンボルマークを決定
昭.41. 5.30		
昭.41. 6.22	国立劇場法制定（昭.41.7.1施行）	
昭.41. 7. 1	特殊法人国立劇場設置（11月開場）	
昭.41. 7.		京都・大徳寺方丈（国宝）が放火により焼損
昭.41. 8. 8	「文化財の防火防犯について」通知	
昭.42. 4.		天然記念物（動植物）緊急調査（～昭.47年）
昭.42.12.19		文化財保存修復研究国際センター（ICCROM）に我が国も加盟
昭.43. 6.15	行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律〔文化財保護法の一部改正〕公布（同日施行）、文化庁、文化財保護審議会発足、国立博物館等は文化庁所管となる。	
昭.43. 9.		月刊文化財第1号発行
昭.44. 3.31		日本民俗地図第1巻「年中行事Ⅰ」刊行
昭.46年度		重要無形文化財の工芸技術記録映画製作開始
昭.46. 5.31	環境庁設置法〔文化財保護法の一部改正〕公布（昭.46.7.1施行）	
昭.46. 6. 1	許可、認可等の整理に関する法律〔文化財保護法の一部改正〕公布（同日施行）	

年月日	文化財保護政策・行財政等	会議・事業等
昭.47. 4.		文化財総合防災緊急調査（～48年） 鎌倉防除予算上（～51年） 民家保存管理施設予算上
昭.47. 5.15		沖縄の本土復帰に伴い、沖縄の文化財を重要文化財等に指定
昭.47. 6. 3	公害等調整委員会法〔文化財保護法の一部改正〕公布（昭.47.7.1施行）	
昭.47. 6.22	自然環境保全法公布（昭.48.4.12施行）	
昭.47. 8.		第1回集落町並み保存対策研究協議会開催 第1回文化財建造物修理主任技術者講習会開催（8.21～8.26）
昭.48. 4.		歴史的集落・町並みの保存対策調査実施
昭.48. 8. 1	「重要文化財建造物等の防災施設の点検について」通知	
昭.49. 4.		国庫補助事業の伝統的建造物保存対策調査を開始 民俗文化財分布調査（～昭.59年度） 指定文化財（美術工芸品）展示取扱講習会開始
昭.49. 8. 6		
昭.49.12.11	国宝・重要文化財等買取基準制定	
昭.50. 3.17	古式銃砲の鑑定基準を明確にするため銃砲刀剣類登録規則の一部改正	
昭.50.		文化庁長官の諮問機関として文化行政長期総合計画懇談会設置（～昭.52.3） 文化財建造物修理用資材需給等実態調査開始
昭.50. 4.		
昭.50. 4.11	特別史跡平城宮跡原状回復命令取消請求訴訟の最高裁判決（国勝訴）	
昭.50. 7. 1	文化財保護法の一部を改正する法律公布（昭.50.10.1施行）、伝統的建造物群保存地区制度及び選定保存技術制度を創設、民俗文化財指定制度の整備	
昭.50. 9.30	重要有形民俗文化財の現状変更等、輸出及び公開の届出等に関する規則制定	
昭.50.10. 9		文化財保護審議会に伝統的建造物群保存地区部会を設置、第4専門調査会に文化財保存技術部会を設置、第5専門調査会（民俗文化財）を設置
昭.50.11.20	重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準を告示（昭.29年告示の一部改正） 重要有形民俗文化財指定基準（昭.29年告示の一部改正）、重要無形民俗文化財指定基準、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準（昭.29年告示の一部改正）を告示 重要伝統的建造物群保存地区選定基準を告示	
昭.50.12.22	選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定の基準を告示	
昭.51. 4.30		重要無形文化財の保持者（代表者）認定の一部改正にともない、保持団体を認定
昭.51. 5. 4		第1回重要無形民俗文化財を指定 第1回選定保存技術の選定及びその保持者、保存団体の認定

年月日	文化財保護政策・行財政等	会議・事業等
昭.52. 3.		文化行政長期総合計画懇談会が「文化行政長期総合計画について」取りまとめ
昭.52. 4.		近世寺建築緊急調査開始（～平.3年度） 各地方言収集緊急調査（～昭.60年度）
昭.52. 9.17		文化庁主催日本民謡まつり開催（～平.7年）
昭.53. 5.15		近代建築保存対策に関する研究調査協力者会議設置（～昭.58年度）
昭.54. 3.	国立劇場に演芸資料館設置	
昭.54. 4.		第1回文化行政講座開催 13都府の教育委員会に、「文化財愛護活動の推進方策」の実証研究を委嘱し、報告書を全国に紹介 重要文化財所有者に対する指定文化財管理費補助実施 民謡緊急調査（～平.元年度）
昭.55. 4. 5	奈良国立博物館に仏教美術資料研究センターを設置	
昭.55. 4.		文化財愛護活動推進方策研究委嘱事業を実施（～平.9年度）
昭.55. 5.26	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法公布（同日施行）	
昭.55. 7. 1	京都国立博物館に文化財保存修理所を設置	総理大臣諮問機関、政策研究会・文化の時代研究グループ「文化の時代」報告書
昭.55. 9.22	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を批准	
昭.56. 4. 3	京都国立博物館に京都文化資料研究センターを設置	
昭.58.10.		第1回歴史民俗資料館等専門職員研修会を開催
昭.58. 9.15	国立劇場に能楽堂設置	
昭.58.12. 2	文化財保護法の一部を改正する法律公布（昭.59.7.1施行）	
昭.59. 3.20	国立劇場に文楽劇場設置	
昭.59.		諸職関係民俗文化財調査を開始（～平.5年度）
昭.61.		東京国立文化財研究所を中心に敦煌文化財保存修復に関する共同研究を開始
昭.63.	オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書を批准し、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を制定	
昭.63. 4. 7		史跡武田氏館跡原状回復命令取消請求及び執行停止申立訴訟の東京高裁判決で、国勝訴
昭.63. 5.		総理大臣諮問機関、国際文化交流に関する懇談会設置（平.元年報告）
昭.63. 9.		美術刀剣刀匠技術保存研修会開始 第1回伝統的建造物群保護行政研修会を開催（9.19～22）
平.元.		民俗芸能緊急調査を開始 ユネスコに文化遺産保存日本信託基金創設

年月日	文化財保護政策・行財政等	会議・事業等
平.元. 7.		文部大臣及び外務大臣に対するユネスコ国内委員会建議「ユネスコ第3次中期計画に関連し我が国が当面重点的に推進すべきユネスコ活動について」で世界遺産条約の早期批准の促進を提言 文化庁長官の諮問機関として文化政策推進会議発足
平.元. 8. 9		
平. 2. 3.30	国立劇場法の一部を改正する法律公布、国立劇場を日本芸術文化振興会に名称変更し、芸術文化振興基金を創設（同日施行）	
平. 2. 4.		アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力事業、アジア諸国博物館・美術館研究協力事業開始（平.10年度～同事業ともアジア諸国文化財の保存修復等協力事業として実施） 近代化遺産総合調査を開始
平. 2.10. 1	東京国立文化財研究所にアジア文化財保存研究室を設置（平.5年度～国際文化財保存修復協力室に、平.7年度～国際文化財保存修復協力センターに拡充改組）	
平. 3. 2.12		史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱いに関する専門委員会設置
平. 3. 4.		福島県・大内宿伝地区を対象に特殊防災事業を開始 重要伝統的建造物群保存地区防災計画策定調査補助事業を開始
平. 3. 4.25		アメリカのスミソニアン研究機構・フリーア美術館所蔵作品を対象に、在外日本古美術品保存修復協力事業開始
平. 3. 6.19		奈良国立文化財研究所、中国社会科学院考古研究所との間に友好共同研究議定書を調印、日中古代都城の考古学的研究開始
平. 3. 7.31		文化政策推進会議「『文化の時代』に対処する我が国文化振興の当面の重点方策について」緊急提言
平. 3. 9.19		台風19号により厳島神社等被災
平. 4. 4.22		文化財保護審議会の下に文化財保護企画特別委員会発足（～6年度） 近代和風建築総合調査を開始
平. 4. 6. 5	絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律公布（平.5.4.1施行）	環境庁、農林水産省、文化庁で野生鳥獣の保護及び管理に関する連絡会議を設置
平. 4. 6.19		文化政策推進会議「文化政策推進会議審議状況について」報告
平. 4. 6.30	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約を受諾（9月30日発効）	
平. 5. 5.28	生物の多様性に関する条約を受諾	祭り・行事調査を開始 奈良国立文化財研究所を中心にアンコール文化遺産保護に関する研究協力を開始 ユネスコに無形文化財保存振興日本信託基金創設
平. 5. 7.		
平. 5. 7.12	民俗文化財保存活用支援活動国庫補助要項策定	
平. 5.		銃砲刀剣類登録鑑定実技講習会開始
平. 5.11.12	行政手続法の一部を改正する法律〔文化財保護法の一部改正〕公布（平.6.10.1施行）	

年月日	文化財保護政策・行財政等	会議・事業等
平. 5.12.11		姫路城、法隆寺地域の仏教建造物を文化遺産として、屋久島、白神山地を自然遺産として世界遺産一覧表に登録
平. 6. 1.11		文化政策推進会議「『文化発信社会』の基盤の構築に向けた文化振興のための当面の重点方策について」報告
平. 6. 3.15		博物館等海外交流古美術展開始
平. 6. 4.		国立博物館・美術館巡回展開始
平. 6. 6. 2		新構想博物館の整備に関する調査研究委員会発足(平.8.3.28に九州国立博物館(仮称)候補地を福岡県太宰府市に決定)
平. 6. 6.27		文化政策推進会議「21世紀に向けた文化政策の推進について」報告
平. 6. 6.29	地方自治法の一部を改正する法律〔文化財保護法の一部改正〕公布(平.7.4.1施行)	
平. 6. 7.15		文化財保護企画特別委員会「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」報告
平. 6. 8.17	大恩寺念仏堂の焼失を受け「文化財の防火について」通知	
平. 6. 9.12		近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議発足(～8年度)
平. 6. 9.27		在外日本古美術品に係る博物館・美術館研究協力事業を開始
平. 6.10.		埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会設置
平. 6.11. 1		文化庁、奈良県等主催により「世界文化遺産ならコンフェレンス」開催
平. 6.11.11	文化財保護法の一部を改正する法律公布(同日施行)	
平. 7. 1.17		阪神淡路大震災により京阪神の文化財が被災、復興に伴う埋蔵文化財調査に34県2府4市が職員派遣
平. 7. 3. 6	史跡の指定基準の一部改正	
平. 7. 9.		『日本の伝統美と技を守る人々』を刊行 第1回文化財保存修理技術者養成研修開催
平. 7. 4. 1	東京国立文化財研究所に国際文化財保存修復センターを設置	重要文化財(建造物)の活用指針に関する調査研究協力者会議設置(～平.8年度)
平. 7. 5.		文化財建造物の耐震性の向上に関する調査研究協力者会議設置(～平.10年)
平. 7. 7.26		文化政策推進会議「新しい文化立国を目指して―文化振興のための当面の重点施策について―」報告
平. 7. 8.	文化財公開施設の計画に関する指針を策定	
平. 7.12.		埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会「埋蔵文化財保護体制の整備充実について」報告
平. 7.12. 8	接収刀剣類の処理に関する法律公布(平.8.2.1施行)	
平. 8. 1.17	文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針策定	

年月日	文化財保護政策・行財政等	会議・事業等
平. 8. 4.		無形民俗文化財記録作成事業「ふるさとの伝承電子図鑑」を国庫補助事業として開始
平. 8. 4. 9		関係財団等により、デジタルアーカイブ推進協議会設立
平. 8. 5.		内閣に、アイヌ関連施策関係省庁連絡会議(関係13省庁で構成)を設置
平. 8. 6.12	文化財保護法の一部を改正する法律公布(平.8.10.1施行)、登録有形文化財制度を創設	
平. 8. 7. 8		近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議「近代の文化遺産の保存と活用について」報告 近代遺跡の調査
平. 8. 7.12	国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項制定	
平. 8. 7.29	国際民俗芸能フェスティバル開催要綱制定	
平. 8. 8. 1		文化庁・建設省連携推進委員会発足
平. 8. 8. 2	重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程を告示	
平. 8. 8.30	登録有形文化財登録基準を告示	
平. 8. 9. 5	重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の事前の届出の免除に関する規程を告示	
平. 8.10.	歴史資料の指定基準の一部改正	
平. 8.10.12		国際民俗芸能フェスティバル開催
平. 8.12.16		重要文化財(建造物)活用指針に関する調査研究協力者会議「重要文化財(建造物)の活用に対する基本的な考え方」を報告
平. 9. 1.22		アジア友好日本古美術展開催
平. 9. 2. 1		「日本のわざと美」展―重要無形文化財とそれを支える人々―開始
平. 9. 2.		埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会「出土品の取扱いについて」報告
平. 9. 3. 7		文化財情報システムフォーラム設立
平. 9年度		国土庁経費により伝統的集落における歴史的環境整備を中心とした地域活性化方策の調査・検討を実施し、10年に報告書を取りまとめる 無形文化財等を対象とする伝統文化伝承推進事業開始(～平.12年度) 文化財を支える用具・原材料の確保に関する調査開始
平. 9. 4.		近代歴史資料緊急調査開始 近代の生活文化・技術に関する基本調査開始 登録有形文化財に対する設計監理費の国庫補助開始 マルチメディアによる文化財保存活用方策に関する調査研究を開始
平. 9. 5. 9		国立組踊劇場(仮称)の在り方に関する調査研究協力者会議発足

年月日	文化財保護政策・行財政等	会議・事業等
平. 9. 5. 14	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律公布(平. 9. 7. 1施行)	
平. 9. 5. 30		文化庁ホームページ開設
平. 9. 6.		文化財(美術工芸品等)の防災に関する手引を作成
平. 9. 7. 1		重要文化財公開促進事業開始
平. 9. 7. 30		文化政策推進会議「文化振興マスタープラン・文化立国に向けての緊急提言」提出
		文化庁長官の諮問機関、アジア太平洋地域の世界文化遺産の保護に関する国際協力の在り方に関する調査研究協力者会議発足
平. 9. 11.	ユネスコ第29回総会で「人類の口承遺産の傑作の宣言(平. 10年に「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」に名称変更)」を決議	
平. 10. 3. 25		文化政策推進会議「文化振興マスタープラン—文化立国の実現に向けて—」報告
平. 10. 3. 31		文化庁で文化振興マスタープランを策定
平. 10. 4.		ふるさと文化継承活動支援事業を実施(～平. 12年度)
		博物館所蔵の考古資料相互活用促進事業を実施(～平. 12年度)
		連続放火事件を契機に緊急防災事業を開始
平. 10. 4. 20		国立組踊劇場(仮称)の在り方に関する調査研究協力者会議「国立組踊劇場(仮称)の在り方について」をとりまとめる
平. 10. 6. 9	中央省庁等改革基本法公布(平. 13年1月から文部省と科学技術庁を統合して文部科学省に再編)	
平. 10. 6. 10	美術品の美術館における公開の促進に関する法律公布(平. 10. 12. 10施行)	
平. 10. 6.		埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて」報告
平. 10. 7. 7		アジア太平洋地域の世界文化遺産の保護に関する国際協力の在り方に関する調査研究協力者会議「アジア太平洋地域の文化財保護に関する国際協力の在り方について」報告
平. 10. 7. 13		指定文化財(美術工芸品)企画・展示セミナー
平. 10. 7. 29		史跡等整備の在り方に関する調査研究会を設置(～平. 14年度)
平. 10. 9.		近代美術の保存に関する懇談会を開催、近代美術の指定促進を図る
平. 10. 9. 22		台風7号により室生寺五重塔等被災
平. 10. 10. 22		国立組踊劇場(仮称)設立準備調査会を設置
平. 10. 11. 30		「第22回世界遺産委員会」を京都市で開催
平. 10. 12. 8		天然記念物の保護体制の充実に関する調査研究委員会を設置
平. 11. 3. 24	重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針を策定	
平. 11. 4. 1	重要文化財(建造物)耐震診断指針、重要文化財(建造物)所有者診断実施要領を策定	京都・醍醐寺外6件で緊急防災施設強化事業を実施

年月日	文化財保護政策・行財政等	会議・事業等
平. 11. 4. 30		国宝重要文化財総合目録—美術工芸品編—刊行
平. 11. 6.		文化庁・福岡県共同で九州国立博物館(仮称)設立準備専門家会議を設置
平. 11. 7. 16	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律〔文化財保護法の一部改正〕公布(平. 12. 4. 1施行)、都道府県等への権限の委譲、機関委任事務の廃止	
平. 11. 8. 23	(財)エネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所を奈良市に設置	
平. 11. 8. 26		有形文化財(美術工芸品)の保存・活用に関する検討協力者会議報告
平. 11. 12. 14		国に帰属した接収刀剣類3,209本を公立博物館等に無償譲与
平. 11. 12. 22	独立行政法人国立博物館法、独立行政法人文化財研究所法公布(平. 13. 1. 6施行)	
平. 12. 3.		文化財の生物劣化防除に関する調査研究協力者会議を設置
		文化財建造物保存活用計画参考事例集を刊行
平. 12. 3. 15	鑑定等の基準明確化のため銃砲刀剣類登録規則の一部改正	
平. 12. 3. 31		日本民俗地図第Ⅴ巻「住生活」を刊行
平. 12. 4.		日本芸術文化振興会において、文化デジタルライブラリーを構築開始
		東アジアにおける生産遺跡の調査研究協力開始
		伝統文化課に九州国立博物館(仮称)設立準備調査室を設置
平. 12. 9. 28		埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について」報告
平. 12. 10. 16		農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する検討委員会を設置
平. 12. 10. 30		文化財保護法50年記念式典
平. 13. 1. 6	文部科学省設置、文化財保護部を文化財部に、美術工芸課を美術学芸課に改組	

## 索引

## 〈あ〉

アーネスト・フェノロサ	104
相倉	395
アイヌ	413
アイヌ語	412
アイヌ文化	415
アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	414
IUCN	387
青島亜熱帯性植物群落	227
赤飯城跡	217
赤坂見附	210
赤羽刀	406
赤松氏城跡	217
阿寒湖のマリモ	228
秋田城跡	219, 221
阿久遺跡	212
秋吉台	228
秋芳洞	207
赤穂城跡	248, 259
牽牛子塚古墳	215
旭川市旧土人保護地処分法	413
アジア	400
アジア・太平洋地域	401
アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力事業	366, 380
アジア諸国博物館・美術館研究協力事業	366, 380
アジア諸国文化財の保存修復等協力事業	141, 366
アジア太平洋地域の世界文化遺産の保護に関する国際協力の在り方に関する調査研究協力者会議	76, 368
アジア文化財保存セミナー	449
アジア友好日本古美術展	76, 374
飛鳥・藤原地域	215
飛鳥池工房跡	216
飛鳥稲瀨宮殿跡	215
飛鳥国営公園	254
飛鳥資料館	215, 456, 459
明日香村長	409
飛鳥地域	215
飛鳥地区	215
飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保	

存等に関する方策について	215, 409, 455
飛鳥寺跡	215, 267
飛鳥藤原宮跡	455
飛鳥藤原宮跡発掘調査部	215, 454, 459
飛鳥水落遺跡	215
明日香村整備基本方針	410
明日香村整備計画	410
明日香村特別措置法	409
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法	216, 409, 455
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策について	411
明日香村における歴史的風土の保存と地域住民の生活との調和を図るための方策について	409
明日香村の将来像	412
明日香村歴史的風土保存計画	411
新しい文化立国をめざして	76
安土城跡	257
天野貞祐	453
天橋立	224, 226
アマミノクロウサギ	229
綾羅木郷遺跡	212
新居関跡	217, 219
荒川堤(サクラ)	222
新たに国有になった発掘品特別展	266
歩き・み・ふれる歴史の道	262
阿波国分寺庭園	239
阿波国分尼寺跡	211
アンコール文化遺産保護	382

## 〈い〉

イ・バハ・パヒ(1427年建築)の保存修理事業	381
イクロム	372, 387, 449
イクロム(ICCROM)	372, 387, 449
池上曾根遺跡	212, 221
イコモス	372
イコモス(ICOMOS)	387
イコモス事務総長	399
石川県立輪島漆芸技術研修所	306
維持修理	166

石田城五島氏居園 .....239  
 石田茂作 .....215  
 遺失物取扱規則 .....16  
 遺失物法 .....16  
 維持の措置 .....153  
 石舞台古墳 .....215  
 移出 .....8, 10  
 依水園 .....223  
 遺跡確認方法の調査研究 .....277  
 遺跡群詳細分布調査 .....270  
 遺跡詳細分布調査 .....277  
 遺跡所在状況の調査 .....270  
 遺跡の発見 .....69  
 遺跡の保存運動 .....271  
 遺跡発見 .....48  
 伊勢神宮 .....399  
 いたすけ古墳 .....210, 251, 268  
 伊丹庵寺跡 .....213  
 一乗谷朝倉氏遺跡 .....212  
 一乗谷朝倉氏館跡庭園 .....223  
 敷島 .....224  
 敷島神社 .....396  
 一般修理事業 .....168  
 移転・地上げ .....156  
 イヌワン .....229  
 今城塚古墳附新地壇輪製作遺跡 .....221  
 鈔物製作 .....350  
 イリノモテヤマネコ .....229, 230  
 岩宿遺跡 .....264  
 石見銀山遺跡 .....218  
 インドネシアの木造建築遺産保存修復ワー  
 ショップ .....382

<う>

宇佐神宮境内 .....217  
 宇治上神社 .....395  
 牛込見附 .....210  
 臼杵郡鹿伏附日吉塔、嘉応二年在銘五輪塔及  
 び永安二年在銘五輪塔 .....257  
 ウタリ .....414  
 ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 .....413  
 漆の保存修復 .....450

<え>

永保寺庭園 .....223  
 エコミュージアム .....231, 262

越中五箇山相倉集落 .....256  
 越中五箇山菅沼集落 .....256  
 江戸城跡 .....210  
 江戸城外堀跡 .....210  
 江ノ島 .....222  
 姪子山古墳 .....261  
 延暦寺 .....395

<お>

奥入瀬溪流 .....228  
 王塚古墳 .....258  
 大池のオヒルギ群落 .....229  
 大分元町石仏 .....257  
 大岩山古墳群 .....487  
 大阪高裁 .....248  
 大阪高裁判決 .....246  
 大阪城跡 .....211, 218, 257  
 大阪府立弥生文化博物館 .....212  
 大沢池附名古曾滝跡 .....223  
 オオサンショウウオ .....207  
 オーストラリア .....396  
 オーセンシティに関する奈良ドキュメン  
 ト .....399, 400  
 大谷古墳 .....216  
 大野城跡 .....212  
 大神神社境内 .....217  
 大村益次郎墓 .....221  
 大湯環状列石 .....210  
 岡倉天心 .....104  
 オガサワラオオコウモリ .....229  
 オガサワラトンボ .....229  
 岡山後楽園 .....223  
 沖縄県 .....398  
 沖縄島 .....398  
 荻町 .....395  
 奥山荘城館遺跡 .....217  
 取塚古墳 .....210  
 尾瀬 .....227, 230  
 小田原城跡 .....218, 221, 248  
 御土居 .....256  
 お年玉付郵便葉書等に関する法律 .....481  
 娘捨（田毎の月） .....226, 235, 240, 488  
 寛書 .....47  
 おまつり法 .....490  
 恩賜京都博物館 .....425  
 音盤目録 .....446

<か>

買い上げ .....175  
 海外交流展 .....373  
 開拓使札幌本庁本庁舎跡および旧北海道庁本  
 庁舎 .....221  
 ガイダンス施設 .....261  
 開発と文化財の取扱いについての調査、調査  
 に関する事務処理等の標準について .....278  
 外務省との連携 .....486  
 偕楽園 .....223  
 香川県歴史研究所 .....306  
 各個認定 .....296, 300  
 学習指導における文化財の手引 .....86  
 学術技藝若手考古ノ資料トナルヘキ埋蔵物取  
 扱ニ關スル件 .....264  
 各地方官収集緊急調査 .....321  
 角館のシダレザクラ .....225  
 鹿児島県のソルおよびその渡来地 .....244  
 鋳金具製作 .....350  
 春日大社 .....397  
 春日大社境内 .....217  
 春日山原始林 .....397  
 上総國分尼寺跡 .....259  
 加曾利貝塚 .....212, 213, 271  
 活用のための措置 .....158  
 勝運城跡 .....398  
 金尺城跡 .....238  
 カナダ .....399  
 金隈遺跡 .....258  
 川平湾及び於茂登岳 .....226, 239  
 歌舞伎公演 .....435  
 鎌倉五山 .....217  
 上街道 .....260  
 上高地 .....228  
 紙の保存修復 .....450  
 蒲生のクス .....258  
 カモンカ .....230, 241  
 カモンカ保護管理マニュアル .....245  
 カモンカ保護地域 .....230, 489  
 カモンカ保護地域の保護管理に関する実施方  
 針検討会議 .....245  
 賀茂御祖神社 .....395  
 賀茂御祖神社境内 .....217  
 賀茂別雷神社 .....395  
 茅葺 .....349  
 唐古・鎌遺跡 .....216

仮指定 .....13, 36, 207  
 カワウソ .....229  
 川原寺跡 .....215  
 環境汚染 .....384  
 環境省 .....57, 209, 231  
 環境大臣 .....209  
 環境庁 .....42, 209, 230  
 環境保護としての集落・町並み保存運動の誕  
 生 .....184  
 環境保全 .....177  
 環境保全事業 .....170  
 元興寺 .....397  
 勅告承認館 .....128  
 鑑査 .....70  
 鑑賞教室 .....436  
 緩衝地帯 .....389  
 観世音寺境内及び子院跡 .....212  
 関東大震災 .....174  
 観音山古墳 .....256, 257  
 管理団体 .....163, 208, 241  
 管理団体制度の創設 .....163

<き>

織帯対策等 .....176  
 機関委任事務 .....55  
 機関委任事務制度の廃止 .....475  
 季刊文化財 .....86  
 規矩南 .....349  
 危険にさらされている世界遺産一覧表 .....388  
 危険木対策 .....177  
 吉志部瓦窯跡 .....218  
 希少野生動植物種 .....230  
 木曾川堤（サタラ） .....226  
 キトラ古墳 .....216  
 記念物 .....59, 66  
 木の文化 .....399  
 城輪遺跡 .....259  
 審附金付きお年玉付き郵便葉書 .....481  
 旧熊川村役場 .....487  
 旧丹波台 .....221  
 九州国立博物館（仮称） .....460  
 九州北部歴史回廊整備計画調査 .....488  
 九州歴史資料館 .....219  
 旧新橋停車場跡 .....221  
 旧新橋横浜間鉄道創設起点跡 .....221  
 旧大衆院庭園 .....223  
 旧高野家住宅 .....487

旧致道館 ..... 210  
 旧榎下宿協本碑 ..... 260  
 旧松本街道 ..... 260  
 旧見付学校附替田文庫 ..... 221  
 旧横浜正金銀行本店 ..... 222  
 旧留明佐賀家漁場 ..... 222  
 教育改革プログラム ..... 80  
 教王護国寺 ..... 395  
 行政手続法 ..... 51  
 共通索引システム ..... 75, 90, 423  
 京都国立博物館 ..... 424  
 京都大学 ..... 458  
 京都帝室博物館 ..... 425  
 京都文化資料研究センター ..... 427  
 清水寺 ..... 395  
 記録作成 ..... 332  
 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 ..... 327  
 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 ..... 295, 342, 359  
 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選  
 択基準 ..... 295  
 記録保存措置 ..... 70  
 緊急防災施設強化事業 ..... 179  
 近世社寺建築 ..... 146  
 近世社寺建築の調査・指定 ..... 146  
 近世大名家墓所 ..... 232  
 近世大名家墓所保存検討委員会 ..... 238  
 近代遺産の調査等に関する検討会 ..... 84  
 近代遺跡 ..... 232  
 近代遺跡調査 ..... 84  
 近代遺跡の調査等に関する検討会 ..... 222, 233  
 近代化遺産（建造物等）総合調査 ..... 148  
 近代化遺産総合調査 ..... 148  
 飾帯橋 ..... 223, 224, 258  
 近代建築の保存と活用 ..... 180  
 近代の建造物の保護 ..... 134, 147  
 近代の生活文化・技術に関する基本調査 ..... 85  
 「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査  
 研究協力者会議」の建造物部会報告 ..... 147  
 近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研  
 究協力者会議 ..... 75, 81, 209, 221, 391  
 近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研  
 究協力者会議（記念物分科会） ..... 232  
 近代美術の保存に関する懇談会 ..... 82  
 近代歴史資料緊急調査 ..... 82  
 近代和風建築総合調査 ..... 148  
 近年の風水害 ..... 177

<<>

瀬戸 ..... 487  
 グスタ ..... 398  
 百濟寺跡 ..... 213  
 宮内省跡地区 ..... 456  
 宮内庁 ..... 397  
 恭仁宮跡 ..... 238  
 九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園 ..... 239  
 熊谷堤（桜） ..... 222  
 熊野古道 ..... 260  
 熊本城跡 ..... 257  
 組踊 ..... 461  
 蔵司地区 ..... 212  
 黒田記念館 ..... 445  
 黒田記念室 ..... 446  
 黒田清輝記念室 ..... 446  
 黒田清輝 ..... 444  
 黒部峡谷附猿飛並びに奥鐘山 ..... 228, 234

<け>

ケアーズ ..... 398  
 芸術祭 ..... 292  
 芸術文化振興基金 ..... 435, 477  
 芸術の科学 ..... 446  
 芸能部 ..... 446, 451  
 慶野松原 ..... 258  
 文化財原 ..... 86  
 月刊文化財 ..... 86  
 原因者負担 ..... 50, 70, 269  
 県営公園 ..... 220  
 玄宮楽々園 ..... 207  
 権限委譲 ..... 246, 474  
 原状回復命令 ..... 41, 248  
 現状変更 ..... 13, 151, 209  
 現状変更等の規制 ..... 153  
 現状変更等の具体的運用 ..... 155  
 建設者との連携 ..... 484  
 建造物研究室 ..... 459  
 建造物彩色 ..... 349  
 建造物修理 ..... 349  
 建造物等買上事業（記念物分科会） ..... 170  
 建造物の管理 ..... 160  
 建造物の公開と活用 ..... 179  
 建造物の国宝・重要文化財指定 ..... 142  
 建造物の修理 ..... 160  
 建造物の防災管理手法 ..... 137

建造物保護体制 ..... 131  
 建造物保護の課題と展望 ..... 139  
 建造物木工 ..... 349  
 建築基準法の緩和条例 ..... 197  
 建築基準法の緩和措置 ..... 197  
 建長寺境内 ..... 217  
 原爆ドーム ..... 391, 396  
 原爆ドーム（旧広島県産業奨励館） ..... 222  
 原爆ドーム及び平和公園周辺建築物等美観形  
 成要項 ..... 396  
 現物譲与をすべき埋蔵文化財の取扱要領 ..... 266  
 憲法 ..... 248  
 県立自然公園 ..... 395  
 兼六園 ..... 223

<こ>

小石川後楽園 ..... 223  
 ゴインツバメンジミ ..... 229  
 小泉八雲旧居 ..... 221  
 広域遺跡保存対策調査研究 ..... 278  
 鴻池新田会所跡 ..... 218  
 園府遺跡 ..... 212  
 公開事前届出免除施設 ..... 337  
 公開承認施設 ..... 129  
 皇居 ..... 210  
 公共工事の実施と文化財の保護に係る連絡調  
 整体制の整備について ..... 281  
 公共事業と埋蔵文化財—公共事業に伴う埋蔵  
 文化財発掘調査の手引 ..... 282, 485  
 公共事業と埋蔵文化財保護との調整 ..... 485  
 工芸技術記録映画 ..... 308  
 工芸技術分野における文化財の保存技術 ..... 358  
 考古学上の発掘に適用される国際的原則に関  
 する勧告 ..... 97, 268  
 考古学的遺跡 ..... 397  
 高山寺 ..... 395  
 構造補強 ..... 157  
 公的又は私的の工事によって危険にさらされ  
 る文化財の保存に関する勧告 ..... 97  
 孝徳朝 ..... 210  
 コウノトリ ..... 228, 230, 244  
 興福寺 ..... 397  
 公有化 ..... 247  
 五街道 ..... 218  
 小金井（サクラ） ..... 225, 226  
 古物旧物保存方の布告 ..... 5, 102  
 国営飛鳥歴史公園 ..... 215

国営公園 ..... 220  
 国営発掘調査 ..... 269  
 国際記念物遺跡会議 ..... 387  
 国際共同研究 ..... 460  
 国際協力事業団 ..... 370  
 国際交流基金 ..... 370  
 国際自然保護連合 ..... 386  
 国際文化交流に関する懇談会 ..... 365  
 国際文化財保存修復協力センター ..... 448, 452  
 国際文化財保存修復研修会 ..... 450  
 国際民俗芸能フェスティバル ..... 76, 377  
 国際連合教育科学文化機関 ..... 386  
 開設鳥獣保護区 ..... 230  
 国定公園 ..... 225, 230  
 国土総合開発事業調整費 ..... 488  
 国内希少野生動物種 ..... 490  
 国宝 ..... 7, 8, 31, 60  
 国宝・重要文化財買取基準 ..... 127  
 国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項 ..... 129  
 国宝及び重要文化財指定基準 ..... 109, 147  
 国宝及び重要文化財指定基準（建造物の部） ..... 145  
 国宝図録 ..... 86  
 国宝の指定 ..... 149  
 国宝保存法 ..... 8, 26, 105  
 国宝保存法改正 ..... 20  
 国宝保存法による文化財建造物の修理 ..... 162  
 国宝又は重要文化財の現状変更等の許可申請  
 等に関する規則 ..... 112  
 国立演芸場 ..... 434  
 国立京都国際会館 ..... 400  
 国立組踊劇場 ..... 461  
 国立劇場 ..... 297, 432  
 国立劇場演芸資料館 ..... 434  
 国立劇場能楽堂 ..... 434  
 国立劇場文楽劇場 ..... 434  
 国立劇場法 ..... 432  
 国立公園 ..... 225, 230  
 国立公園法 ..... 225  
 国立能楽堂 ..... 434  
 国立博物館 ..... 34, 58  
 国立博物館・美術館巡回展 ..... 89  
 国立博物館奈良分館 ..... 429  
 国立文化財研究所 ..... 58  
 国立文楽劇場 ..... 434  
 国立民俗博物館 ..... 314  
 国立歴史民俗博物館 ..... 431  
 五色塚（千壺）古墳小壺古墳 ..... 256  
 五色塚古墳 ..... 213

古社寺保存金 .....5, 160  
 古社寺保存ニ関スル建議案 .....6  
 古社寺保存法 .....6, 104, 206  
 古社寺保存法による修理 .....160  
 古代都城遺跡 .....385, 397  
 古代ロマン再生事業 .....221  
 国家指定芸能特別鑑賞会 .....309  
 固定資産税、都市計画税及び土地保有税の優  
 遇措置 .....482  
 古都京都の文化財 .....409  
 古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津  
 市） .....395  
 古都奈良の文化財 .....397, 409  
 古都における歴史的風土の保存に関する特別  
 措置法 .....184, 214, 254, 392, 407, 454  
 琴弾公園 .....224  
 古都保存法 .....254, 407  
 古都保存法及び明日香村特別措置法 .....408  
 古都保存連絡協議会 .....407  
 小長曾陶器窯跡 .....218  
 小早川氏城跡 .....217  
 古墳及埋蔵物ノ発掘ニ関スル件 .....15  
 古文化財に関する保存科学と人文・社会科学 .....275  
 古墳発見ノ節届出方 .....15, 264  
 個別委任 .....246  
 古室山古墳群 .....210  
 五稜郭跡 .....218  
 コルディレラの棚田 .....488  
 権現造り .....398  
 今後の古都における歴史的風土の保存のあり  
 方について .....411  
 金堂（大仏殿） .....397  
 根本修理 .....166

〈さ〉

在外日本古美術品に係る博物館・美術館研究  
 協力事業 .....379  
 在外日本古美術品保存修復協力事業 .....378, 450  
 災害復旧 .....202  
 災害復旧事業 .....166  
 斎宮跡 .....219, 238  
 斎宮歴史博物館 .....219  
 最高裁 .....248  
 最高裁判決 .....248  
 最高裁判例 .....248  
 西湖環堀穴及びゴウモリ .....225  
 財産権 .....208, 251

財産権尊重 .....46  
 財産権の保障 .....32  
 彩色模写 .....167  
 西条古墳群 .....251  
 勲アィヌ文化振興・研究推進機構 .....416  
 財団法人日光社寺文化財保存会 .....137  
 財団法人日本財団 .....481  
 財団法人日本ナショナルトラスト .....480  
 財団法人文化財建造物保存技術協会 .....136, 164  
 財団法人ニネスコ・アジア文化センター .....371  
 財団法人ニネスコ・アジア文化センター文化  
 遺産保護協力事務所 .....401  
 西都原古墳群 .....210, 262  
 西都原風土記の丘 .....213  
 西芳寺 .....395  
 西芳寺庭園 .....207, 223  
 斎明朝 .....216  
 佐賀県立名護屋城博物館 .....219  
 坂野家住宅 .....487  
 酒船石 .....215  
 相模園分寺跡 .....217  
 左官・漆喰造 .....350  
 壘香味城跡 .....398  
 篠山城跡 .....259  
 佐藤栄作 .....455  
 佐渡金山遺跡 .....218  
 猿投古窯跡群 .....218  
 讃岐園分寺跡 .....255, 487  
 猿橋 .....224, 258  
 山岳地帯 .....395  
 参議院文教委員会での附帯決議 .....274  
 三庁合意 .....230  
 暫定リスト .....389  
 三内丸山遺跡 .....219, 291  
 山陽道 .....218

〈し〉

塩の道 .....488  
 紫香楽宮跡 .....238  
 識名園 .....234, 259, 398  
 式年造替（式年型宮） .....399  
 慈照寺 .....395  
 慈照寺（銀閣寺）庭園 .....223  
 システム保存学 .....451  
 競機山古墳 .....257  
 史跡 .....66, 207  
 史蹟 .....13, 206

史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包  
 蔵地等の保護について .....271  
 史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議案 .....12  
 史跡等活用特別事業 .....220, 259  
 史跡等整備の在り方に関する調査研究会 .....209, 261  
 史跡等における歴史的建造物の復元の取扱い  
 に関する専門委員会 .....260  
 史蹟名勝天然記念物調査会 .....14  
 史蹟名勝天然記念物保存協会 .....206  
 史蹟名勝天然記念物保存法 .....12, 26, 206, 264  
 史蹟名勝天然記念物保存要目 .....206  
 史蹟名勝天然記念物を管理すべき団体の指定  
 等に関する政令 .....208  
 自然環境保護行政 .....42  
 自然環境保全法 .....230  
 自然公園法 .....225  
 事前調査 .....284  
 時代の変化に対応した文化財保護施策の改善  
 充実に .....209  
 自治事務 .....56, 475  
 自治省との連携 .....486  
 指定都市 .....208  
 指定法人 .....416  
 四天王寺旧境内 .....217  
 自動火災報知設備 .....172  
 品川台場 .....218  
 信濃園分寺跡 .....213  
 下野園跡跡 .....259  
 下野薬師寺跡 .....217  
 社会資本整備審議会（歴史的風土分科会） .....408  
 社寺領上知令 .....4  
 社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会 .....137  
 社団法人日本工芸会 .....307  
 奥化メダル .....125  
 集古館の建設等に関する献言 .....4  
 周知の埋蔵文化財包蔵地 .....40, 69, 70  
 修復技術部 .....447, 452  
 修復材料学 .....451  
 銃砲刀剣類等所持取締法 .....403  
 銃砲刀剣類等所持取締令 .....402  
 銃砲刀剣類等所持取締令第7条第1項に規定す  
 る火なわ銃式火器及び刀剣類の登録に関す  
 る規則 .....403  
 銃砲刀剣類登録規則 .....403  
 銃砲刀剣類の登録 .....476  
 銃砲等所持禁止令 .....18, 402  
 重要遺跡緊急指定調査研究委員会 .....211, 237, 270  
 重要伝統的建造物群保存地区 .....45, 395, 487

重要伝統的建造物群保存地区の選定 .....194  
 重要伝統的建造物群保存地区防災計画策定調  
 査 .....192  
 重要美術品等 .....10  
 重要美術品等の整理 .....11  
 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律 .....10, 26  
 重要美術品ノ保存ニ関スル法律 .....105  
 重要文化財 .....34, 60, 208  
 重要文化財（建造物）耐震診断指針 .....175  
 重要文化財（建造物）の活用指針に関する調  
 査研究協力者会報 .....182  
 重要文化財（建造物）の活用に対する基本的  
 な考え方 .....183  
 重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針 .....159, 183  
 重要文化財建造物焼損事故 .....178  
 重要文化財等を譲又は地方公共団体に譲渡す  
 る場合 .....481  
 重要文化財の現状変更等 .....153  
 重要文化財保護法案 .....24  
 重要民俗資料 .....39, 314, 315, 324  
 重要民俗資料の範囲 .....314  
 重要無形文化財 .....39, 63, 295  
 重要無形文化財の指定及び保持者の認定の基  
 準 .....295  
 重要無形文化財保持者 .....39  
 重要無形文化財保持団体秀作展—日本の伝統  
 美と技の世界— .....310  
 重要無形文化財保存特別助成金 .....297  
 重要無形民俗文化財 .....44, 64, 65, 325  
 重要無形民俗文化財の保護 .....331  
 重要有形民俗文化財 .....44, 64, 324  
 重要有形民俗文化財の管理 .....329  
 重要有形民俗文化財の修理 .....329  
 重要有形民俗文化財の保護 .....328  
 集落・町並みの保存運動 .....185  
 集落・町並み保存 .....133  
 修理・修理事業 .....199  
 修理技術者の組織化 .....136  
 修理工事報告書 .....163  
 修理と管理の体制 .....196  
 修理届 .....151  
 縮景園 .....211  
 種指定 .....241  
 住宅建設に伴う遺跡の破壊について .....268  
 出土品 .....70  
 出土品の国庫帰属 .....16  
 出土品の取扱いに関する指針 .....280  
 出土品の取扱いについて .....280

出土品の取扱いについて（報告）……………280  
 出土文化財……………70  
 出土文化財取扱要領……………280  
 出土文化財の所有権……………473  
 出土文化財の取扱いについて……………280  
 主任技術者……………165  
 主要動植物地図……………235  
 首里城跡……………213, 238, 398  
 正倉院正倉……………397  
 正倉院展……………428  
 松涛園……………223  
 じょうべのま遺跡……………262  
 情報資料部……………448, 452  
 消防道路……………173  
 消防法施行令……………172  
 称名寺境内……………217  
 称名滝……………225, 226  
 聖武朝……………210  
 定林寺跡……………215  
 浄瑠璃寺庭園……………234  
 昭和新山……………227  
 昭和の建造物の指定……………149  
 食害……………230, 489  
 植生図……………235  
 諸職関係民俗文化財調査……………322  
 助成の措置を講ずべき無形文化財……………293, 341, 348, 359  
 城之越遺跡……………224, 239, 255  
 白糸ノ滝……………225  
 白神山地……………394  
 白川郷・五箇山の合掌造り集落……………395  
 志波城跡……………255  
 新国立劇場……………435  
 新作刀展覧会……………310  
 壬申検査古器物目録……………103  
 真福寺貝塚……………216  
 神仏分離令……………3  
 人民私有地内古墳等発見ノ節届出方……………15, 264  
 森林法……………397  
 人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言……………376

〈す〉

瑞泉寺庭園……………223  
 末松園寺跡……………213  
 周防灘千拓遺跡……………218  
 須賀川の牡丹園……………226  
 菅沼……………395  
 杉沢の沢スギ……………231, 262

頭塔……………206

〈せ〉

生産遺跡……………385  
 税制の優遇措置等……………198  
 正道官衙遺跡……………251  
 盛美園……………223  
 斎場御殿……………398  
 清風荘庭園……………223  
 生物多様性国家戦略……………250  
 生物の多様性に関する条約……………230  
 世界遺産委員会……………387  
 世界遺産委員会ビューロー会合……………400  
 世界遺産一覧表……………387, 388  
 世界遺産基金……………388  
 世界遺産条約……………230, 367, 386  
 世界遺産条約関係省庁連絡会議……………390  
 世界遺産条約履行のための作業指針……………388  
 世界遺産センター……………387  
 世界遺産登録推薦書……………391  
 世界遺産都市の保存と開発を考える奈良セミナー……………401  
 世界遺産のグローバル・ストラテジー……………400  
 世界遺産の保全状況の定期報告……………400  
 世界自然遺産会議……………401  
 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約……………230  
 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の実施に關し講ずべき施策の在り方に関する調査研究協力者会議……………391  
 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の批准に伴い講ずべき施策の在り方に関する調査研究協力者会議……………390  
 世界文化遺産奈良コンファレンス……………389, 398, 399, 401  
 関野貞……………453  
 探社客神社……………396  
 接取刀剣類の処理に関する法律……………406  
 絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律……………230, 489  
 瀬戸内海国立公園……………396  
 先行取得……………251  
 全国遺跡地図……………270  
 全国遺跡分布調査……………270  
 全国近代化遺産活用連絡協議会……………140  
 全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会……………276  
 全国国宝重要文化財所有者連盟……………140  
 全国史跡整備市町村協議会……………213

全国世界遺産都市会議……………401  
 全国伝統的建造物群保存地区協議会……………140  
 全国伝統的建造物群保存地区協議会……………189  
 全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会……………276  
 全国の埋蔵文化財包蔵地数……………283  
 全国不動産文化財情報システム……………457  
 全国埋蔵文化財法人連絡協議会……………276  
 全国町並みゼミ……………188  
 全国町並み保存連盟……………186  
 全国民俗芸能大会……………338  
 全国明治洋風建築リスト……………83  
 戦災等による流失文化財 建造物篇……………171  
 戦災復旧……………171  
 全史協……………213  
 仙台城跡……………238  
 選択保護主義……………31  
 選定保存技術……………50, 71, 298, 342  
 選定保存技術制度……………342, 349  
 選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定の基準……………343  
 選定保存技術の保持者……………342  
 選定保存技術の保存団体……………342  
 専門委員……………42  
 専門調査会……………42

〈そ〉

総合認定……………296, 300  
 相続税の優遇措置……………482  
 総理府……………408  
 園比屋武御殿石門……………398  
 損失補償……………46, 209

〈た〉

タイ……………400  
 大安寺旧境内……………217  
 第一次大極院殿地区……………456  
 第一種歴史的風土保存地区……………410  
 大学院との連携協力……………450  
 大覚寺御所跡……………257  
 大学との連携協力……………457  
 大学南校物産局……………4  
 大官大寺跡……………215, 217  
 大規模遺跡調査連絡協議会……………276  
 大規模遺跡等総合整備事業……………221  
 醍醐寺……………395

醍醐寺三院庭園……………223  
 耐震対策……………174  
 大磐山……………228  
 代替品取替え……………157  
 ダイトウオオコウモリ……………229  
 大徳寺方丈庭園……………223  
 第22回世界遺産委員会の開催……………400  
 第二種歴史的風土保存地区……………410  
 大仏……………397  
 對龍山荘庭園……………223  
 多賀城跡……………251  
 多賀城跡附寺跡……………213  
 高松城跡附水攻築堤跡……………176  
 高松塚古墳……………215, 254, 258  
 高山陣屋跡……………259  
 滝山城跡……………217  
 宅地開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する研究会……………278  
 宅地開発と埋蔵文化財—宅地開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する手引（暫定版）—……………278  
 竹釘製作……………350  
 武田氏館跡……………248  
 多胡跡……………256  
 大宰府跡……………206, 212, 251  
 大宰府学校院跡……………212  
 田島ヶ原サクランボ自生地……………227  
 横寺境内……………215  
 建具製作……………350  
 柳田嘉十郎……………214  
 玉陵……………398  
 玉座……………487  
 タンチョウ……………227, 230  
 丹那断崖……………487

〈ち〉

地域こども文化プラン……………80  
 地域総合整備事業債（特別分）……………486  
 地域中核史跡等整備特別事業……………221  
 地域伝統芸能活用化センター……………490  
 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律……………490  
 地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし事業……………262, 483, 486  
 地域文化財保全事業……………486  
 地価税の優遇措置……………482

竹生島 ..... 217  
父島列島天然保護区域 ..... 229  
千早城跡 ..... 217  
地方拠点史跡等総合整備事業 ..... 221  
地方債 ..... 251  
地方分権 ..... 55, 208, 472  
地方分権一括法 ..... 208  
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律 ..... 208, 404  
中央省庁等改革関係法施行法 ..... 57  
中央省庁等改革基本法 ..... 57  
中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備に関する法律 ..... 57  
中央日本道の道地域連携整備計画調査 ..... 488  
中核市 ..... 52, 208  
中近世城郭石垣緊急修復事業 ..... 257  
中宮寺跡 ..... 216  
中世城館遺跡 ..... 230  
中世城館遺跡・近世大名家墓所等保存検討委員会 ..... 232  
中世城館遺跡等保存検討委員会 ..... 217  
中部山岳地帯 ..... 395  
長者ヶ原遺跡 ..... 218  
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 ..... 489  
直接買上げ ..... 251  
知覧城跡 ..... 217  
知覧麓庭園 ..... 224

<つ>

追加指定 ..... 397  
塚廻古墳 ..... 210  
津軽氏城跡 ..... 218  
月瀬梅林 ..... 224, 226  
月の輪古墳 ..... 267  
月山地区 ..... 212  
作山古墳 ..... 261  
津島遺跡 ..... 212  
隣国ヶ岡(ツツジ) ..... 226  
鶴岡八幡宮境内 ..... 217  
鶴山殿番地 ..... 244

<て>

帝國京都博物館 ..... 424  
帝國奈良博物館 ..... 428  
帝國博物館 ..... 419  
帝國美術院附屬美術研究所 ..... 444

帝室博物館 ..... 419  
デジタルアーカイブ推進協議会 ..... 93  
出島和蘭商館跡 ..... 247  
手宮洞窟 ..... 259  
出羽街道 ..... 260  
出羽仙台街道中山越 ..... 219  
伝飛鳥板蓋宮跡 ..... 215  
伝承活動への支援 ..... 333  
伝承者養成 ..... 439  
伝統技能の継承 ..... 137  
伝統芸能伝承者の養成 ..... 439  
伝統芸能分野における文化財の保存技術 ..... 357  
伝統的建造物 ..... 188  
伝統的建造物群 ..... 45, 59, 68  
伝統的建造物群保護行政研修会 ..... 189  
伝統的建造物群保存条例 ..... 193  
伝統的建造物群保存対策調査 ..... 191  
伝統的建造物群保存地区 ..... 45, 68, 187  
伝統的建造物群保存地区活用 ..... 205  
伝統的建造物群保存地区制度 ..... 133, 187  
伝統的建造物群保存地区における現状変更の規制の基準 ..... 195  
伝統的建造物群保存地区保存条例 ..... 187  
伝統的工芸品産業の振興に関する法律 ..... 490  
伝統的集落における歴史的環境整備を中心とした地域活性化方策の調査・検討 ..... 488  
伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告 ..... 97  
伝統文化伝承推進事業 ..... 311  
伝統文化を活かした地域おこしに関する調査 ..... 470, 488  
伝統文化を活かした地域おこしの視点と実践 ..... 470, 488  
天徳院庭園 ..... 224  
天然記念物 ..... 13, 206  
天然記念物 ..... 66, 207  
天然記念物食害対策(補助)事業 ..... 230  
天然記念物整備活用事業 ..... 231  
天然記念物の保護体制の充実に関する調査研究 ..... 236, 240  
天然記念物の保護体制の充実に関する調査研究委員会 ..... 209  
天龍寺 ..... 395  
天龍寺庭園 ..... 223

<と>

東院跡 ..... 214  
東院庭園 ..... 214, 223  
東海道 ..... 218  
東京芸術大学 ..... 450

東京高裁 ..... 248  
東京国立博物館 ..... 418  
東京国立文化財研究所 ..... 444  
東京地裁 ..... 248  
東京帝室博物館 ..... 420  
東京文化財研究所 ..... 294  
刀剣類の製作の承認 ..... 476  
東西廻廊 ..... 396  
東氏庭跡庭園 ..... 224  
盗取され又は不法に輸出された文化財に関するユニドロワ条約 ..... 96  
東照宮 ..... 397  
東照宮本殿・石の間・拝殿 ..... 398  
東勝寺跡 ..... 217  
唐招提寺 ..... 397  
東大寺 ..... 397  
東大寺旧境内 ..... 397  
東大寺傾倒江莊荘家跡 ..... 218  
東南アジア ..... 398  
東北地方における都市間連携による広域観光圏整備計画調査 ..... 488  
東北歴史資料館 ..... 219  
東北歴史博物館 ..... 219  
東洋館 ..... 421  
登録基準 ..... 388  
登録有形文化財 ..... 53, 62  
登録有形文化財建造物の活用 ..... 183  
登録有形文化財修理 ..... 168  
登録有形文化財制度 ..... 135  
登録有形文化財登録基準 ..... 150  
登録有形文化財の現状変更 ..... 154  
遠江園分寺跡 ..... 213, 251  
トキ ..... 228  
常盤公園 ..... 222  
特殊修理事業 ..... 168  
特殊防災事業 ..... 173  
特定鳥獣保護管理計画制度 ..... 489  
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 ..... 230  
特別史跡 ..... 209  
特別史跡平城宮跡保存整備基本構想 ..... 214, 456  
特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 ..... 207, 209  
特別史跡名勝天然記念物図録 ..... 86  
特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 ..... 246  
特別推進調査研究 ..... 452, 460

特別天然記念物 ..... 209  
特別天然記念物カモシカの保護管理方策委員会 ..... 245  
特別天然記念物カモシカ問題検討会議 ..... 245  
特別保護建造物 ..... 7, 161  
特別名勝 ..... 209  
独立行政法人 ..... 431  
独立行政法人化 ..... 57  
独立行政法人文化財研究所 ..... 460  
独立行政法人文化財研究所法 ..... 460  
常呂遺跡 ..... 261  
土佐のオナガドリ ..... 228  
土佐藩砲台跡 ..... 218  
都市計画 ..... 188, 397  
土地開発公社 ..... 251  
土地指定 ..... 133  
鳥取藩主池田家墓所 ..... 218  
鳥取藩台場跡 ..... 218  
都道府県立自然公園 ..... 225  
鳥羽殿跡 ..... 216  
朝公園 ..... 224  
登呂遺跡 ..... 210, 264  
敦煌文化財保存修復 ..... 382

<な>

内閣総理大臣 ..... 407  
長岡宮跡 ..... 210  
中尾山古墳 ..... 215  
中城城跡 ..... 398  
長崎街道 ..... 218  
長崎台場跡 ..... 218  
長篠城跡 ..... 216  
中山道 ..... 260  
長塚古墳 ..... 210  
長門鉤鐘所跡 ..... 217  
長走風穴高山植物群落 ..... 262  
仲間川天然保護区域 ..... 229  
長暮崖壁及び崖壁の特殊植物群落 ..... 229  
今畑仁城跡 ..... 398  
名古屋城跡 ..... 218  
名護屋城跡並陣跡 ..... 219, 257  
中山道 ..... 260  
那智大滝 ..... 225  
難波宮址顕彰会 ..... 210  
難波宮跡 ..... 210  
鍋塚古墳 ..... 210  
奈良 ..... 397

なら・シルクロード博記念国際交流財団 .....389  
 奈良県公会堂 .....399  
 奈良県知事 .....409  
 奈良県風致地区条例 .....393  
 奈良公園 .....223, 224  
 奈良国立博物館 .....427  
 奈良国立文化財研究所 .....214, 219, 272, 452  
 奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター .....272  
 奈良時代 .....397  
 奈良女子大学 .....458  
 奈良大極殿趾保存会 .....214  
 奈良地裁判決 .....246  
 奈良帝室博物館 .....428  
 奈良ドキュメント .....400  
 塙沢氷穴 .....225  
 成東・東金食虫植物群落 .....206, 227  
 南湖公園 .....223  
 南朝を顕彰する遺跡 .....14  
 南都諸大寺調査研究 .....453

<に>

新治郡衙跡 .....211  
 虹の松原 .....226  
 西宮砲台 .....218  
 21世紀の国土のランドデザイン .....488  
 二条城 .....395  
 日独学術交流 .....384  
 日光国立公園 .....397  
 日光山内 .....398  
 日光杉並木街道附並木寄進碑 .....217, 218, 258  
 日光の社寺 .....397  
 日光街並景観条例 .....398  
 日本・東洋古美術文獻目録 .....445  
 日本近代建築総覧 .....83  
 日本考古学協会 .....264  
 日本考古学協会埋蔵文化財保護対策委員会 .....271  
 日本小型自動車振興会 .....481  
 日本古文化研究所 .....215  
 日本三景 .....224  
 日本自転車振興会 .....481  
 日本書紀 .....215  
 日本平 .....225  
 日本伝統工芸展 .....310  
 「日本のわざと美」展—重要無形文化財とそ  
 れを支える人々— .....89, 310  
 日本美術年鑑 .....446  
 日本舞踊譜 .....446

日本民謡まつり .....339  
 菟山反射炉 .....217, 256  
 任意拠出金 .....388  
 人間国宝 .....296  
 人間国宝新作展—重要無形文化財を保持する  
 人々— .....310  
 仁和寺 .....395

<ね>

根古谷台遺跡 .....221  
 根城跡 .....221, 259, 261

<の>

能楽公演 .....436  
 能舞台 .....396  
 農林水産業に関連する文化的景観の保存・整  
 備・活用に関する検討委員会 .....209, 488  
 農林水産省 .....230  
 野方遺跡 .....251  
 ノグチゲラ .....229  
 能島城跡 .....217  
 能登国分寺跡 .....251  
 能登国分寺跡附建物群跡 .....255, 259  
 延沢銀山遺跡 .....218  
 ノルウェー .....399

<は>

ハーグ条約 .....96, 386  
 拝殿 .....396  
 萩往還 .....219  
 萩反射炉 .....217, 256  
 萩藩主毛利家墓所 .....218  
 白山 .....395  
 博物館所蔵の考古資料相互活用促進事業 .....89  
 博物館等海外交流古美術展 .....374  
 博物館のあらゆる人に開放する最も有効な方  
 法に関する勧告 .....97  
 箱根旧街道 .....218  
 箱根関跡 .....217, 219  
 八王子城跡 .....217  
 発掘された日本列島展 .....89  
 発掘調査 .....68  
 発掘調査研修 .....272  
 発掘調査に関係する民間の組織 .....288  
 発掘調査の手引き .....272

発掘調査報告書 .....284  
 発掘庭園資料 .....233  
 バッファゾーン（緩衝地帯） .....409  
 仮設 .....396  
 阪神・淡路大震災 .....174  
 阪神・淡路大震災に伴う復旧・復興事業に伴  
 う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針に  
 ついて .....282  
 阪神・淡路大震災に伴う復旧工事に係る埋蔵  
 文化財の当面の取扱いについて .....282  
 阪神・淡路大震災の復興調査 .....282  
 阪神・淡路大震災復旧・復興対策等のための  
 職員派遣について .....282

<ひ>

彦根城跡 .....207, 210  
 美術研究 .....446  
 美術刀剣類製作承認規則 .....405  
 美術刀剣類製作承認規程 .....405  
 美術部 .....445, 451  
 檜木内川堤（ヤクラ） .....225  
 姫路城 .....394  
 姫路城跡 .....211, 218, 219  
 ビューロー園 .....387  
 表慶館 .....420  
 兵庫県立コウノトリの郷公園 .....244  
 平等院 .....395  
 平等院庭園 .....223, 257  
 火除地 .....173  
 火除地設定・消防道路 .....173  
 日吉神社境内 .....217  
 弘前城跡 .....218  
 広島城跡 .....218  
 琵琶湖疏水 .....222  
 檜皮採取 .....350  
 檜皮葺・柿葺 .....349  
 檜皮葺・柿葺技術保存全国大会 .....351

<ふ>

風光の美と特性の保護に関する勧告 .....97  
 風水害と環境保全事業 .....176  
 ブータン国内の歴史的建造物の所在調査 .....381  
 武器等製造法 .....405  
 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館 .....219  
 福岡城跡 .....248  
 復元検討委員会 .....260

復原的措置 .....155  
 フゴッペ洞窟 .....258  
 富士山 .....225  
 富士山吉田口登山道 .....260  
 富士山麓 .....225  
 藤原宮 .....215  
 藤原宮跡保存整備懇談会 .....456  
 藤原京 .....215  
 藤原京城 .....215  
 藤原京朱雀大路跡 .....216  
 二荒山神社 .....397  
 仏教美術資料研究センター .....430  
 風土記の丘 .....213  
 風土記の丘整備事業 .....213, 253  
 富本銭 .....216  
 武力紛争の際の文化財の保護のための条約 .....96  
 ふるさとの伝承電子図鑑 .....92  
 ふるさと文化継承活動支援事業 .....88, 469  
 ふるさと歴史の広場事業 .....220  
 ふれあい歴史のさと .....262  
 ブロック別民俗芸能大会 .....338  
 文化遺産及び自然遺産の国内的保護に関する  
 勧告 .....97  
 文化遺産保護協力事務所 .....368  
 文化遺産を活かした街づくり .....485  
 文化遺産を活かした街づくりに関する懇談会 .....485  
 文化行政長期総合計画懇談会 .....364  
 文化財愛護活動 .....88, 469  
 文化財愛護シンボルマーク .....88  
 文化財愛護モデル地区 .....88  
 文化財科学 .....275  
 文化財学 .....75, 93, 458  
 文化財活用に係る施策 .....182  
 文化財行政総覧 .....87  
 文化財月報 .....86  
 文化財建造物修理技術者講習会 .....349  
 文化財建造物修理指導技術者養成講習会 .....349  
 文化財建造物修理主任技術者講習会 .....349  
 文化財建造物等の地震時における安全性確保  
 に関する指針 .....175  
 文化財建造物の活用 .....180  
 文化財建造物の活用の在り方 .....138  
 文化財建造物の耐震性能の向上に関する調査  
 研究協力者会議 .....175  
 文化財建造物の日常管理と防火の手引き .....87, 172  
 文化財建造物保護の分野における国際交流 .....141  
 文化財公開施設の計画に関する指針 .....128  
 文化財公開費交付金 .....294

文化財指定庭園保護協議会	242
文化財指導者講習会	87
文化財修理用資材供給等実態調査	352
文化財情報	86
文化財情報システム	423
文化財情報システム・美術情報システム	75, 90
文化財情報システムフォーラム	90, 423
文化財全国保存協議会	271
文化財専門審議会	34
文化財調査官	400
文化財(美術工芸品)取扱いの手引き	129
文化財(美術工芸品等)の撮影に当たっての留意事項	129
文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡の禁止及び防止に関する条約	96
文化財(美術工芸品等)の防災に関する手引	125
文化財(美術工芸品等)の防災に関する手引き	87
文化財の保存・活用に関する文化庁・建設省連絡協議会	484
文化財の保存技術	50, 59, 71, 297, 340
文化財の保存に関する国際研究集会	449
文化財分科会	72
文化財防火デー	87, 172, 469
文化財保護委員会	22, 28, 31, 33, 42, 207, 228
文化財保護企画特別委員会	52, 73, 209, 236, 318, 391
文化財保護行政事務組織の充実強化について	268
文化財保護強調週間	87, 469
文化財保護事業に寄附する場合	482
文化財保護指導委員	51, 83, 468
文化財保護事務費交付金	475
文化財保護審議会	42, 57, 72, 209
文化財保護審議会第三専門調査会	217, 260
文化財保護審議会第三専門調査会名勝部会	234
文化財保護振興財団	479
文化財保護に関する関係官庁間の連絡強化について	268
文化財保護に関する優遇税制	481
文化財保護法	106, 206, 265
文化財保護法案	22, 26
文化財保護法以前の規制	152
文化財保護法以前の地震被害	174
文化財保護法施行令	208
文化財保存学	450
文化財保存修復研究国際センター	372, 387, 449
文化財保存修復技術者養成研修	344
文化財保存法	20, 21
文化財埋蔵地	25

文化財を活用した地域づくり事業	484
文化財を支える用具・原材料の確保に関する調査研究協力者会議	345, 352
文化審議会	57, 72
文化振興マスタープラン	76, 210
文化政策推進会議	52, 76, 209, 366
文化庁	42, 230
文化庁・建設省連携推進会議	484
文化庁長官	209
文化庁と外務省文化交流部との連絡協議会	486
文化的景観	226, 234, 390
文化デジタルライブラリー	92
文化の時代	365
文化無償協力	370
分担金	388
文楽公演	435

## &lt;へ&gt;

平安宮内裏内郭回廊跡	216
平安京遷都	395
平城宮跡	207, 267, 397, 455
平城宮朱雀門の意匠と構造に関する研究	260
平城宮跡発掘調査部	214, 453, 459
平城京	397
平城京左京三条二坊宮跡庭園	224, 234, 258
平成館	422
幣殿	396
ヴェニス憲章	399

## &lt;ほ&gt;

ホリアンの町並み保存事業	381
防火事業の歴史	170
伯耆園跡附法華寺遺跡	259
法金剛院庭園附五位山	223
防災事業	200
防災施設事業	170
防災設備	169
法定受託事務	56, 475
法隆寺旧境内	217
法隆寺国宝保存事業部	9, 162
法隆寺地域の仏教建造物	393, 409
法隆寺宝物館	422
補助金	7
保護増殖事業計画	490
保持者	63, 71
保持団体	46, 63, 298

保持団体認定	300
保存・管理上の措置	156
保存科学部	447, 452
保存活用計画	159
保存環境学	451
保存管理計画	241
保存金	7
保存計画の策定	193
保存修理事業	165
保存修理における手法の変化	135
保存修理に伴う復原的措置	155
保存条例による現状変更等の規制	194
保存条例の制定	192
保存団体	71, 342
保存地区の規制を補完する条例等	196
保存地区の決定	193
保存に影響を及ぼす行為	13, 153, 158
北海道旧土人保護法	413
法起寺境内	217
法華堂跡	217
弘田柵跡	259
保護田古墳群	487
堀川用水及び朝倉揚水車	218
本願寺	395
本願寺境内	217
本社	396
本殿	396

## &lt;ま&gt;

埋蔵文化財	35, 40, 59, 68, 210, 232
埋蔵文化財価格評価員に関する規定	266
埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について	277, 279
埋蔵文化財公開普及事業(新発見考古速報展)	290
埋蔵文化財収蔵庫	266
埋蔵文化財センター	272, 456, 460
埋蔵文化財対策調査会	272
埋蔵文化財担当職員等講習会	288
埋蔵文化財調査センター	272
埋蔵文化財調査の適正かつ迅速な進め方に関する文化庁・建設省連絡協議会	279, 485
埋蔵文化財に関する当面の方策について	457
埋蔵文化財の国の保有等に関する基準	266
埋蔵文化財の監視、盗掘等について	268
埋蔵文化財の取扱いについて	266, 267
埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に	

至るまでの取扱いについて(報告)	281
埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則	268
埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について	280, 281
埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について	276, 277, 279
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究	280
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会	75, 280
埋蔵文化財発掘調査のための先端技術の活用と開発	282, 485
埋蔵文化財発掘調査要項	271
埋蔵文化財発掘届出審規則及び遺跡発見届出審規則の施行について	267
埋蔵文化財発掘について	267
埋蔵文化財包蔵地の周知の徹底	49
埋蔵文化財保護協力方依頼について	267, 268
埋蔵文化財保護体制の整備充実について(報告)	280
埋蔵文化財保護に関する当面の方策について—埋蔵文化財対策調査会報告—	272
埋蔵文化財要覧	266
まちづくり総合支援事業	262
街なみ環境整備事業	485
松浦晃一郎特命全権大使フランス国駐劄	400
松島	224
松前藩主松前家墓所	218
松本城	259
松山城跡	218, 259
祭り・行事調査	323
丸岡藩砲台跡	218
円山公園	224
馬渡権製作遺跡	218

## &lt;み&gt;

見島ウツ産地	228
水成跡	206
水子貝塚	221
身近なまちづくり支援街路事業	485
三井三池炭鉱跡 宮原坑跡 万田坑跡	222, 233, 238
南硫黄島	229
南大東島東海岸植物群落	229
南袋沢水棲昆虫生息地	229
見沼通船堀	219
箕面山	225

三保松原 ..... 224, 258  
宮城県多賀城跡調査研究所 ..... 219  
ミヤコタナゴ ..... 229, 230, 262, 490  
三好学 ..... 225  
民家 ..... 175  
民家・近世社寺建築の保護 ..... 134  
民家緊急調査 ..... 143  
民家の屋外展示 ..... 181  
民家の調査・指定 ..... 143  
民家の保存と活用 ..... 181  
民俗芸能 ..... 44  
民俗芸能緊急調査 ..... 322  
民俗資料 ..... 34, 39, 44  
民俗資料緊急調査 ..... 321  
民俗資料実態予備調査 ..... 317  
民俗資料部会 ..... 313  
民俗資料保存講習会 ..... 314  
民俗文化財 ..... 44, 59, 64  
民俗文化財緊急調査 ..... 323  
民俗文化財分布調査 ..... 321  
民法法人・公益信託等による助成 ..... 480  
民謡緊急調査 ..... 322

<む>

妻木晩田遺跡 ..... 219, 251, 291  
無形の民俗資料 ..... 315  
無形の民俗文化財 ..... 65  
無形文化財 ..... 36, 59, 63, 207, 292  
無形文化財・民俗文化財における文化財の保存技術 ..... 356  
無形文化財・民俗文化財における用具・原料の確保 ..... 361  
無形文化財助成金 ..... 294  
向島百花園 ..... 224  
陸奥上街道 ..... 219  
陸奥国分寺跡 ..... 206  
宗廟神社境内 ..... 217  
無鄰庵庭園 ..... 223

<め>

明治天皇関係史蹟の指定解除 ..... 18  
明治天皇聖蹟 ..... 206  
明治天皇の事蹟の顕彰 ..... 14  
名勝 ..... 13, 66, 207  
名勝地維持保存ニ関スル建議案 ..... 12  
明治洋風建築 ..... 144

明治洋風建築の調査・指定 ..... 144  
名所旧蹟 ..... 7  
名所旧蹟古墳保護ニ関スル建議案 ..... 12  
メトロ ..... 229

<も>

毛越寺庭園 ..... 223, 234, 257  
毛利氏庭園 ..... 239  
模型製作 ..... 167  
模写・模造（建造物の記録保存） ..... 167  
模写・模造に関する手引 ..... 122  
モンリヤ巻跡 ..... 238  
百舌鳥古墳群 ..... 210  
本薬師寺跡 ..... 215  
モニター ..... 387  
モニタリングシステム（世界遺産の保全状況の定期報告） ..... 400  
森将軍塚古墳 ..... 255  
文部科学大臣 ..... 209  
文部省科学研究費補助金特定研究「自然科学の手法による遺跡・古文化財等の研究」 ..... 275  
文部省博物館 ..... 418  
文部省博物館 ..... 418  
文部大臣 ..... 207

<や>

薬師寺 ..... 397  
薬師寺旧境内 ..... 217  
薬師岳の園谷群 ..... 227  
薬師堂石仏附阿彌陀堂石仏 ..... 257  
屋久島 ..... 394  
屋久島世界遺産地域連絡会議 ..... 394  
安田城跡 ..... 487  
野生鳥獣の保護及び管理に関する連絡会議 ..... 230, 489  
屋根瓦製作（鬼節） ..... 350  
山田寺跡 ..... 215, 216  
ヤマネ ..... 241  
山根徳太郎 ..... 210  
山上碑および古墳 ..... 256

<ゆ>

ユーカー ..... 415  
有形の民俗資料 ..... 315  
有形の民俗文化財 ..... 64  
有形文化財 ..... 34, 59, 60, 207

有形文化財（美術工芸品）の保存・活用に関する検討協力者会議 ..... 110  
輸出 ..... 8, 10  
輸出審査証明 ..... 113  
ユニドロフ条約 ..... 96  
ユネスコ ..... 226, 371, 386  
国ユネスコ・アジア文化センター ..... 368, 377  
ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所 ..... 76, 367  
ユネスコ条約 ..... 96, 386  
ユネスコ文化遺産保存日本信託基金 ..... 370  
ユネスコ無形文化財保存振興日本信託基金 ..... 370, 376  
由利海岸波除石垣 ..... 218

<よ>

吉田茂 ..... 452  
吉野ヶ里遺跡 ..... 219, 251, 291  
吉野山 ..... 226  
与那覇岳 ..... 229

<ら>

楽山園 ..... 239  
落雷対策 ..... 173  
ラムサール条約 ..... 230

<り>

栗林公園 ..... 223  
琉球 ..... 398  
琉球王国 ..... 398  
琉球王国のグスク及び関連遺産群 ..... 398  
琉球政府 ..... 213  
龍安寺 ..... 395  
龍安寺方丈庭園 ..... 223  
陵墓比定調査 ..... 15, 16  
臨時全国宝物取調局 ..... 103  
臨時全国宝物取調局等による調査 ..... 6

輪王寺 ..... 397  
林野庁 ..... 230

<れ>

歴史研究室 ..... 459  
歴史的環境調整区域 ..... 395  
歴史的環境保全市街地整備計画調査 ..... 487  
歴史的景観都市連絡協議会 ..... 186  
歴史的地区環境整備街路事業 ..... 262  
歴史的地区の保全及び現代的役割に関する報告 ..... 97  
歴史的風土審議会 ..... 254, 408  
歴史的風土特別保存地区 ..... 214, 407  
歴史的風土保存区域 ..... 214, 393  
歴史的風土保存計画 ..... 407  
歴史の道 ..... 232  
歴史の道整備活用推進事業 ..... 260  
歴史の道百選 ..... 260  
歴史民俗資料館 ..... 335, 472  
歴史民俗資料館等資料集 ..... 336  
歴史民俗資料館等専門職員研修 ..... 472  
歴史民俗資料館等専門職員研修会 ..... 336  
歴史ロマン再生事業 ..... 221  
歴みち事業 ..... 485  
連合国総司令部（GHQ） ..... 206

<ろ>

鹿苑寺 ..... 395  
鹿苑寺（金閣寺）庭園 ..... 211, 223

<わ>

若松城跡 ..... 259  
和歌山藩主徳川家墓所 ..... 218  
協街道 ..... 218  
和田岬砲台 ..... 218

## 文化財保護法50年史顧問

- |       |                     |
|-------|---------------------|
| 菴谷利夫  | (社)全日本郷土芸能協会理事長     |
| 佐野文一郎 | (財)放送大学教育振興会会長      |
| 鈴木嘉吉  | 元奈良国立文化財研究所長        |
| 坪井清足  | (財)大阪文化財調査研究センター理事長 |
| 遠山教子  | 国立西洋美術館館長           |
| 西川杏太郎 | 文化財保護審議会会長          |

(役職等については平成12年1月現在)

## 編集後記

本書は、文化財保護法50年を記念するため、文化庁の文化財保護法50年記念事業の一環として刊行されたものである。

文化財保護法は昭和25年に公布・施行され、平成12年で50年を迎えたわけであるが、我が国の文化財保護制度としては、遡ること明治4（1871）年の太政官布告「古器旧物保存方」に始まり、本書が刊行された平成13（2001）年で130周年を迎えるものである。

本書では、明治期から文化財保護法制定までの経緯、制定後の50年の歩み及び現在の制度の解説に心掛けた。

本書の刊行に当たり、平成11年9月に文化財保護部内に文化財鑑査官を中心に、各課の課長・主任文化財調査官をメンバーとする「文化財保護法50年記念史等作成に係るプロジェクト・チーム」を編成し、精力的に検討を進め、編集要項、執筆要領、構成等の原案を作成した。また、編集に当たり外部の方々の意見を聞くため、「文化財保護法50年史顧問会議」を平成12年1月に設置して、同原案の了承を得、これに基づき執筆・編集を行った。

本書の編集を進めながら、文化財保護制度を支えてきた先人の絶え間ない努力と献身に改めて接し、これら多くの方々から敬意を表したい。

また、本書の編集刊行に当たり、監修をいただき、貴重な助言をいただいた顧問の方々に、心から感謝申し上げる。

平成13年3月

文化庁文化財部長  
長谷川 裕 恭

### 文化財保護法五十年史

平成13年3月31日 発行

監 修 文 化 庁  
編集協力 文化財保護法50年史顧問会議  
印 刷 株式会社 きょうせい